専門部会議事内容結果（要旨）

専門部会名	第２回総合政策部会
開催日時	令和８年４月30日（木） 18時30分 ～ 20時20分
開催会場	名寄市役所名寄庁舎４階第１委員会
出席委員	出席者：結城委員、遠藤委員、石田委員、今野委員、守岡委員、上西委員、成田委員、小川委員 欠席者：伊藤委員、松前委員、高橋委員、鎌塚委員
事務局出席者	石橋総合政策部長、櫻田総合政策室長、佐藤総合政策課長、斉藤総合政策課主査、横澤総合政策課主事
審議事項	１　開　　会（櫻田総合政策室長） ２　部会長挨拶（結城部会長） 第１回の開催時は活発な議論となった。 本日も引き続きよろしくお願いしたい。 ３　議　　事 （１）第３次総合計画における基本構想について（斉藤総合政策課主査） （２）（仮称）重要プロジェクトについて（佐藤総合政策課長） ⇒事務局からの説明後、意見を聴取 ４　そ　の　他（佐藤総合政策課長） 今後のスケジュールについて説明（次第裏面のとおり） ５　閉　　会（櫻田総合政策室長） 頂いた意見を基に事務局にて内容を修正し、基本構想の内容を固めていく。

発言内容	**（１）第３次総合計画における基本構想について** **○将来像に関する意見** ■委　員：将来像の別案（１）について全ての要素が入っている。長いとは感じる。 ■委　員：将来像の別案（２）はシンプルでわかりやすいので良いと思う。 ■委　員：基本理念の要素が入っているものを将来像として選び出していくことがいいのではないか。 **⇒議論の結果、「ここでいい」から「ここがいい」へ　人のつながりと四季の恵みで幸せな未来を創るまち　なよろ　に決定** **○基本理念に関する意見** ■委　員：市民の方は実際何をやっているのかという部分が気になると思う。 ■委　員：前回の意見を盛り込んでいただいている。 つながりづくりの文章はとても良くなっている。 ■委　員：「つながりづくり」と「しあわせづくり」は似ていて重複する部分も多いと思うが、連携しながら進めるというイメージか。共通部分の具体がいまいちわからない。 ■委　員：相乗効果でなくて、相互効果だと思うが、冒頭にその説明があった方が良いのではないか。 ■委　員：３つの理念の相関を冒頭で説明できれば良いと思う。 ■委　員：全体の体系図の基本理念も枠が分かれているが、つながっている方が良いのではないか。 ■委　員：今後 20～30 年後には人とのつながりで気軽に助け合いができる社会になっていれば良い社会になると思っている。 ■委　員：名寄市は大学生や自衛隊員も多いから、外から来た人を受け入れる土壌はしっかりあると思う。 ■委　員：行政サービスの向上によって何となくできてきたことが、予算がなくなって、つながりを強めていかないといけないと思う。 ■委　員：「人づくり」「つながりづくり」「幸せづくり」の連携（共鳴）くらいの表現で留めて基本理念の結びつきを将来像で示していけたらいいのではないか。 **⇒議論の結果、「将来像に込めた想い」をしっかりと議論のうえ決めたので、原文のままで伝わると判断し、冒頭での説明は不要とした。体系図の枠はつなげることとした。**

発言内容	**〇将来像に込めた思いに関する修正意見** ■委　員：暮らしの質の向上につなげていきます。という表現は「質」という表現は使わない方がいいのではないか。自分たちの暮らしが悪いものだったのかと思いかねない。もう少し柔らかい表現がいいのではないか。 ■委　員：「暮らしの豊かさにつなげていきます。」という表現がいいのではないか。 ■委　員：「農産物と食」より「農と食」の方がバランスがいいのではないか。 ■委　員：環境と調和した「地域づくり」⇒「まちづくり」に修正してはどうか。 ■委　員：「こうした自然は、ただ眺めるものではなく」⇒「こうした自然は、ただ眺めるだけではなく」に修正してはどうか。 ■委　員：しあわせづくりに関する内容の下から4行目「自然と共に」⇒「自然に寄り添い」に修正してはどうか。 ■委　員：「行政だけでなく」⇒「行政だけではなく」 →「行政だけではなく」という表現は行政だけがやっていたというような見方をされかねない。「市民、企業、団体、行政が」とか、平らに並べた方がいいのではないか。 ■委　員：年齢・性別・国籍等に関係なくの概念が無くなっている ■委　員：原動力は「自然と人」「人と人」のつながり⇒「人と人」のつながりだけに修正してはどうか。 ■委　員：基本理念に記載の「誇りと愛着」⇒「愛着と誇り」に修正 「誇りと納得」の「納得」は「愛着」に統一してはどうか。 ■委　員：「名寄を選びたい」、「名寄に戻りたい」を「名寄がいい」に統一してはどうか。 ■委　員：「名寄を選びたい」、「名寄にいたい」、「名寄に戻りたい」がいいのではないか。下の２行（また、これからもこのまちで暮らし続けたいと思える環境を大切にし、今住んでいる人にとっても「ここがいい」と感じられるまちづくりを進めていきます。）は削除してはどうか。 ■委　員：「子育て、進学、就職、仕事」に順番について自分目線か親目線かで順序が変わってくると思う。また、「老後」も追記してはどうか。

発言内容	■委　員：幸せづくりに関する内容の最終行「切り拓く」⇒「創り上げていく」に修正してはどうか。 ■委　員：「人づくり」、「つながりづくり」、「幸せづくり」はひらがな表記がいいのではないか。 **○その他** ◎事務局：専門部会等の議論において名寄市の「地域資源」とは何かという質問が出てきている。地域資源の定義としては人材とか企業とか商店とか、全部含めたものだと考えている。農産物や加工品もあるが、すべてを大きく捉えた中の地域資源という認識でよいか。 ⇒異論なし <u>（２）（仮称）重要プロジェクトについて</u> **○重要プロジェクトについて** ■委　員：文章が理解しづらい。難しい言葉が多い。 ■委　員：サードプレイスとは何か。 ◎事務局：みなさんにわかりやすい内容になるのが大切だと思っている。 ■委　員：重点施策２と挑戦施策１がどのくらいまで進んでいる話かわからない。 これまでの話の流れがわからないので質問しづらい。 なぜそういう流れになったのか、位置づけがわかるように説明をしていかないといけないと感じる。 ■委　員：重要施策の１と２について名寄版のキッザニアをやってほしい。 キッザニアのまちとして売り出していくことはどうか。 キャリア形成で難しいのは、教師は教育の部分以外は対応できない。地域とのつながりが大事になる。 親と子どもが同じ職業付く人は少ない。名寄で体験出来れば良いと思う。 ■委　員：大学について記載があるが、大学を使ってどういうまちづくりをするのかを政策として考える必要があるのではないか。 ■委　員：重要施策２について、大学に求めるものが在学途中で違うなと思ったときに他の大学と連携して違う学びが出来る様な仕組みがあるといいのではないか。 企業側は大学の学科にこだわらなくなっている。大学生もこだわらず学べる仕組みがあるといいのではないか。 ■委　員：多様な人材を受け入れて、地域に多様な人材を輩出していくことが大学の役目だと思っている。２つの学位をとれる仕組みも大学で検討している。

第２回　名寄市総合計画審議会総合政策部会

日　時：令和8年4月 30 日(木)18 時 30 分～
場　所：名寄市役所名寄庁舎4階第一委員会室

１　開　　会

２　部会長挨拶

３　議　　事
協議事項
（1）第3次総合計画における基本構想について

（2）（仮称）重要プロジェクトについて

４　そ の 他

５　閉　　会

●今後のスケジュールについて【予定】

・５月１日　第４回庁内策定委員会（進捗状況の共有・重点 PJ 協議）

・５月中旬　実施計画事業検討（６月中旬〆）

・５月 20-22 日　第３回総合政策部会（重点 PJ 確認、基本目標確認）

・６月２日　議員協議会にて進捗報告（基本構想・基本計画について）

・６月下旬～７月中旬　理事者ローリング（実施計画事業　計９日間）

・７月６日　市民懇談会（名寄）　よろーな大会議 ABC

・７月８日（仮）　第〇回総合政策部会（市民懇談会を踏まえた修正について）

・７月 14 日（仮）　総合計画審議会（各専門部会の議論経過報告、答申(案)確認）

・７月 21 日（仮）　名寄市総合計画（第３次）答申

・７月下旬　パブリックコメント開始（30 日間）

・８月下旬　パブコメ終了

・９月上旬　パブコメ結果について報告・修正内容について確認

・９月中旬　素案まとめ議会提出

・10 月上旬　集中審議

第2回　名寄市総合計画審議会総合政策部会

No.	団体等	総合政策部会	各部会	氏　名
1	名寄市総合計画審議会会長	部会長	―	結城　佳子
2	名寄市総合計画審議会副会長	副部会長	―	石田　十羽完
3	名寄市総合計画審議会副会長	副部会長	―	遠藤　貴広
4	総務・市民生活環境・教育文化スポーツ部会	―	部会長	今野　聖士
5		―	副部会長	伊藤　美和子
6		―	副部会長	守岡ダニエル武雄
7	保健・医療・福祉部会	―	部会長	上西　靖子
8		―	副部会長	成田　勇一
9		―	副部会長	松前　聡美
10	産業経済・都市基盤整備・交通部会	―	部会長	高橋　直樹
11		―	副部会長	小川　和則
12		―	副部会長	鎌塚　英明

名寄市総合計画
（第３次）

【基本構想】

《令和９年度～令和16年度》

たたき台

令和８年４月30日時点

名寄市

名寄市章（平成18年３月27日制定）



名寄市の英頭文字「N」をモチーフとし、溢れる自然の恵みに天を仰ぎ感謝し、北の都をみんなで力を合わせ創り上げ発展していく様子を表現しています。

市民憲章（平成19年２月26日制定）

私たちは、秀峰ピヤシリを望み、天塩川の恵みに育まれた美しい緑と樹氷きらめくまち、名寄の市民です。厳しい風雪に耐え抜いた開拓者精神を受けつぎ、郷土を愛する心を大切にしながら明るく、生き生きとした名寄市の発展に努めます。

自分のまちに誇りと責任をもち、
みんなで話し合いながら、住みよいまちをつくります。

からだとこころの健康を大切にし、互いに温かい思いやりをもって、
安心して暮らせるまちをつくります。

豊かな自然を守り育て、自然と調和した暮らしの環境をととのえ、
快適でうるおいのあるまちをつくります。

楽しく働き、創造力を発揮し、
豊かな暮らしを誇れる活力に満ちたまちをつくります。

知性と感性をみがき、こころ豊かな人と薫り高い文化を育み、
希望に輝くまちをつくります。

都市宣言（平成19年３月15日制定）

安全・安心都市宣言

子どもや高齢者をはじめ、市民を巻き込む交通事故・犯罪・暴力・災害をなくすることは、私たちの願いです。

私たちは、「安全・安心のまち名寄」を合言葉として、市民一人ひとりが互いに協力し合い、明るく、住みよいまちを実現するため、ここに「安全・安心都市」を宣言します。

教育都市宣言

私たちは、北・北海道で唯一の公立大学を持つまちとして、幼児教育から大学教育までの連携のもと学校、家庭、地域が手をつなぎ合い、豊かな心と知性を育み、生涯にわたっていきいきと学ぶため、ここに「教育都市」を宣言します。

健康都市宣言

豊かな自然の中で、健康で明るい幸せが続くことは市民共通の願いです。

こころとからだの健康は、幸せと生きがいの源であり、市民一人ひとりがスポーツ、文化、自然に親しみ、さらなる健康づくりを推進するため、ここに「健康都市」を宣言します。

非核平和都市宣言

戦争のない世界平和と核兵器廃絶は、人類共通の願いであり、私たち市民は、世界唯一の被爆国の国民として、核保有国に対し、その廃絶と軍縮を訴えると共に、市民の生命と生活を守るため、非核三原則を守ることを強く求めます。

美しい郷土、恵まれた自然、豊かで平和な未来を子どもたちに手渡すことは、私たち市民の責務です。

名寄市は、恒久平和と幸せな市民生活を守るため、ここに「非核平和都市」を宣言します。

名寄市のシンボル（平成18年７月25日制定）

市の花／オオバナノエンレイソウ



ユリ科の花で４月から５月頃に北海道の原野や広葉樹木の下にはえる多年草。凛とした１本の茎に３枚の大きな葉とよく目につく白色で気品の高い花が特徴です。

開拓当時から住民に親しまれ、北海道大学の校花。また、名寄市とも親交が深いカナダ国オンタリオ州花でもあります。

市の木/シラカバ



カバノキ科の木で市内の山野に広く自生し「森の貴公子」ともいわれ美しい林をつくっています。明るい場所を好み、成長が早いため、山火事や伐採など何らかの理由で森林が消滅した場合、そのあとに真っ先に生える樹木の一つです。

樹液は人工甘味料キシリトールの原料になり、最近は採取した樹液をそのまま利用することがブームになっています。

市の鳥/アカゲラ



キツツキ科の留鳥で、夏期は、主に山地に棲み、冬期には、エサを求めて市街地に現れ、白、黒、赤の美しい配色で、人なつっこい姿を庭先で見ることができます。

人家付近の樹木に穴を開け巣を作ることも多く、古損木や樹皮に寄生する虫を食べるため、その強い口ばしで木を叩く音は「森のドラマー」のニックネームもあります。



「星・雪・きらめき 緑の里 なよろ」は、名寄市の豊かな自然環境のすばらしさやいきいきとした市民の姿を表しており、天塩川の恵みに育まれてきた農業をはじめとする産業と人と人との結びつきを大切にして支え合い、一人ひとりが輝く名寄のまちを表しています。

目　　次

Ⅰ　総論……1

1　計画の策定にあたって……2
2　名寄市の概況……6
3　時代の潮流……11
4　市民意識とまちづくりの課題……14

Ⅱ　基本構想……24

1　基本理念(案)……25
2　将来像(案)……26
3　基本目標(案)……28
4　施策の体系(案)……30
5　土地利用の考え方(案)……31
6　将来の展望……32

Ⅰ　総論

1 計画の策定にあたって

（1）計画策定の趣旨

本市では、総合的かつ計画的な市政の運営を図る「総合計画」を最上位計画に位置付けて策定し、国や北海道等の動向も注視しながら、それぞれの時代や社会の潮流に合った形で、施策・事業を推進してきました。

このたび、これまで推進してきた「名寄市総合計画（第2次）」が令和8年度末で終期を迎えることから、時代や社会の大きな潮流に沿った形で、計画内容を精査し充実させることで、関係機関や各種団体、市民等との協働・連携により、本市の明るい未来を築くことができるよう、「名寄市総合計画（第3次）」（以下、「本計画」という。）を地方版総合戦略と一体的に策定しました。

本計画の各施策を着実に実施することにより、これからも誰もが住み続けたいと思えるまちを築き、次の世代へ引き継いでいけるよう、持続可能なまちづくりを目指します。

■これまでの総合計画

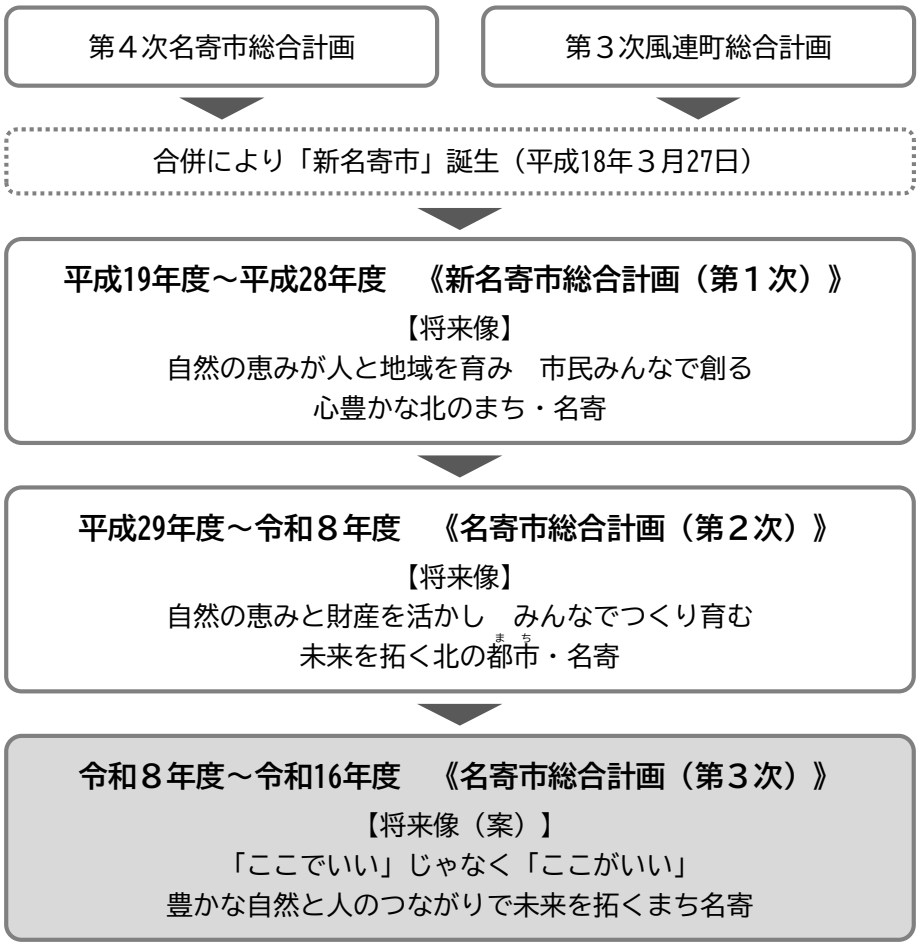

（2）計画の位置付け

本計画は、市民主体のまちづくりの実現を目的とした「名寄市自治基本条例」に基づく市の最上位計画として位置付け、本市が目指す将来像とその姿を実現するための方向を示すために定めるものです。

また、本計画は、人口減少という市が直面する大きな課題に対する方向性や取組を示すものでもあることから、将来にわたって活力ある社会を実現するための地方創生施策を一体的かつ、より効果的に進めるため、基本計画における重点プロジェクトを地方版総合戦略（名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略）と位置付け、一体的に策定します。

（3）計画の役割

本計画は、全ての分野を対象とした総合的で計画的な指針となるよう次の役割をもっています。

《総合計画の役割》

役割1：各施策分野における政策及び事業の根拠

行政運営の基本指針として全ての施策や事業の根拠となる最上位計画です。各分野の政策及び事業は、総合計画に根拠を置き、常に総合計画との調整を図りながら進行管理を行います。

役割2：名寄市を経営していくための総合指針

めまぐるしく変化している社会経済情勢を的確に捉え、適切な役割分担による市民との協働や民間のコスト意識の高さを取り入れるなどの“行政経営”を実現するための指針が必要です。

総合計画はまちづくりを進める行政経営の指針としての役割を担います。

役割3：市民のまちづくりの共通目標

まちづくりにおいては、民間と行政が「目標」とそれを達成するための「手段・方法」を共有し、力を合わせ行動していくことが重要です。

総合計画は地域活性化のための市民の主体的なまちづくり活動の基本指針としての役割を担います。

（4）計画の構成と期間

総合計画は、社会経済の動向を展望しながら、将来に向けて本市が目指すまちの姿を示すものですが、一方で、本市を取り巻く環境の変化にも的確に対応することが求められます。

今後も総合計画に基づく市政運営を推進していくためには、安定性と実効性を併せ持つ総合計画とする必要があることから、本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成し、その期間と内容を次のとおり定めます。

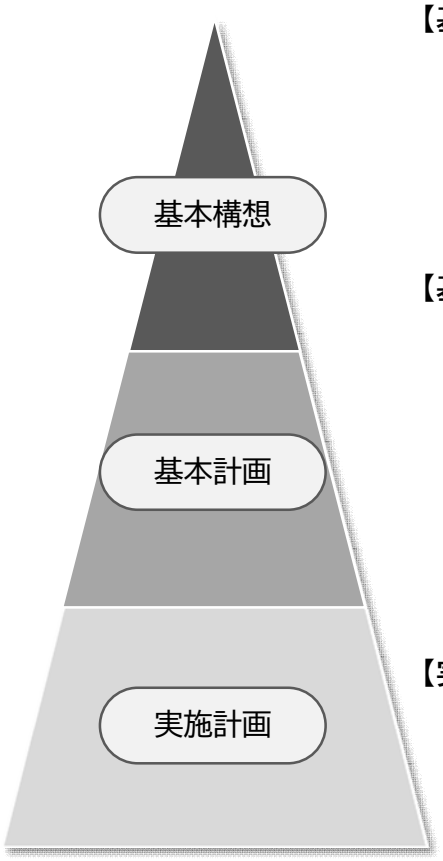

【基本構想】市が目指す都市像とまちづくりの基本方針

社会経済情勢の動向を展望しながら、長期的な視点で本市が目指す都市像を明らかにするとともに、「まちづくりの目標」を定め、その目標の実現に向けた基本的な方針を示します。

【基本計画】目指す都市像を実現するための基本的な施策

社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため中期的に具体的施策を定めるとともに、基本構想に掲げる各分野の基本的な方針に基づく必要な施策を分野ごとに具体的に示します。

さらに、人口減少や少子高齢化などへ対応するために、計画期間中に重点的に取り組む施策を設定します。

【実施計画】基本計画を推進するための具体的な事業

基本計画で示した分野ごとの施策を具現化するため、施策の体系ごとに必要とされる事務事業を定め、短期間で必要な見直しを行います。

■計画期間

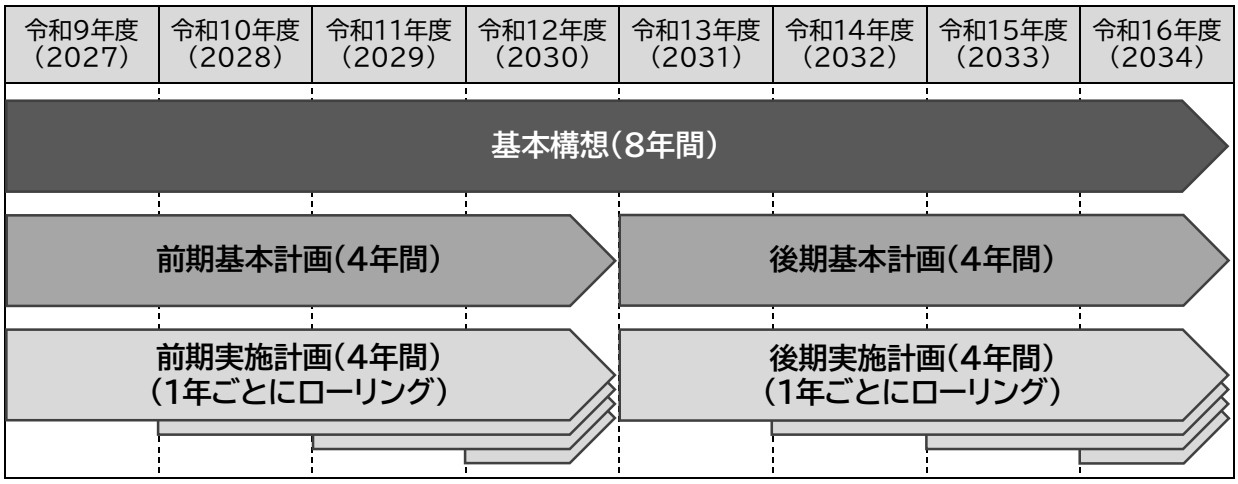

（5）計画策定の基本姿勢

① 市民参加の促進

計画策定段階から積極的な情報発信や、計画づくりへの参画の場の確保に努め、市民と市が一体となって計画づくりを進めます。

② 社会経済情勢の変化への対応

人口減少・高齢化の進展や地域経済の低迷、気候変動に起因する自然災害の頻発・激甚化、市民生活の多様化に伴う地域コミュニティの在り方、デジタル化や脱炭素化の加速など、社会経済情勢の変化を捉え、これからの時代に対応できる計画を目指します。

③ 地域資源の活用

本市が有する自然環境や、市立大学、市立総合病院をはじめ有形無形の地域資源を活かした計画を目指します。

④ わかりやすさと実効性の確保

総合計画は、市民と市の協働によるまちづくりの行動指針であるため、簡素でわかりやすい内容や表現に努め、市民にとってわかりやすい計画を目指します。

また、公共施設の老朽化や今後とも厳しい財政状況が見込まれる中、施策の選択と重点的な施策展開を図るとともに、目標や指標等を掲げ、分野ごとに推進する個別計画に連動させ、実効性のある計画を目指します。

⑤ ウェルビーイング（Well-Being）の向上を目指す計画づくり

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良好な状態であることを意味する概念で、広義の幸福・多面的な幸せを表す言葉です。

市民の幸福度について、市民アンケート等で意見聴取し、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感（Well-Being）」を指標化した「地域幸福度（Well-Being）指標」をもとに、市民目線に立った計画策定を行います。

（6）計画の進捗管理

施策及び事務事業の達成状況などを客観的に評価する行政評価制度による進捗管理を実施するとともに、社会経済情勢の変化への対応や行政評価の結果等を踏まえて行う総合計画実施計画ローリングにより、本計画の着実な推進を図ります。

また、実施計画ローリングについては、毎年度、基本計画期間中の事務事業について実施します。

2 名寄市の概況

（1）位置・地勢

本市は、北緯44度、東経142度、北・北海道の長流天塩川が形成する名寄盆地のほぼ中央に位置し、東は雄武町と下川町、西は幌加内町、南は士別市、北は美深町と接しています。

その市域は、東西に約29km、南北に約34.5kmの四角形に近い形となっており、534.86km^{2}の行政面積を有しています。

道路は南北に国道40号、東側に国道239号が通り、また鉄道は南北に宗谷本線が走っており、古くから交通の要衝として幅広い生活圏域を形成した本市は、道北圏の中核都市として発展してきました。

気候は、日本海気象の影響を受ける内陸部に属していることから寒暖の差が激しく、夏冬の温度差は60℃にも及び、夏季は昼夜の温度差が大きく、冬季は寒気が厳しく降雪量も多い気象条件を有しています。

（2）沿革

風連地域は、明治32年、旧村名「多寄村」の名称のもとに剣淵村外3カ村戸長役場の管轄に入ったことにはじまり、風連村を経て昭和28年の町制施行で風連町になりました。

名寄地域は、明治33年、山形県東田川郡東栄村（藤島町を経て鶴岡市）の有志により曙地区に開拓の鍬が下ろされて以来、上名寄村、名寄町を経て、昭和29年に旧智恵文村と合併後、昭和31年に北海道内21番目の市として市制を施行しています。

こうした中で、古くから地理的・人的つながりの深かった両市町は、人的・財政的基盤を強化する必要の高まりを背景に、平成16年3月に「法定合併協議会」を設置し、様々な事務事業の擦り合わせとともに住民説明会を重ね、平成18年3月27日に新設合併し新「名寄市」が誕生しました。

社会的・経済的にみると下川町、美深町、音威子府村、中川町とのつながりが深く、これらの町村と一部事務組合（消防救急：下川町・美深町・音威子府村・中川町、廃棄物処理：下川町・美深町・音威子府村）、介護認定審査会などを設置しているほか、周辺の12市町村とともに、北・北海道中央圏域定住自立圏を形成して広域行政を進めており、本市はこの圏域で中心的な役割を果たしています。

（3）総人口と人口動態の状況

旧風連町を含む本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和7年には24,297人となっています。年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向で推移しているほか、これまで増加傾向で推移していた老年人口（65歳以上）も令和2年には減少に転じています。

総人口の変化を自然増減（出生と死亡による人口の増減）と社会増減（転入と転出による人口の増減）でみると、社会減が人口減少の大きな要因となっている状況ですが、近年は自然減が拡大しています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

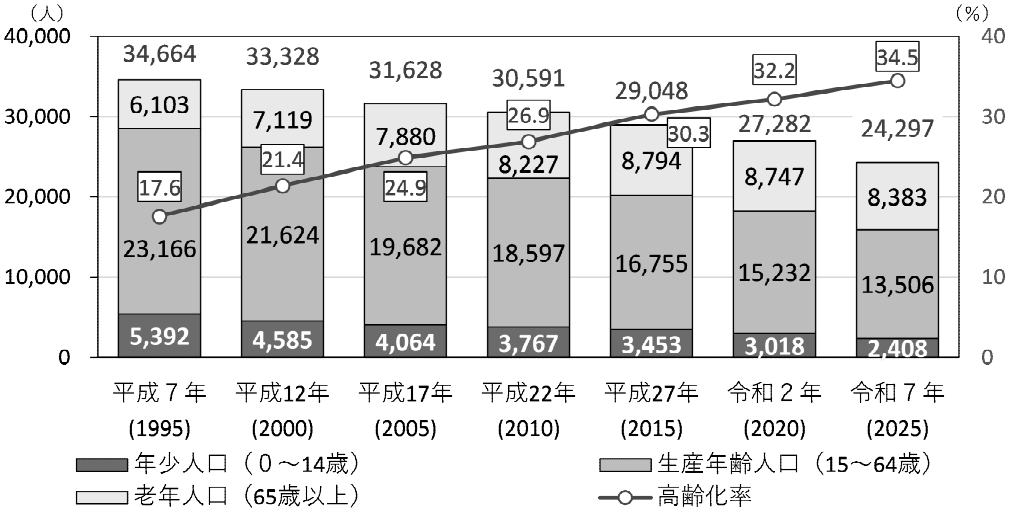

※総人口は年齢不詳を含む。
出典：令和2年まで総務省「国勢調査」、令和7年は住民基本台帳（令和7年9月末現在）

■自然増減と社会増減の推移

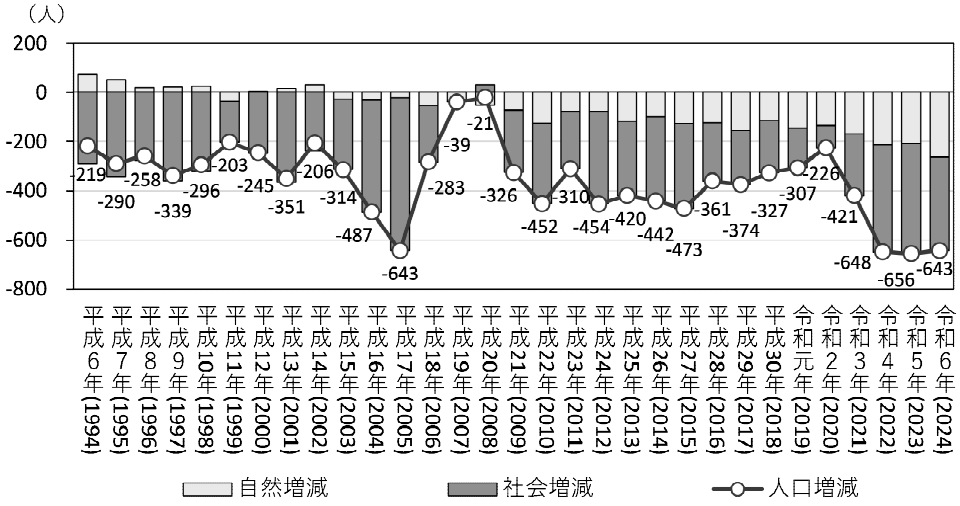

出典：令和5年まで／内閣府「地域経済分析システムRESAS」、
令和6年／総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

（4）産業の状況

旧風連町を含む就業者総数の推移を産業大分類別でみると、第1次産業と第2次産業の就業者数は大きく減少しており、平成2年から令和2年にかけて第1次産業は1,752人（56.2%）、第2次産業は1,895人（55.5%）の減少となっています。

第1次産業のうち農家戸数の推移をみると、総農家数は平成12年からの20年間で半数近くまで減少しており、令和2年は580戸の状況です。

■産業3部門別就業者数の推移

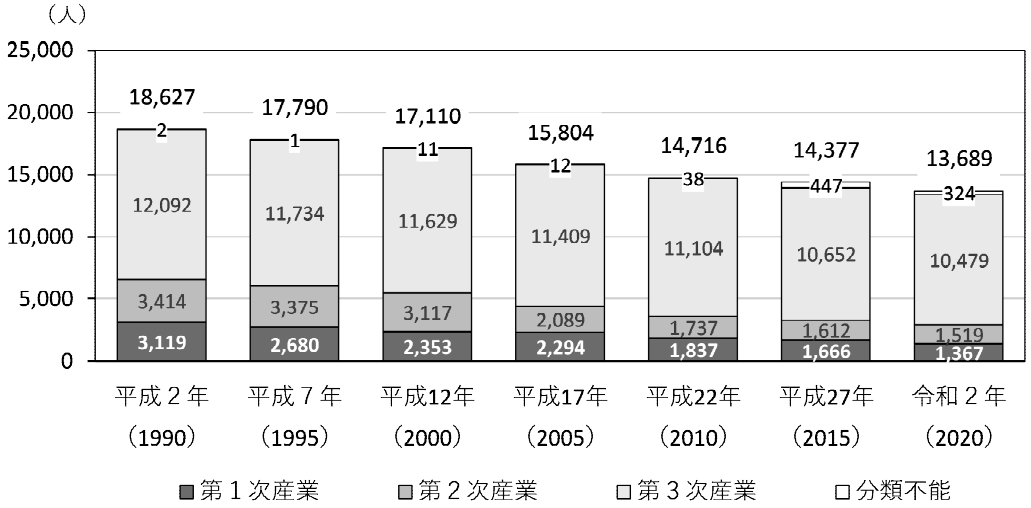

出典：総務省「国勢調査」

■農家戸数の推移

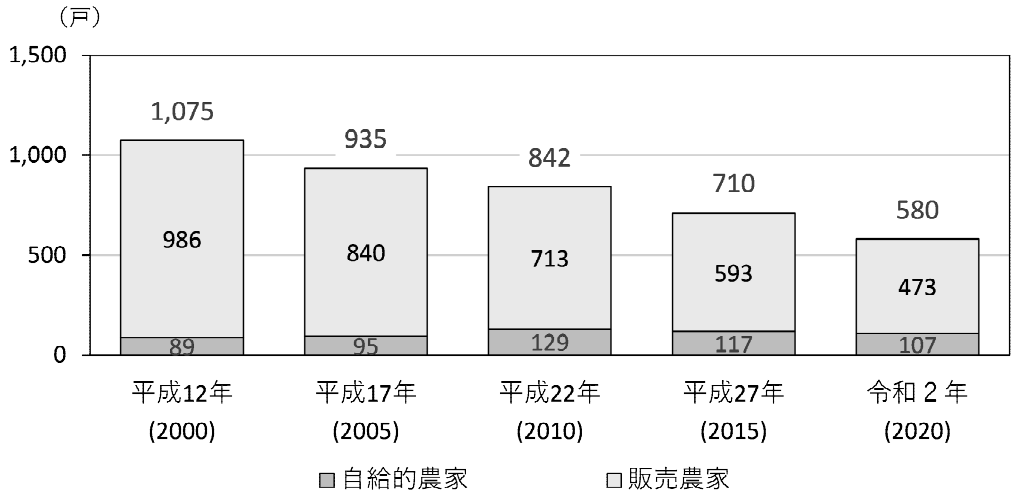

出典：農林水産省「農林業センサス」

（５）財政の状況

① 歳入決算（一般財源）の推移

本市の歳入のうち、市税や地方交付税など使途が特定されない一般財源の推移をみると、令和元年度から令和6年度の6年間で約19億円増加しており、その主な要因は地方交付税の増加となっています。

自主財源の大きな割合を占める市税は、30億円前後で推移していますが、今後は、人口減少に伴う市民税の減収や地価下落に伴う固定資産税の減収などが想定されます。

■歳入決算（一般財源）の推移

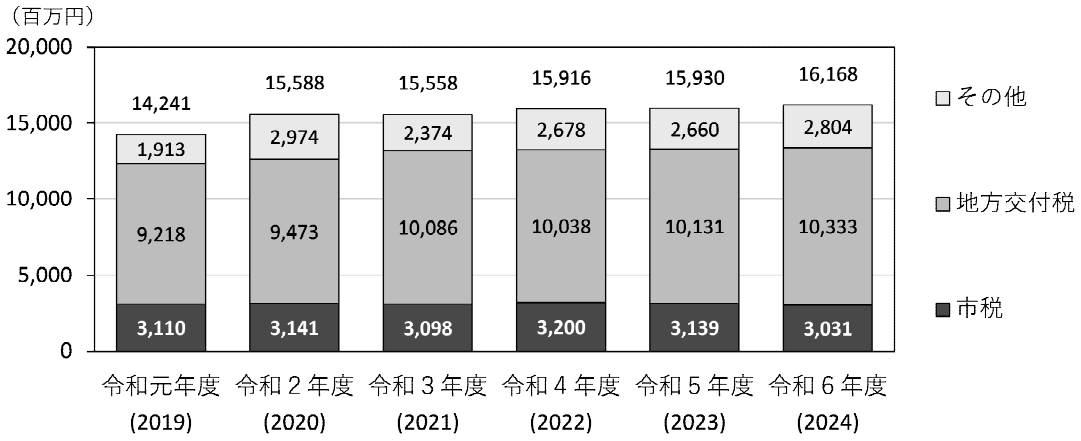

出典：名寄市財政課

② 歳出決算（経常的経費）の推移

本市の歳出のうち毎年度経常的に支出する経費（経常的経費）の推移をみると、人件費・物件費・補助費等の増加が大きな要因となり、令和元年度から令和6年度の6年間で経常的経費は約20億円増加しました。特に令和6年度は対前年度比4.5%増で過去最大の伸び率となっており、今後も経常的経費は増加することが見込まれます。

■歳出決算（経常的経費）の推移

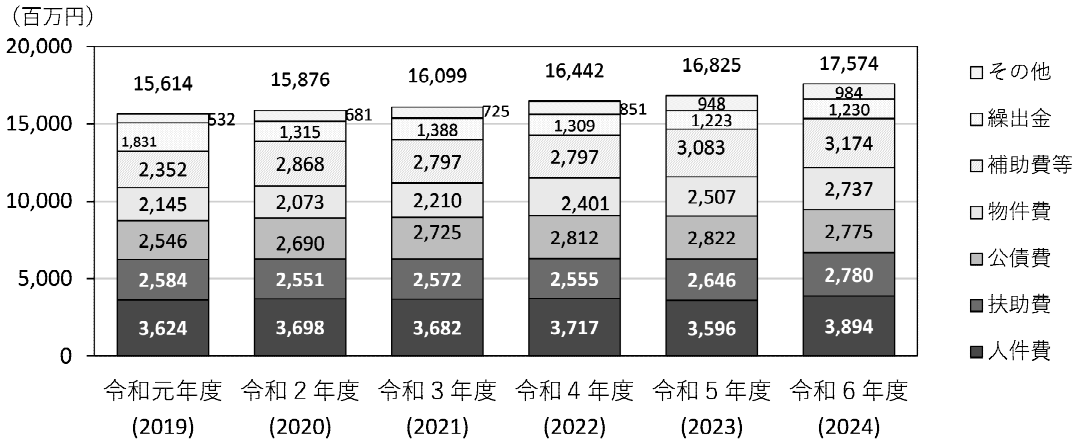

出典：名寄市財政課

③ 基金残高の推移

将来の財政的リスクへ備えとなる基金は、令和3年度に100億円を超える残高を有していました。しかし、令和4年度以降、物価や人件費の高騰による経常的経費の増加の影響から財政調整基金など基金を大きく取り崩しており、令和7年度9月末の基金残高は58億円を下回っています。

■基金残高の推移

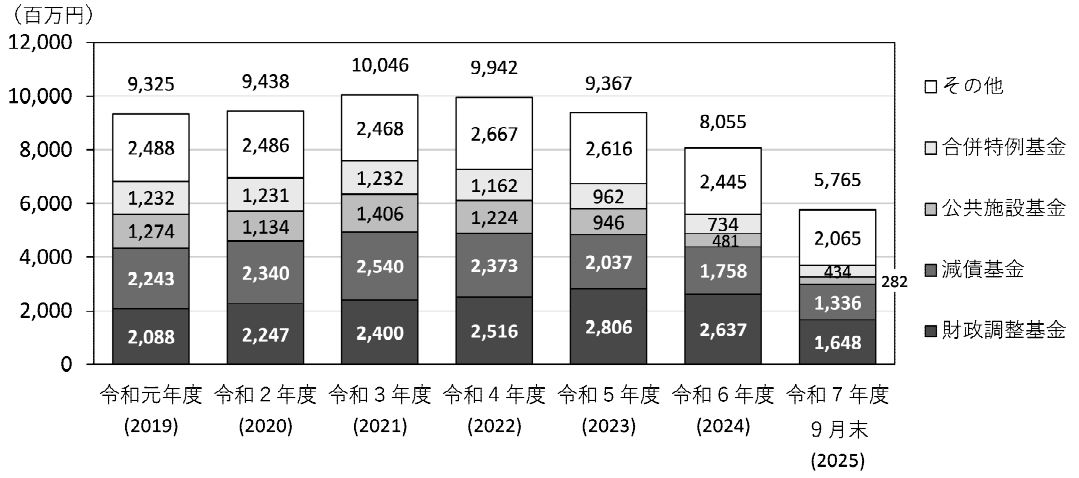

出典：名寄市財政課

④ 実質公債費比率・将来負担比率

実質公債費比率※1は横ばいで推移していますが、将来負担比率※2は令和4年度決算まで減少傾向にあったものの、財政調整基金などの取り崩しによる充当可能基金の減少の影響等により上昇に転じ、令和6年度は前年比12.5%増の21.8%となりました。

■実質公債費比率及び将来負担比率の推移

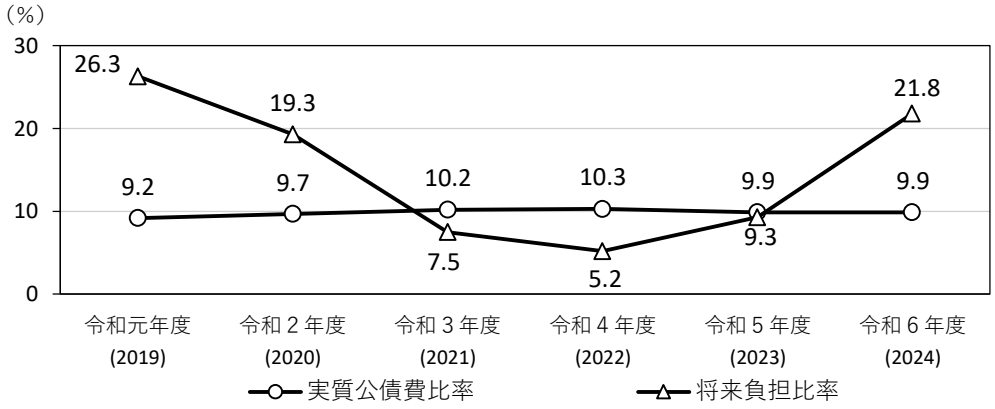

出典：名寄市財政課

※1 実質公債費比率
市の収入のうち借金の返済にどれくらいの割合が使われているかを示す指標。

※2 将来負担比率
市が将来にわたって支払う借金や負担の総額が、年間の収入に対してどれくらいの大きさかを示す指標。

3 時代の潮流

（1）人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は、平成20年の約1億2,808万人をピークに人口減少社会に入っており、令和7年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口は約1億2,433万人に減少しています。また、高齢者人口（老年人口）は、令和7年1月1日時点で約3,592万人、総人口に占める割合は28.9％となっています。

超高齢社会は、高齢者、特に後期高齢者の増加によって、年金や医療費等の社会保障費の増加等、社会の様々な面での影響が懸念されており、令和24年には国民の5人に1人が後期高齢者になると予測されています。

一方、出生数は平成27年まで100万人を維持してきましたが、以降は100万人割れの年が続いており、令和6年の出生数は約69万人となっています。

人口減少や少子高齢化は労働力や地域活力の低下を招くとともに、内需を縮小させる要因となるため、将来的な経済の低迷や国力の衰退につながることが懸念されます。

（2）経済・雇用情勢の変化

経済のグローバル化が進み、従前から製造業の海外移転等が進んでいましたが、近年は、コロナ禍の影響により製造業の国内回帰等もみられ、国内生産による品質の向上と供給の安定化に努めていました。そのような中、令和4年に入りロシア・ウクライナ間での戦争による世界的なサプライチェーンの寸断や原材料費の高騰等により、製造業を取り巻く厳しい状況は依然として続いています。

雇用情勢は、コロナ禍以前と比べて求人数の回復に遅れがみられる産業もあるものの、経済社会活動が徐々に活発化する中で持ち直しの動きがみられ、女性、高齢者及び障がい者等の労働参加が着実に進展しています。

しかしながら、少子高齢化等の影響を受け、長期的に続く企業の人手不足の問題も再び顕在化してきています。

このような状況下で、地域経済を持続的に発展させていくためには、時代に合った良好な雇用環境を整えていくことが重要であり、これまで以上に中小企業支援や求職者に対する就職支援、雇用のミスマッチ解消等に向けた取組強化が求められるとともに、外国人材の受入れと定着促進が必要と考えられます。

（3）国を挙げたデジタル化の取組

国において、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決やハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保等の取組をさらに加速させるため、「デジタル田園都市国家構想」を提示し、その具体的な取組を進めるため、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

本市では、DX推進を通して持続可能なまちの実現を目指す上で、「デジタルで未来を拓き市民ともに人・暮らし・元気を育む」を基本理念として策定した「名寄市DX推進計画」に基づき、庁内のDXとして「わかりやすい行政」、地域のDXとして「ずっと住み続けたい名寄市」を目指して、あらゆる分野でのデジタル技術等の効果的な活用により、市民の利便性向上や業務効率化等につながる取組を進めています。

（4）安全・安心な暮らしの確保

平成23年に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、人々の意識に大きな衝撃を与えました。

また、近年の大型台風や線状降水帯、積乱雲の突然の発達による局地的大雨や竜巻等は、各地に大きな被害をもたらしていることから、こうした天災に対する人々の防災意識は急速に高まっています。

生活安全の面においては、高齢の方を狙った特殊詐欺、SNSを介して若者が被害に遭う事件など、悪質な犯罪が後を絶ちません。また、通学途中のこどもが巻き込まれる悲惨な事故も全国各地で起きています。

本市としても、身近な安全を脅かす問題への対策を進め、誰もが安心して日々を過ごすことができる環境を整えることが重要です。

（5）環境問題に関する意識

二酸化炭素等の温室効果ガスの増加による地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつ、超大型台風の発生等の異常気象が世界各地でみられ、被害も至るところで発生するようになっています。地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられており、全世界で化石燃料依存からの脱却・転換が進みつつあります。

温室効果ガスを排出しない「再生可能エネルギー」については、太陽光・風力・地熱・水力・バイオマス等を利用した取組が広がっています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律で、都道府県及び市町村は、温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとされており、地方自治体は2050

年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロとするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めることが求められます。

個人レベルにおいても、節電・節水等の省エネにつながる活動の実践や省エネ性能の高い家電製品、電動車（EV、PHEV、HEV等）の導入、ごみの減量やリサイクルへの取組等により、環境に優しいライフスタイルを実践することが求められます。

（6）価値観やライフスタイルの多様化

現代社会において、個人的な豊かさの追求から持続可能な地球環境の保全といった、個人から社会全体にわたる多様な価値観が混在しています。また、経済情勢や雇用者の都合を理由とした非正規雇用による就労形態の増加や、晩婚化・未婚化の進展による単独世帯の増加、インターネットやスマートフォン等の普及等により、個人のライフスタイルは年々変容しています。

その一方で、便利さや経済的な豊かさを追求するよりも、癒やし、健康、余暇等、心身の健康づくりを重視する傾向も強くなっています。

そのため、生涯にわたる教育・文化活動やスポーツ・レクリエーション活動に一層取り組み、個性や能力が最大限発揮される地域社会の構築を推進するとともに、老若男女、障がいのある人もない人も、全ての人が活躍できる社会の実現、異文化理解と多文化共生の推進等、多様な価値観や個性を尊重することにより、互いの存在を認め合い、支え合える社会を構築することが求められています。

（7）幸せを実感できるまちづくり

身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味するウェルビーイングが近年注目されており、国際的に個人と社会全体のウェルビーイング向上を目指した取組が進められています。

まちづくりの究極の目的は、そこに暮らす市民一人ひとりが「幸せ」を感じられることにあり、道路や建物といったハード面の整備や、経済的な指標の向上は重要ですが、それらは手段に過ぎません。

市民生活に密着している基礎自治体においても、幸せの概念ともいえるウェルビーイングの視点を持って、市民が幸せを実感できるまちを構築していくことが求められます。

4 市民意識とまちづくりの課題

（1）市民アンケート調査結果

①名寄市への愛着度

名寄市への愛着度を調査対象者別でみると、「とても愛着を感じている」「どちらかといえば愛着を感じている」の合計は小学校低学年が94.3%で最も高く、大学生はその割合が52.0%で最も低くなっており、市外からの転入者が多いことがその要因になっていると考えられます。

一般市民を年齢階級別でみると、30歳未満で名寄市に愛着のある人の割合は63.7%でほかの年齢階級と比べて低い状況です。

■名寄市への愛着度（調査対象者別）

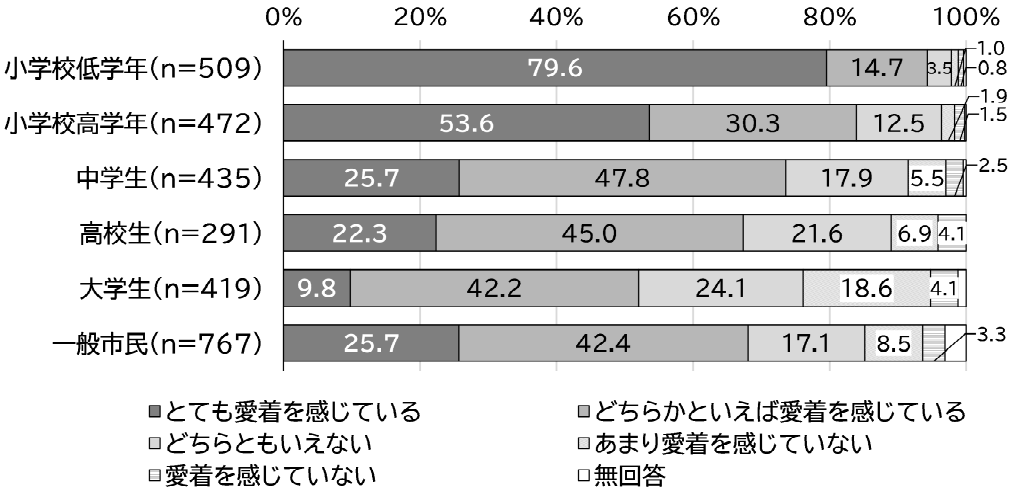

■名寄市への愛着度（一般市民の年齢階級別）

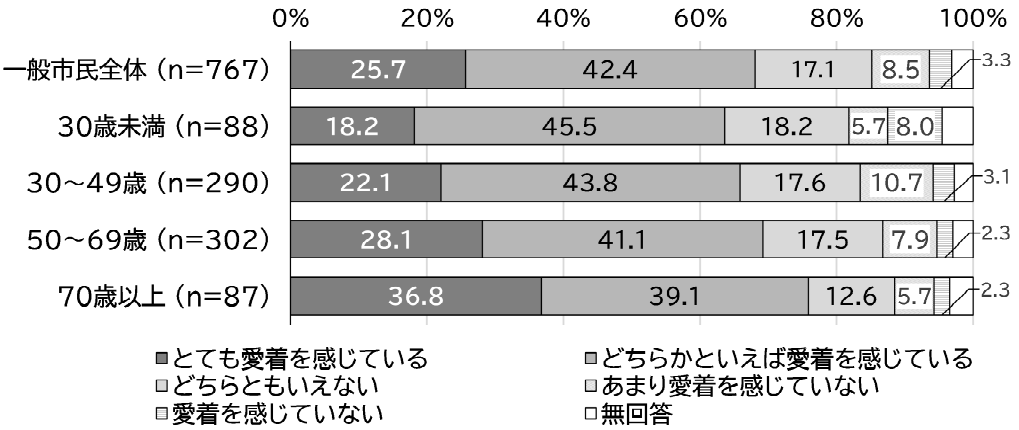

②名寄市の住みやすさ

名寄市の住みやすさを調査対象者別でみると、「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の合計は、最も高い小学校高学年が89.0%で年齢が高くなるにつれてその割合は低くなっています。

住みやすいと感じている人の割合が最も多い一般市民を年齢階級別でみると、30歳未満は「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」の合計が17.0%で、ほかの年齢階級と比べて高い状況です。

■名寄市の住みやすさ（調査対象者別）

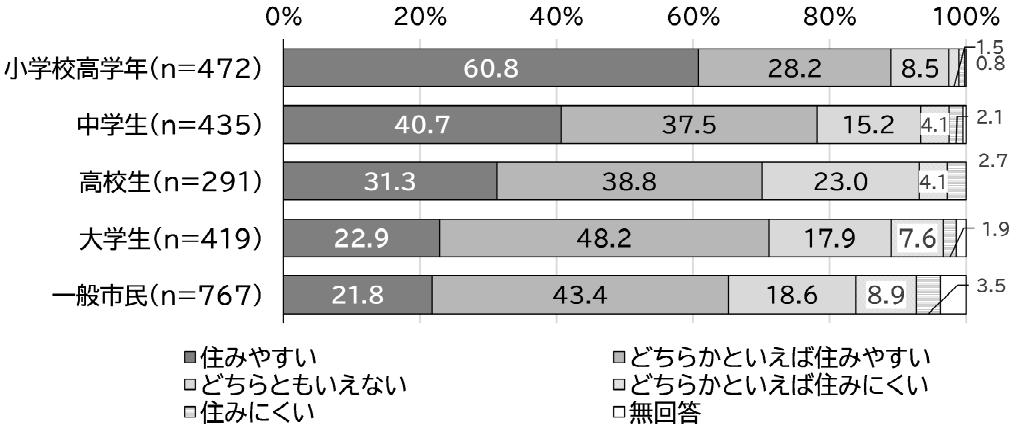

■名寄市の住みやすさ（一般市民の年齢階級別）

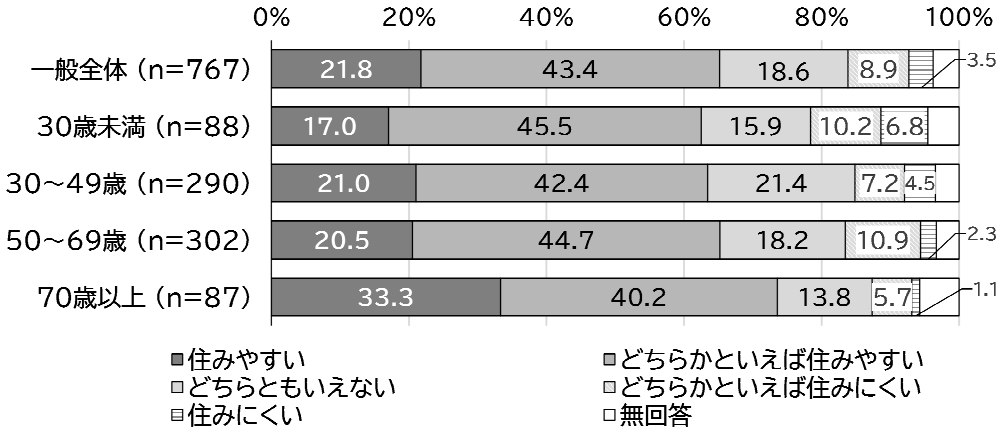

③名寄市への定住意向

30歳頃に暮らしていたい場所を小学校高学年、中学生及び高校生にたずねたところ、小学校高学年は「名寄市内」が40.7%で最も高くなっていますが、高校生は「北海道内の他の市町村」が52.9%と半数を超えています。

大学生が卒業後に住みたい場所は「北海道内の市町村」(32.7%)、「出身地(名寄市以外)」(26.7%)が上位回答となっており、「名寄市」は4.1%と低い状況にあるほか、一般市民で名寄市に定住意向した人の割合は30歳未満が30.7%にとどまっています。

■30歳頃に暮らしていたい場所(小学校高学年～高校生)

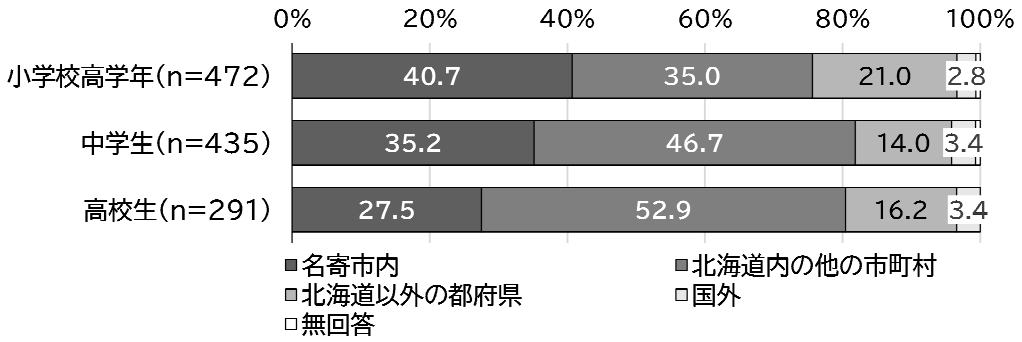

■大学卒業後に住みたい場所(大学生)

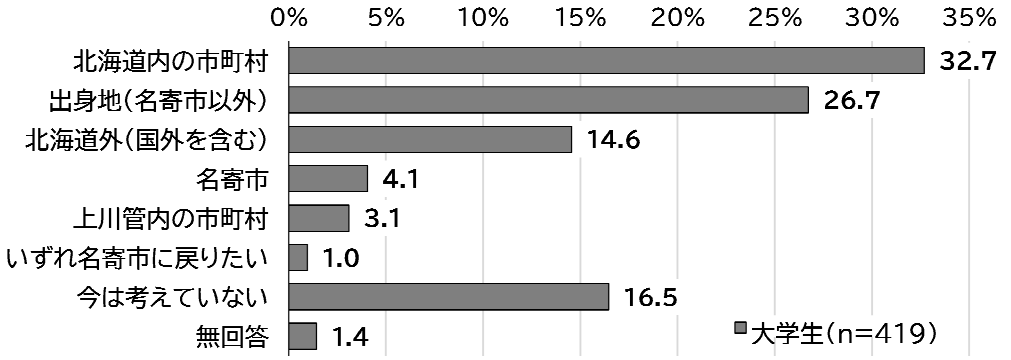

■名寄市への定住意向(一般市民)

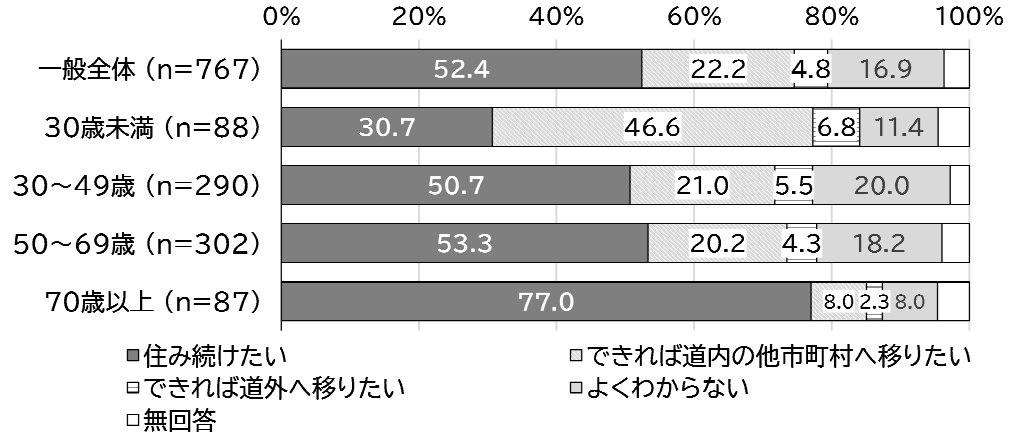

④施策項目別の満足度と重要度

市が進める施策項目に関して、アンケート調査における「現状の満足度」と「今後の重要度」の集計結果に基づく分析を行いました。

下図の右下「満足度が低く、重要度が高い」の領域に含まれる施策は、ほかの施策と比べて優先した対応が望まれ、右下に位置付けられるほど改善の優先度が高い項目と考えられ、施策項目の中では「④交通機関の便利さ」「③道路の整備状況」「⑤除排雪の状況」は改善の優先度が非常に高いと考えられます。

■施策項目別の満足度と重要度の分布

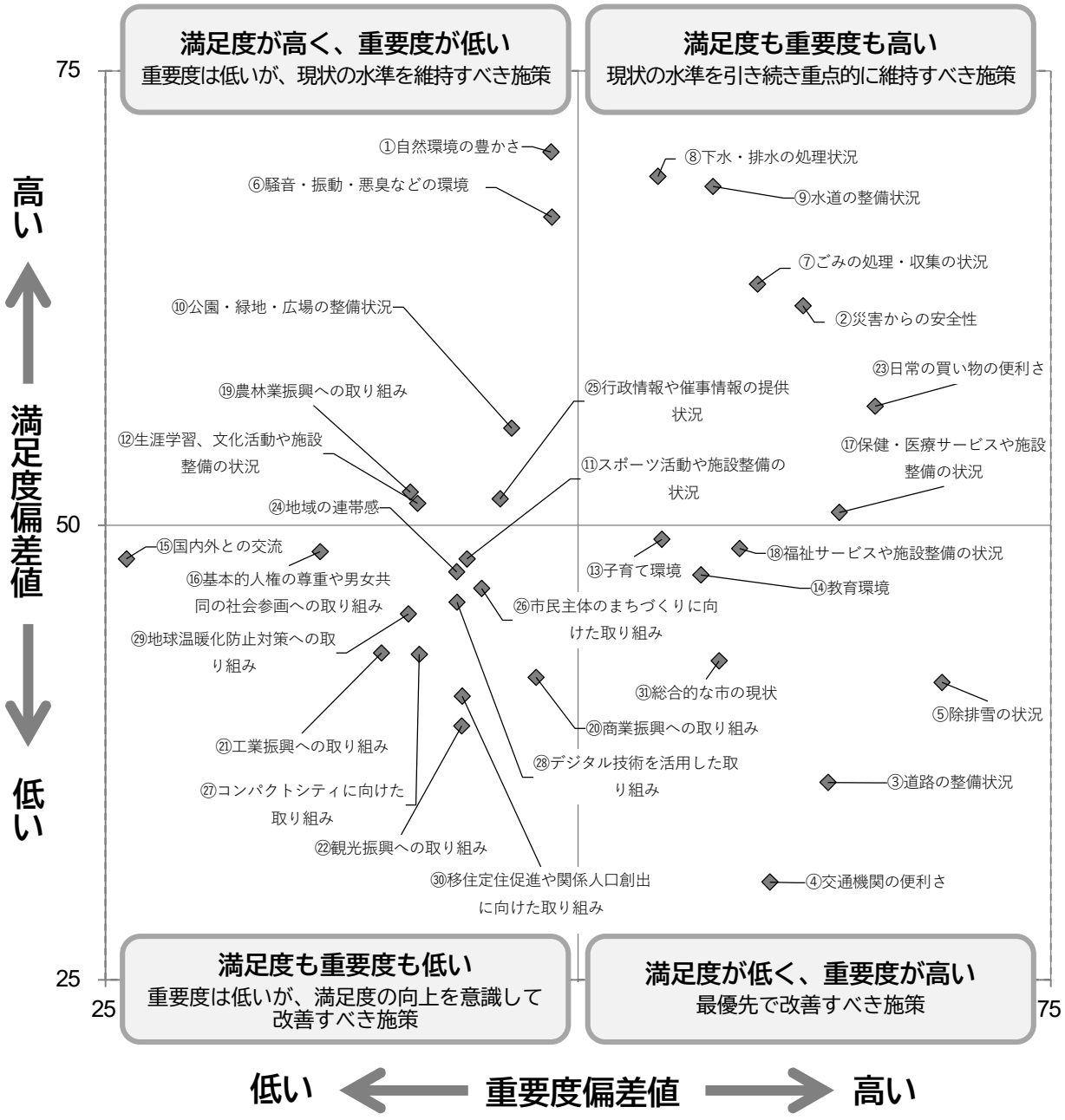

⑤今後力を注ぐべき取組

まちづくりを進めるために今後力を注ぐべき取組を全体でみると、「若者が住みやすい環境づくり（住宅取得支援、雇用の場の確保、移住者向け窓口など）」が18.3%で最も多く、次いで「若い世代の結婚・出産・子育て支援の充実」（14.0%）、「商店街の活性化対策や、まちなかの居住環境の向上などの中心市街地の活性化」（12.0%）が続いています。

年齢階級別でみても、「若者が住みやすい環境づくり（住宅取得支援、雇用の場の確保、移住者向け窓口など）」の割合は高くなっていますが、30歳未満は「若い世代の結婚・出産・子育て支援の充実」が27.3%で突出しています。

■今後力を注ぐべき取組（上位10項目の抜粋／一般市民）

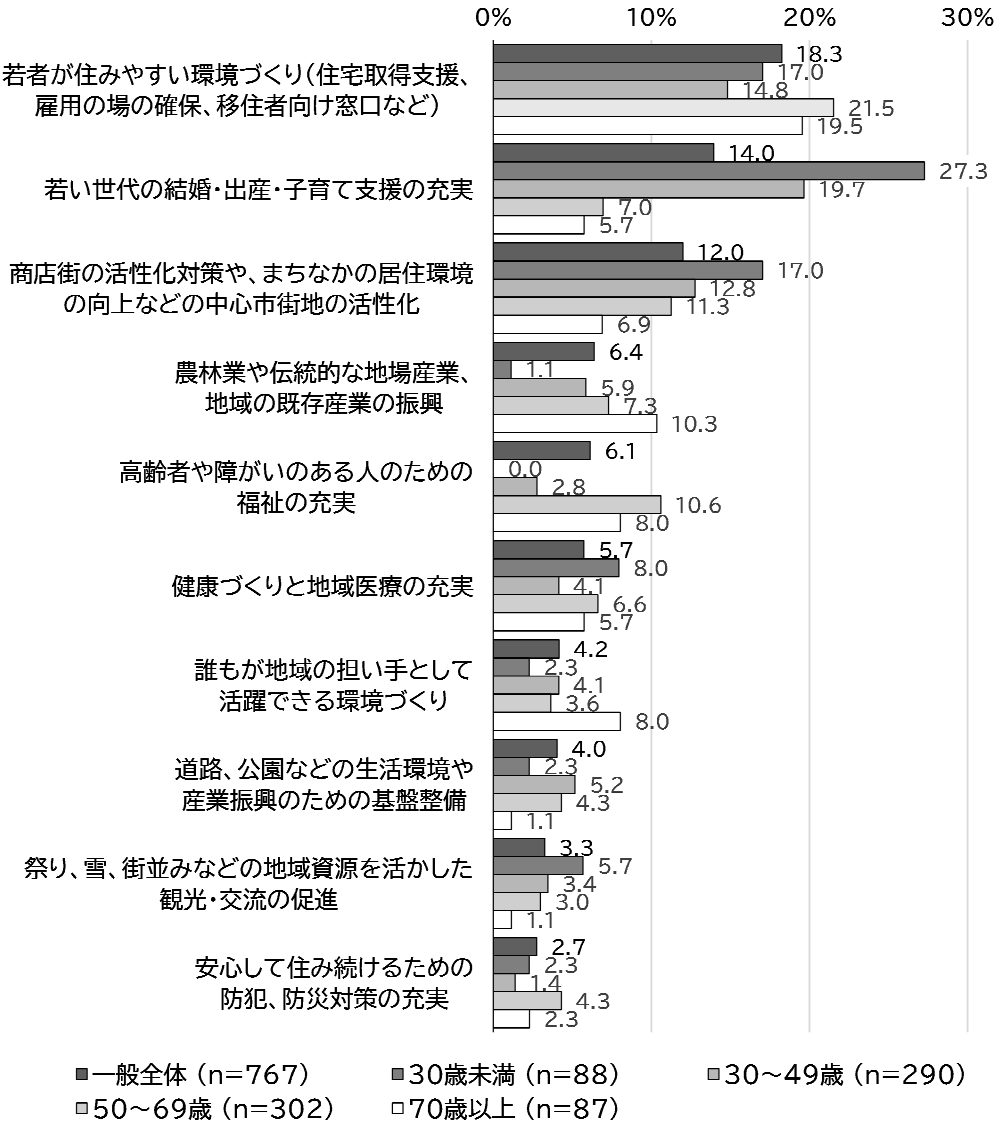

（2）Well-Beingアンケート調査結果

①幸福度と生活満足度

本市における現在の幸福度は、「8点」（23.7%）、「7点」（24.0）、「5点」（17.6%）の割合が高く、平均値は6.6点となっています。

北海道の集計結果と比較すると、幸福度の平均値には差異がありませんが、点数ごとの回答割合は、本市は「10点」が3.6ポイント低く、「7点」が3.4ポイント高くなっています。

また、本市における生活満足度は、「7点」（21.7%）、「6点」（19.1%）、「5点」（17.3%）、「8点」（16.1%）の順で割合が高く、平均値は5.9点となっており、北海道の集計結果と比較すると、本市の平均値は北海道の6.8点を0.9点下回っているほか、「10点（とても満足）」が8.6ポイント下回っている状況です。

■現在の幸福度の分布

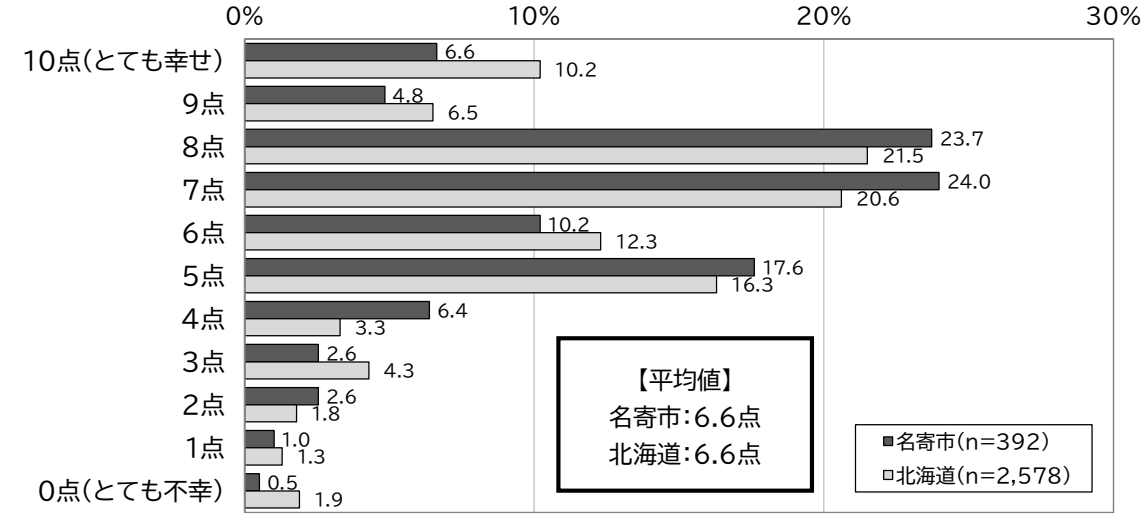

■生活満足度の分布

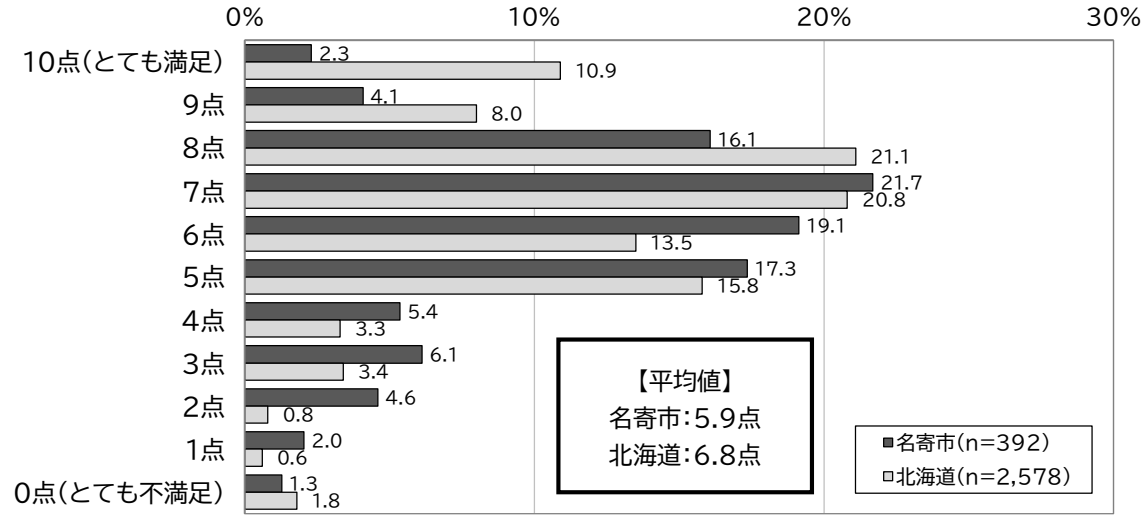

出典:「2025年版(令和7年度版)Well-Being個別調査」(デジタル庁)

②因子別の状況

Well-Being指標の主観データにおいて、3つの因子群(「生活環境」「地域の人間関係」「自分らしい生き方」)を構成する24因子に関して、全国の集計データから偏差値として算出した結果を客観データ(各種オープンデータを基にした客観的なデータ)と比較したグラフは下図のとおりです。

主観データの偏差値が70以上の因子は、「自然の恵み」「自己効力感」「健康状態」「文化・芸術」の4つ、偏差値が60を超えている因子は、「住宅環境」「自然景観」「自然災害」「地域とのつながり」の4つで、これらは本市の強みと捉えられます。

主観データの偏差値が40を下回っている因子は、「移動・交通」「遊び・娯楽」「雇用・所得」「事業創造」の4つで、これらは本市の弱みと想定されます。

一方、客観データの偏差値をみると、60以上の因子は「自己効力感」、40未満の因子は「都市景観」「自然景観」となっています。

■因子別の状況

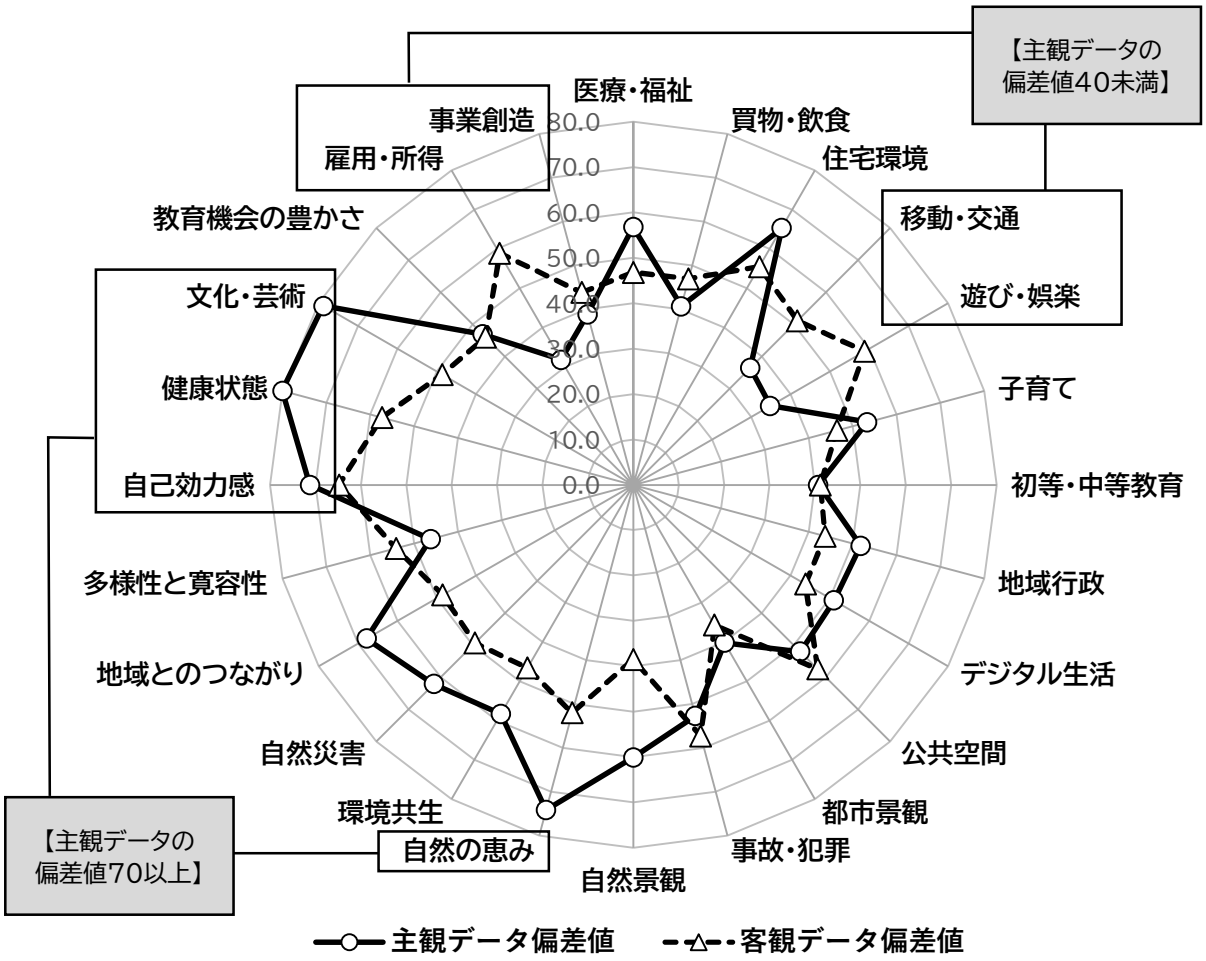

出典:「2025年版(令和7年度版)Well-Being個別調査」(デジタル庁)

（3）市民ワークショップ結果

名寄市総合計画（第3次）の策定にあたり、計画策定プロセスへの住民参画の一環として、名寄市の将来像について住民とともに考えるための市民ワークショップを開催しました。

市民ワークショップでは、将来像の検討に向けて名寄市が持つ資源や課題、今後のまちづくりで育てたいことについて意見出しと内容の整理を行いました。

市民ワークショップで出た主要な意見は下記のとおりです。

■施策分野別の主な意見

施策分野	名寄市で自慢したいもの 将来残したいもの	まちづくりで 今後心配なこと	まちづくりで これから育てたいこと
市民参画・健全財政	○地域のコミュニティ ○人の良さ ○いろいろなイベント ○電子通貨Yoroca	○若者の市外流出 ○市の財政状況 ○まちづくりが進むかどうか	○電子通貨Yoroca ○デジタル活用 ○コミュニティの拠点づくり
保健・医療・福祉	○名寄市立総合病院 ○病院の診察科目が多い ○24時間対応の小児科	○医療体制の維持 ○免許返納後の足 ○共働き世帯の増加 ○介護人材の確保	○高齢者と子供のつながり ○子育てしやすい環境
生活環境・都市基盤	○自然災害が少ない ○自衛隊 ○街がコンパクト ○生活に不自由がない ○除雪	○道路整備（除雪含む） ○こどもの遊び場、居場所 ○クマ対策 ○除排雪体制の維持	○若者が楽しめるスポット ○遊ぶ場所がほしい ○高速道路 ○物流、防災拠点づくり
産業振興	○雪、雪質No.1 ○農産物（もち米、アスパラ、トウモロコシなど） ○星、星空 ○豊かな自然 ○オーロラ ○ひまわり	○農業の後継者、担い手不足 ○商店街の空き ○働く場所があるかどうか ○新しくお店を始める人がいない	○企業誘致 ○観光振興 ○農業の担い手確保 ○若者の選択肢 ○特産品のブランド強化 ○まちの特色づくり ○つり場、キャンプ場
教育・文化・スポーツ	○名寄市立大学 ○名寄ピヤシリスキー場 ○なよろ市立天文台 ○カーリング場 ○エンレイホール ○キマロキ ○サンピラーパーク、北国博物館	○こども、若者がやりたいスポーツができない ○学生が名寄に残らない ○地元に残ってもらう仕事 ○名寄市立大学の存続、学生の減少 ○名寄高校の定員割れ	○学校 ○部活動 ○Nスポ、スポーツ×まち ○天文台 ○カーリング、スキー場 ○小学校から大学そして就職できる町づくり

（4）まちづくりの課題

①少子高齢化の進展による担い手の不足

日本全体の傾向と同様、人口減少と少子高齢化による生産年齢人口の減少は本市においても深刻な担い手不足をもたらしています。

子育て支援、高齢者介護、障がい者支援など福祉サービスでは人材の確保が難しい状況にあり、現状のサービス規模を維持することが今後は困難になってくることも考えられます。

福祉サービス以外においても、農業や観光、商工業など様々な分野で担い手不足が深刻化すると考えられるため、これらに適切に対応していくことが求められます。

あわせて、高齢化の進展により地域活動の低下が見込まれるほか、近隣との付き合いや地域への関心も薄れてきている背景もみられることから、本市に暮らす住民一人ひとりが人と人とのつながりを大切にし、近隣との付き合いやまちづくりの大切さを再認識していくことが必要です。

②人口減少に伴う商工業の衰退

人口減少は企業活動に大きく影響を与えており、地域での需要が小さくなることによって一般企業や商業施設、飲食店、サービス業などの撤退リスクが高まることが予想されます。

まちづくりの面では、中心市街地の空き店舗や空き地が増え、にぎわいの低下をもたらすだけでなく、防犯面の不安や地域のつながりの弱まりにもつながりやすく、公共交通や生活サービスの維持も難しくなると考えられます。

商工業の衰退は「買い物が不便」「働く場が少ない」「街の魅力が下がる」という形で、日々の暮らしに影響するため、今後も継続的な対策を進めていく必要があります。

③若者定着に向けた取組の推進

本市は名寄市立大学への進学や自衛隊名寄駐屯地への配属により、18歳～20代の若者が一定数転入するという同等規模の他の自治体にはない強みがありますが、大学卒業時や自衛隊の転属・退官時に、その多くが市外へ流出してしまっています。

市民アンケート調査においても、大学生や30歳未満の市民の定住意向は高いとは言えないことや、今後力を入れるべき取組として「若者が住みやすい環境づくり」「若い世代の結婚・出産・子育て支援の充実」が上位回答になっていることから、若者定着に向けた取組を推進していくことが求められます。

④地域の特性を活かした産業の振興

本市の産業構造は、全国有数の作付面積を誇るもち米やアスパラガスを中心とした農業を基幹とし、道北地域の交通の要衝としての利点を活かした物流・商業が展開されてきました。

しかし、近年の急速な人口減少と少子高齢化に伴い、担い手不足や後継者問題が深刻化しており、農地の集約化やスマート農業の導入による生産性の向上、さらには経営基盤の強化が課題となっています。

また、デジタル技術の進展に伴い、既存産業のデジタル化を推進するとともに、多様な働き方を支える環境整備を通じて、若年層や外部人材の定着・還流を促していく必要があります。

⑤今後の財政状況を見据えた効果的・効率的な行政経営

一連の地方分権改革が進展する中、これからの人口減少社会を考えると地方自治体を取り巻く状況はさらに厳しくなることが予想され、これまで以上に効果的・効率的な行政経営が求められることになります。

今後は、人口減少下においても都市機能や生活サービスを維持できるよう、公共施設の老朽化対策を計画的に進めるとともに、市民ニーズを踏まえた選択と集中の考え方を通じた効率的で健全な行財政運営により、将来世代への負担転嫁を抑制する「財政の健全化」を推進していく必要があります。

⑥公共施設やインフラの老朽化対策

日本全体の傾向と同様、老朽化が進んでいる公共施設があることや、水道管など多くのインフラ施設が更新時期を迎えることから、今後も計画的に公共施設やインフラの老朽化対策を進めていく必要があります。

本市には、道北三次医療圏の地方センター病院である名寄市立総合病院や公立の四年制大学として日本最北に位置する名寄市立大学をはじめ、なよろ市立天文台きたすばるや雪質日本一の名寄ピヤシリスキー場など、市内外に誇ることができる施設が多くあり、これらを将来も維持活用していくため、計画的に維持・修繕を進めていく必要があります。

Ⅱ　基本構想

1　基本理念（案）

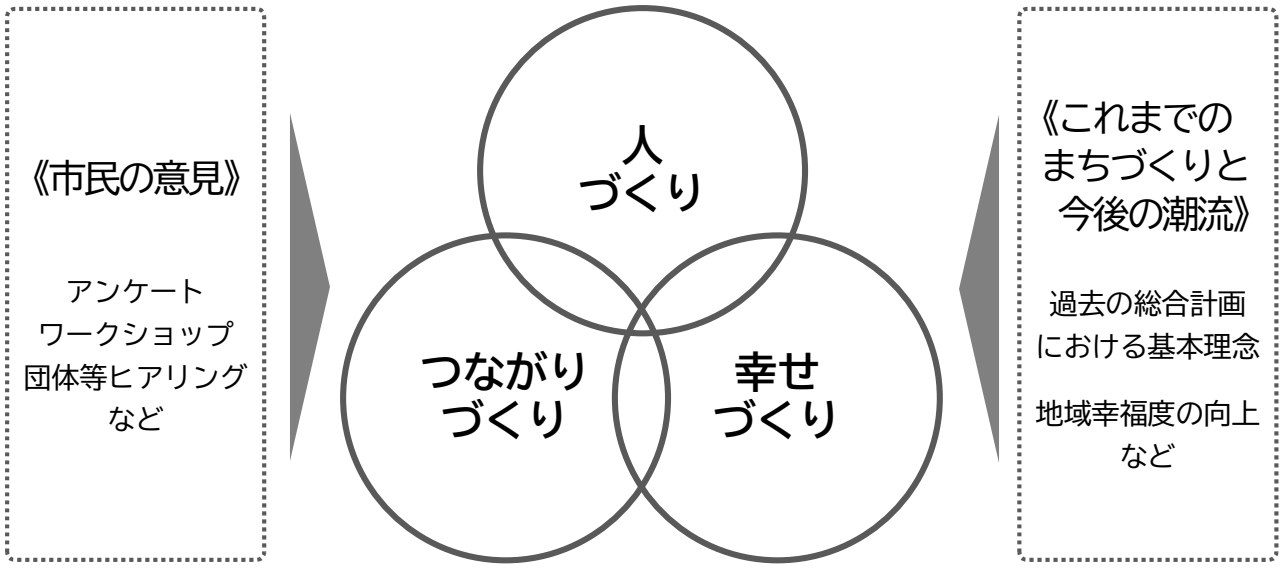

本市のまちづくりは、「人づくり」「つながりづくり」「幸せづくり」を基本理念として推進します。人口減少や社会構造の変化が進む中にあっても、地域に暮らす人々が幸せを実感し、互いに支え合い、自然と共生しながら持続可能なまちを築いていくことを目指します。

（1）人づくり

まちの未来を切り拓く原動力は「人」です。

教育機関や地域資源を活かし、こどもから大人まで生涯にわたり学び続けることができる環境をつくり、まちへの誇りと愛着を持った、地域の担い手となる多様な人材を育むことを大切にしてまちづくりを推進します。

（2）つながりづくり

複雑化する地域課題に対応していくためには、市民、企業、団体、教育機関、行政など多様な担い手が連携し、年齢・性別・国籍等に関係なく全ての人と共にまちづくりに取り組むことが重要です。

人と人、人と地域、人と自然など、様々なつながりを大切にしながら、対話と協働による活力溢れる持続可能なまちづくりを推進します。

（3）幸せづくり

これからのまちづくりは、物質的な豊かさだけでなく、安心感や生きがい、心の充足感といった精神的な豊かさを実感できることが重要です。

すべての市民が自分らしく安全安心に暮らし、日々の生活の中で「このまちに住んでよかった」と実感できる、市民幸福度の高いまちづくりを推進します。

2 将来像（案）

基本理念を踏まえ、本計画において名寄市が目指す将来像を下記のとおり設定します。

【将来像（案）】
「ここでいい」じゃなく「ここがいい」
豊かな自然と人のつながりで未来を拓くまち名寄

【将来像（別案１）】
「ここでいい」から「ここがいい」へ
人のつながりと四季の恵みで幸せな未来を創るまち　なよろ

【将来像（別案２）】
「ここでいい」から「ここがいい」へ
人のつながりと四季が彩るまち　なよろ

【将来像（別案３）】
「ここでいい」から「ここがいい」と誇れるまちへ
人の営みと豊かな自然が彩るまち　なよろ

【将来像（別案４）】
「ここでいい」から「ここがいい」へ
四季の恵みと人のつながりを生かし未来を拓くまち　なよろ

《将来像に込めた想い》

この将来像には、本市で暮らすことを「消極的な選択」ではなく、誇りと納得をもって選ばれるまちにしていきたいという考えを込めています。

進学や就職、子育て、仕事の転機など、人生の節目において「名寄を選びたい」「名寄に戻りたい」と思ってもらえるよう、日々の暮らしの中で“このまちに住んでよかった”と実感できるまちを目指します。

また、これからもこのまちで暮らし続けたいと思える環境を大切にし、今住んでいる人にとっても「ここがいい」と感じられるまちづくりを進めていきます。

名寄の魅力は、四季の移ろいとともにある豊かな自然と、人の営みが織りなす風景にあります。

農地がまちの近くに広がり、作物の成長や季節の変化を身近に感じることができる環境は、名寄ならではの大きな財産です。

こうした自然は、ただ眺めるものではなく、暮らしや産業、学びや健康に活かすことのできる地域の資源です。

四季の魅力や農産物と食、雪や寒さを楽しみに変える「利雪親雪」の取組など、これまで培ってきた知恵を価値へと高めながら、環境と調和した地域づくりを進め、地域の活力と暮らしの質の向上につなげていきます。

そして、幸せな未来を切り拓く原動力は「自然と人」「人と人」のつながりです。

地域の中で声を掛け合い、支え合いながら、新たにこのまちで暮らし始めた人も含めて地域の輪を広げていくことが、持続可能なまちづくりにつながります。

行政だけでなく、市民、企業、団体、教育機関など多様な担い手がつながり、自然と共に培ってきた知恵や経験を次の世代へとつないでいく。

その積み重ねによって、「ここでいい」ではなく「ここがいい」と実感できる名寄の幸せな未来を、みんなで切り拓いていきます。

3　基本目標（案）

基本目標Ⅰ　市民の力と健全な経営で歩む持続可能なまちづくり【市民参画・健全財政】

市民一人ひとりがまちづくりの主役として参画し、地域課題の解決に向けて共助・協働する社会を目指します。

また、多様化する市民ニーズを的確に反映させるため、情報共有と対話を推進し、透明性の高い開かれた行政運営を推進します。

人口減少に伴う税収減や社会保障費の増大を見据え、事務事業の不断の見直しやDXの推進による行政運営の効率化を図り、持続可能な財政運営と行政経営の確立を目指します。

基本目標Ⅱ　誰もが健やかに安心して暮らせる支え合いのまちづくり【保健・医療・福祉】

こどもから高齢者まで、住み慣れた地域で健やかに自分らしく暮らし続けることができるよう、地域医療体制の維持・確保と福祉サービスの充実を図ります。

特に、市立病院を中心とした地域医療体制の維持確保や、健康寿命の延伸に向けた予防医療・健康づくりを推進します。

また、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが地域とのつながりの中で安心して生活できるよう、地域住民や関係機関が連携した包括的な支援体制の充実を図ります。

基本目標Ⅲ　快適な都市空間と自然が調和する安全なまちづくり【生活環境・都市基盤】

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、ゼロカーボンシティとして再生可能エネルギーの導入や環境教育を推進するとともに、次期中間処理施設の供用開始を見据え、ごみの資源化と減量化を市民・事業者一体で推進し、脱炭素社会に向けた環境負荷の少ない持続可能なライフスタイルの確立を目指します。

また、老朽化する公共施設やインフラの戦略的な維持管理を進め、将来にわたって機能的な都市環境を維持します。

あわせて、豊かな自然環境の保全と激甚化する自然災害に対しては、防災・減災対策の充実と市民の防災意識の向上を両輪で進め、雪国の特性に対応した強靭で快適な居住空間を形成します。

基本目標Ⅳ　地域の資源を活かした活力とにぎわいのあるまちづくり【産業振興】

基幹産業である農業において、スマート農業技術の実装による生産性向上と担い手確保を支援し、もち米やアスパラガス等の「名寄ブランド」の価値を高めます。

また、本市の物流拠点性を活かした企業誘致や既存企業への支援を通じて、地域経済の活性化と良質な雇用機会の創出を図ります。

さらに、スポーツ合宿の誘致や豊かな自然を活かした滞在型観光の推進など、名寄ならではの地域資源を活かした、まちの賑わいづくりに取り組み、交流人口・関係人口の拡大を図ります。

基本目標Ⅴ　豊かな心と個性を育み文化を継承するまちづくり【教育・文化・スポーツ】

次代を担うこどもたちが多様な個性を伸ばせるよう、児童生徒一人ひとりの資質能力、興味・関心・意欲などを的確に捉え、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図ります。

さらに、地域の知の拠点である名寄市立大学をはじめ、教育機関と地域が連携し、地域課題の解決や人材育成、地域の魅力向上につながる取組を進めることで、知の拠点としての機能を活かしたまちづくりを推進します。

また、市民が生涯を通じて学び続け、充実した人生を送ることができるよう、スポーツや文化活動に親しめる環境整備に努め、北国博物館を核として地域の歴史や文化財の保護と継承を通じて地域文化の振興を図ります。

4 施策の体系（案）

将来像の実現に向けて、まちづくりの5つの基本目標と主要施策の体系及び重点プロジェクトの関係を次のとおり設定し、総合的かつ計画的に施策を展開します。

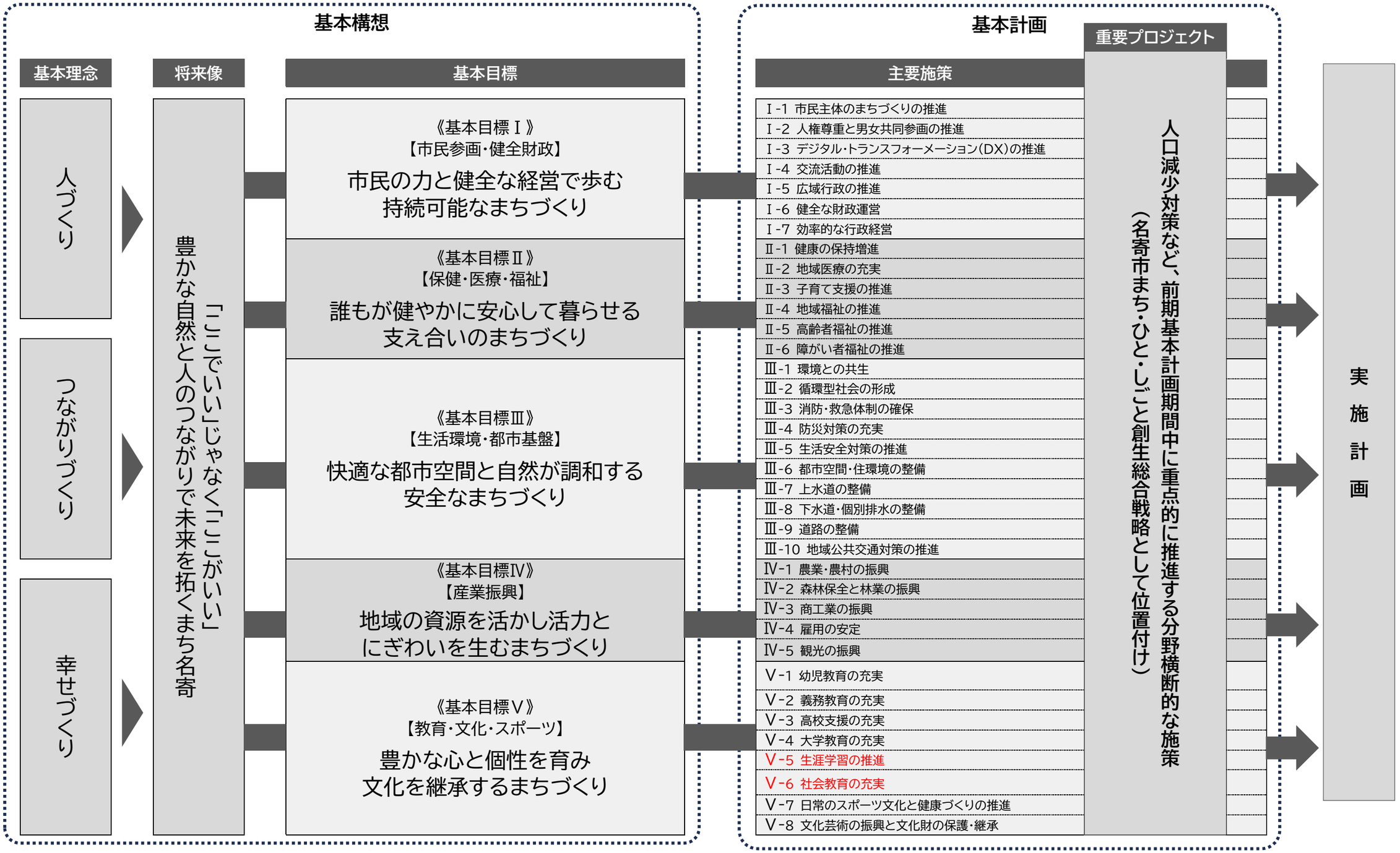

5　ゾーン活用の基本的考え方（案）

本市のゾーン活用においては、豊かな自然環境と広大な優良農地を維持・保全しつつ、市民が安全・安心かつ快適に暮らすことができる機能的な都市空間の形成を目指す必要があります。

また、今後のまちづくりは、人口の急激な減少と少子高齢化や、地域経済及び市の財政面の課題などに対して、持続可能な都市経営を可能とするコンパクトシティ化を進めていくことが重要です。

そのため、名寄地区および風連地区の既成市街地を中心拠点・地域拠点と位置付け、生活サービス機能や公共施設のコンパクト化により、持続可能な都市構造への転換を図るものとします。

基幹産業を支える農業振興地域については、農地の集団化や生産基盤の整備を優先し、無秩序な市街化を抑制することで食料供給基地としての機能を強化する一方で、天塩川や名寄川をはじめとする水辺空間や森林資源については、市民の憩いの場や観光・レクリエーション資源としての有効活用を図り、自然と都市機能が調和した本市らしいゾーン活用を推進します。

■ゾーン活用の方向性

ゾーン名称	対象エリアのイメージ	ゾーン活用の方向性
都市拠点ゾーン	名寄駅周辺・風連駅周辺	公共施設、医療、商業、福祉機能を集約。歩いて暮らせる利便性の高い居住環境を整備し、中心市街地の活性化を図ります。
居住誘導ゾーン	既存市街地およびその周辺	安全で快適な住環境を維持します。空き家対策や低未利用地の活用を進め、無秩序な拡大を抑えつつ、密度を維持した居住を促進します。
産業・物流軸ゾーン	国道40号バイパス・JR沿線	交通利便性を活かし、広域的な商業施設、物流拠点、工業機能を配置し、道北の流通の要衝としての機能を最大化します。
農業振興・生産ゾーン	郊外部の農地	基幹産業である農業の生産基盤を厳格に保護します。スマート農業の導入や農地集約を促進し、持続可能な食料供給基地を維持します。
自然環境・共生ゾーン	天塩川・名寄川流域、山林部	森林や水辺の生態系を保全。キャンプ場やスポーツ施設など、自然と触れ合うレクリエーションの場として活用しつつ、防災機能を維持します。

6 将来の展望と方向性

（1）目標人口の設定

国立社会保障・人口問題研究所における「日本の将来推計人口」の推計方法（コーホート要因法）を用いて、本市の将来人口推計を行った結果を下記のグラフに示します。

過去5年間の社会増減が将来も継続すると仮定した「趨勢人口」は、令和17年（2035年）に総人口が2万人を下回り、令和42年（2060年）には1万人を切る推計結果となっています。

過去10年間の社会増減をベースに、まちづくりの取組によって社会増減に改善が見込まれると仮定した「戦略人口」では、令和17年（2035年）に20,000人以上の総人口を確保することができる推計となっており、本計画ではこの「戦略人口」を目標人口として設定します。

■総人口の将来推計結果（趨勢人口と戦略人口）

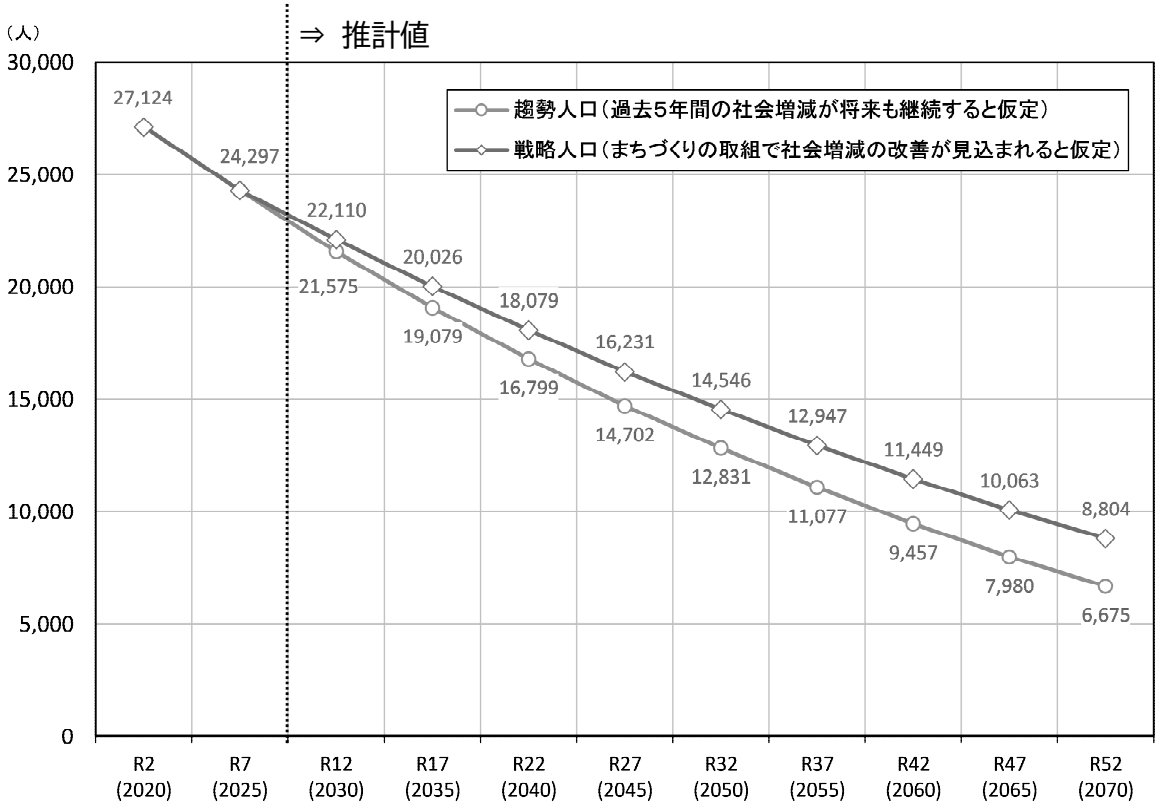

出典：令和７年まで「住民基本台帳」、令和12年以降はコーホート要因法による推計値

目標人口（令和17年（2035年））：20,000人以上

（2）持続可能な財政運営

本市の財政環境は、生産年齢人口の減少に伴う市税収入の縮小が予測される一方、少子高齢化の進展による社会保障関係経費の増大が見込まれるなど、これまで以上に戦略的な財政運営が求められる局面を迎えています。

令和6年度決算では、単年度収支で7,697万円の黒字を確保しており、これまでの堅実な財政運営により一定の財政基盤が築かれています。一方で、実質単年度収支や経常収支比率、将来負担比率といった各指標には改善の余地があり、これらを的確に把握しながら、より強固な財政体質への転換を図っていくことが求められます。

こうした状況を、持続可能なまちづくりに向けた財政改革の好機と捉え、限られた財源の効果的な配分と事業の選択と集中を進めることで、「攻め」と「守り」を両立した財政運営を目指します。

加えて、ふるさと納税のさらなる活用をはじめとする自主財源の確保・拡大に積極的に取り組み、まちの魅力を財政面の力に変えていくことで、将来世代が希望を持てる健全で活力ある財政基盤を築いていきます。

（3）未来を見据えた公共施設の適正配置

本市が保有する公共建築物のうち建築後30年以上を経過したものは全体の61%を占めています。その他、インフラ施設（道路・橋りょう・上水道・下水道）についても、その施設の多くが一般的な耐用年数とされる40年～60年を間もなく迎えることになります。

公共建築物の中でも、名寄市役所庁舎（名寄庁舎・風連庁舎、智恵文支所）、名寄消防署をはじめとして、各種スポーツ施設、学校教育施設は老朽化が進んでおり、早急な対策が必要となっています。

こうした状況は、まちの未来を見据えた施設の再整備に取り組む大きな転換期でもあることから、施設の利用状況や市民ニーズを的確に捉え、効果的・効率的な整備を推進することで、次の世代が安心して利用でき、まちの活力を支える公共施設へと転換させていきます。

あわせて、将来世代に過度な負担を残さず、誰もが誇りを持てる持続可能な施設環境の実現を目指します。

（4）未来のまちのイメージ

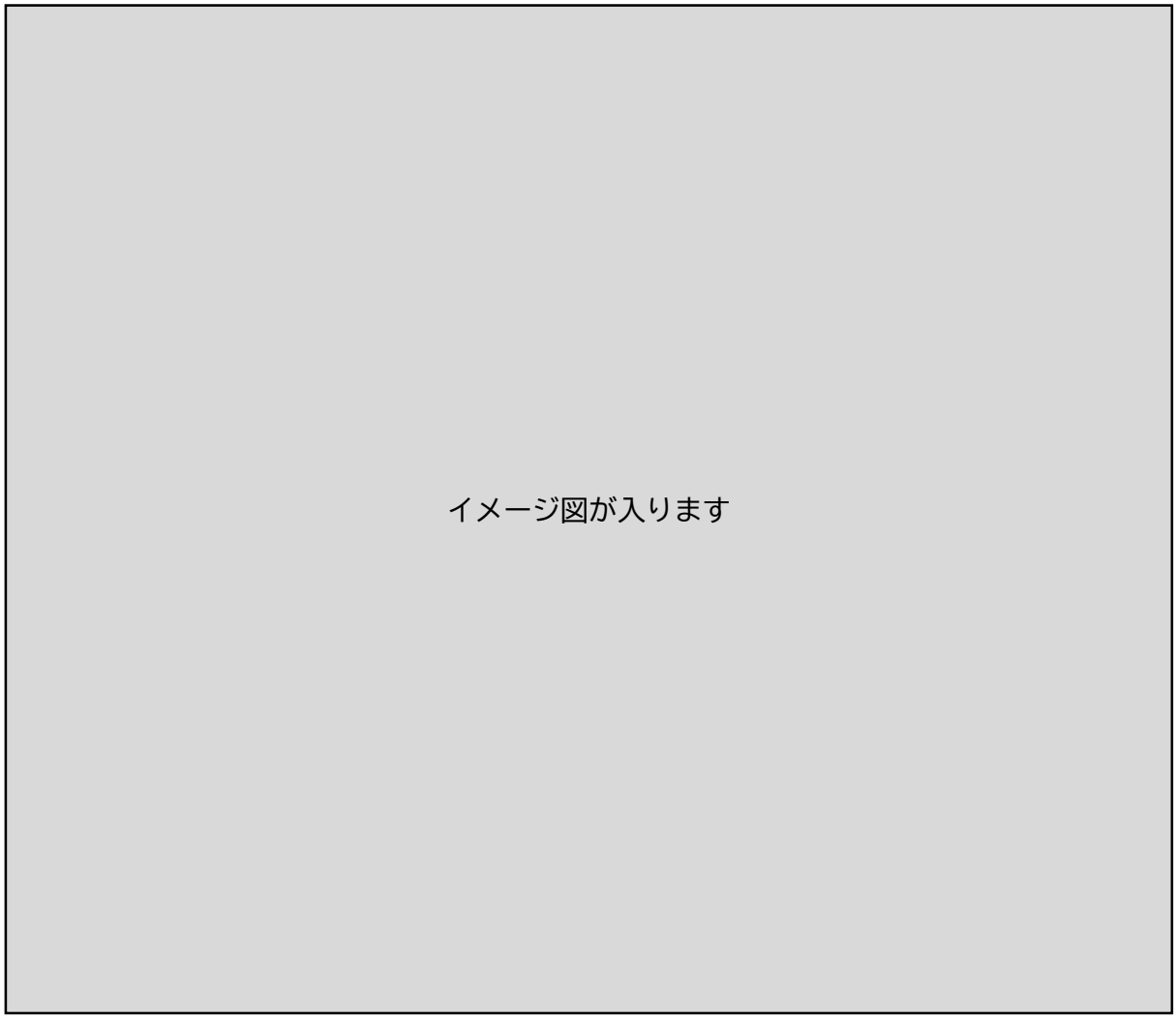

※資料編または、ページ間に掲載

名寄市総合計画
（第３次）

【前期基本計画】

《令和９年度～令和12年度》

骨子案

令和８年４月30日

名寄市

目　　次

重要プロジェクト……1

重要プロジェクトの考え方(案)……2
【重要プロジェクト(重点施策1)】まちなか再生・活性化プロジェクト……3
【重要プロジェクト(重点施策2)】学びで人が集まるまちプロジェクト……6
【重要プロジェクト(挑戦施策)】19線周辺整備プロジェクト……9

基本目標Ⅰ【市民参画・健全財政】……11

Ⅰ-1 市民主体のまちづくりの推進……12
Ⅰ-2 人権尊重と男女共同参画の推進……14
Ⅰ-3 デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進……16
Ⅰ-4 交流活動の推進……18
Ⅰ-5 広域行政の推進……20
Ⅰ-6 健全な財政運営……22
Ⅰ-7 効率的な行政経営……24

基本目標Ⅱ【保健・医療・福祉】……26

Ⅱ-1 健康の保持増進……27
Ⅱ-2 地域医療の充実……29
Ⅱ-3 子育て支援の推進……31
Ⅱ-4 地域福祉の推進……33
Ⅱ-5 高齢者福祉の推進……35
Ⅱ-6 障がい者福祉の推進……37

基本目標Ⅲ【生活環境・都市基盤】……39

Ⅲ-1 環境との共生……40
Ⅲ-2 循環型社会の形成……42
Ⅲ-3 消防・救急体制の確保……44
Ⅲ-4 防災対策の充実……46
Ⅲ-5 生活安全対策の推進……48
Ⅲ-6 都市空間・住環境の整備……50
Ⅲ-7 上水道の整備……52
Ⅲ-8 下水道・個別排水の整備……54
Ⅲ-9 道路の整備……56
Ⅲ-10 地域公共交通対策の推進……58

基本目標Ⅳ【産業振興】……60
Ⅳ-1 農業・農村の振興……61
Ⅳ-2 森林保全と林業の振興……64
Ⅳ-3 商工業の振興……66
Ⅳ-4 雇用の安定……68
Ⅳ-5 観光の振興……70

基本目標Ⅴ【教育・文化・スポーツ】……72
Ⅴ-1 幼児教育の充実……73
Ⅴ-2 義務教育の充実……74
Ⅴ-3 高校支援の充実……76
Ⅴ-4 大学教育の充実……77
Ⅴ-5 生涯学習の推進……79
Ⅴ-6 社会教育の充実……81
Ⅴ-7 文化・芸術の振興と文化財の保護・継承……83
Ⅴ-8 日常のスポーツ文化と健康づくりの推進……85

重要プロジェクトと前期基本計画の体系

基本構想

基本理念	将来像	基本目標
人づくり つながりづくり 幸せづくり	【仮】「ここでいい」じゃなく「ここがいい」 豊かな自然と人のつながりで未来を拓くまち名寄	《基本目標Ⅰ》 【市民参画・健全財政】 市民の力と健全な経営で歩む 持続可能なまちづくり
		《基本目標Ⅱ》 【保健・医療・福祉】 誰もが健やかに安心して暮らせる 支え合いのまちづくり
		《基本目標Ⅲ》 【生活環境・都市基盤】 快適な都市空間と自然が調和する 安全なまちづくり
		《基本目標Ⅳ》 【産業振興】 地域の資源を活かし活力と にぎわいを生むまちづくり
		《基本目標Ⅴ》 【教育・文化・スポーツ】 豊かな心と個性を育み 文化を継承するまちづくり

基本計画

主要施策	重要プロジェクト《重点1》まちなか再生・活性化プロジェクト	重要プロジェクト《重点2》学びで人が集まるまちプロジェクト	重要プロジェクト《挑戦》19線周辺整備プロジェクト
Ⅰ-1 市民主体のまちづくりの推進	○		
Ⅰ-2 人権尊重と男女共同参画の推進			
Ⅰ-3 デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進			
Ⅰ-4 交流活動の推進	○	○	
Ⅰ-5 広域行政の推進			○
Ⅰ-6 健全な財政運営			
Ⅰ-7 効率的な行政経営			
Ⅱ-1 健康の保持増進		○	
Ⅱ-2 地域医療の充実			
Ⅱ-3 子育て支援の推進		○	
Ⅱ-4 地域福祉の推進			
Ⅱ-5 高齢者福祉の推進			
Ⅱ-6 障がい者福祉の推進			
Ⅲ-1 環境との共生			
Ⅲ-2 循環型社会の形成			
Ⅲ-3 消防・救急体制の確保			
Ⅲ-4 防災対策の充実			
Ⅲ-5 生活安全対策の推進			
Ⅲ-6 都市空間・住環境の整備	○		
Ⅲ-7 上水道の整備			
Ⅲ-8 下水道・個別排水の整備			
Ⅲ-9 道路の整備			○
Ⅲ-10 地域公共交通対策の推進	○		
Ⅳ-1 農業・農村の振興			○
Ⅳ-2 森林保全と林業の振興			
Ⅳ-3 商工業の振興	○		○
Ⅳ-4 雇用の安定	○	○	○
Ⅳ-5 観光の振興			
Ⅴ-1 幼児教育の充実		◎	
Ⅴ-2 義務教育の充実		◎	
Ⅴ-3 高校支援の充実	○	◎	
Ⅴ-4 大学教育の充実		◎	
Ⅴ-5 生涯学習の推進		○	
Ⅴ-6 社会教育の充実		○	
Ⅴ-7 文化芸術の振興と文化財の保護・継承			
Ⅴ-8 日常のスポーツ文化と健康づくりの推進		○	

◎＝すべての施策・取組が該当　○＝一部の施策・取組が該当

重要プロジェクト

重要プロジェクトの考え方（案）

重要プロジェクトの趣旨

本計画では、名寄市が直面する課題と将来の可能性を見据え、第2次総合計画における重点プロジェクトの成果を踏まえつつ、限られた資源の中で施策の選択と集中を図るため、取り組むべき重要なテーマを「重要プロジェクト」として位置付けます。

各「重要プロジェクト」は、「重点施策」と「挑戦施策」により構成し、中長期的な成長を図ります。

「重点施策」は、これまでの取組の蓄積を基盤に、既存施策の高度化・再編等により政策効果の向上を図るとともに、分野横断的な連携や新たな手法の導入により取組の質的向上を目指します。

「挑戦施策」は、新たな発想や手法により価値創出を図る施策であり、実証的・先導的な取組を通じて、将来的な政策効果の拡大や新たな展開につなげます。

第2次総合計画において、「経済元気化プロジェクト」「生涯活躍プロジェクト」で進めてきた、交流人口の拡大や、年齢・国籍・性別・障がいの有無に関わらず、地域の担い手として参画し活躍できる環境づくりなどの取組については、中心市街地に人が住み、多様な人が集まり市民の「サードプレイス」となるエリアづくりを目指す「まちなか再生・活性化プロジェクト」として、「経済元気化プロジェクト」で進めてきた、地域産業の振興などの取組については、道北の交通の要衝として、地の利を活かした地域産業の成長を目指す「19線周辺整備プロジェクト」として、「安心子育てプロジェクト」「冬季スポーツ拠点化プロジェクト」で進めてきた、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや冬季スポーツを活かした地域の魅力創出などの取組については、大学やスポーツなど名寄らしい教育による、国際社会で通用する人づくりを目指す「学びで人が集まるまちプロジェクト」として発展的に継承します。

また、本重要プロジェクトは、人口減少という市が直面する大きな課題に対する方向性や取組を示すものでもあることから、将来にわたって活力ある社会を実現するための地方創生施策を一体的かつ、より効果的に進めるため、地方版総合戦略（名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略）として位置付けます。

名寄市総合計画（第2次）の重要プロジェクトとの関連



【重要プロジェクト（重点施策１）】

まちなか再生・活性化プロジェクト

目指す姿

中心市街地の再生と活性化を通じて、地域住民や若年層、多世代の交流を促進し、商業、住居、公共施設が一体となった魅力的な空間を提供します。市民の「サードプレイス」として、地域への愛着と若者の定住を促進し、持続可能で活力のあるまちづくりを目指します。

成果指標

重要目標達成指標（KGI）	基準値	目標値
Well-Being指標の主観データにおける「買物・飲食」の偏差値	40.7 （R7）	47.0 （R12）
Well-Being指標の主観データにおける「遊び・娯楽」の偏差値	54.8 （R7）	58.8 （R12）
Well-Being指標の主観データにおける「公共空間」の偏差値	52.0 （R7）	57.4 （R12）

※それぞれのカテゴリーにおける、客観データの偏差値を目指す

今後、成果指標について検討

主な施策・取組

(1)市民がつながる「まちなか交流拠点」づくり

中心市街地を、子どもから高齢者までが気軽に立ち寄り、語り合い、新しいつながりが生まれる「市民のサードプレイス」として育てます。商店街、町内会、学校、各種団体、企業などが関わりながら、イベントや日常的な交流の場を増やし、まちなかに人の流れとにぎわいをつくっていきます。

また、市民参画の考え方を大切にし、まちの使い方や催しの企画に市民の声を反映させることで、みんなで育てる中心市街地を目指します。

国際交流や外国人住民との交流も身近な形で広げ、多様な人が自然に関われる環境を整えることで、名寄らしい温かなつながりと地域への愛着を育みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値

今後、成果指標について検討

(2)コンパクトで住みやすい都市空間の形成

人口減少が進む中にあっても暮らしやすさを維持するため、居住や都市機能の立地誘導による

コンパクトなまちづくりを推進します。商業・住居・公共サービスが身近にそろう市街地の形成を目指し、生活利便性の確保と都市基盤の効率的な維持管理の両立を図ります。

あわせて、宗谷本線やバス路線、AI活用型オンデマンドバス「のるーと名寄」などを含めた交通体系を見直し、買い物、通学、通院、仕事などに使いやすい移動環境を整えることで、若者にも高齢者にも暮らしやすいまちを目指します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
今後、成果指標について検討		

（3）中小企業の支援と創業・事業承継の促進

多様な店舗等が集積し、来訪者や就業者を増加させ地域経済の基盤となる中心市街地の再生及び活性化を目指すため、街なかでの創業を後押しするとともに、創業後も経営相談や指導を行うことで安定的な定着を目指した伴走型支援を推進します。

また、街なかでの賑わい創出の取組への支援や、既存事業主の円滑な事業承継に向けて、専門機関と連携のもと支援に取組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
今後、成果指標について検討 ※以下同		

（4）多様な人材の確保と若者の定住促進

まちの活力を将来にわたって維持するため、若年層の地元定着と市外からの移住を促進します。奨学金返済支援などにより若者の市内就職を後押しするとともに、SNS等を活用したシティプロモーションや移住体験ツアーの充実により、関係人口の拡大と移住希望者へのきめ細かな支援を行います。

また、市内唯一の高校となった名寄高校の魅力向上を支援し、地域に開かれた学校づくりと情報発信の強化を通じて、若い世代が「このまちで学び、暮らしたい」と思える環境づくりを進めます。外国人材の受入れ体制の整備とあわせ、多様な人が活躍できるまちを目指します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値

主な基本計画事業

主要施策	主な施策・取組
Ⅰ-1 市民主体のまちづくりの推進	（1）市民参画と協働の促進
Ⅰ-4 交流活動の推進	（2）国際交流の推進
	（3）関係人口の拡大と移住の促進
	（4）外国人支援と市民交流の推進
Ⅲ-6 都市空間・住環境の整備	（2）持続可能な生活基盤整備の推進
	（3）空き家・空き地対策の推進
Ⅲ-10 地域公共交通対策の推進	（3）地域公共交通の利便性向上と利用促進
Ⅳ-3 商工業の振興	（1）中小企業の経営基盤強化
	（2）中心市街地の活性化
	（3）創業・起業支援と円滑な事業承継の促進
Ⅳ-4 雇用の安定	（1）雇用の安定と確保
Ⅴ-3 高校支援の充実	（1）高校の魅力向上と生徒確保に向けた支援

【重要プロジェクト（重点施策２）】
学びで人が集まるまちプロジェクト

目指す姿

幼児期から大学まで、地域の特色を生かした教育やスポーツ活動等を行うことにより、ここにしかない（Only One）学びが受けられる環境を整備し、人が集まり、人が育つ、好循環を生み出すまちを目指します。

成果指標

重要目標達成指標（KGI）	基準値	目標値
Well-Being指標の主観データにおける「初等・中等教育」の偏差値	40.7（R7）	50.0（R12）
Well-Being指標の主観データにおける「教育機会の豊かさ」の偏差値	46.9（R7）	50.0（R12）

今後、成果指標について検討

※それぞれのカテゴリーにおいて、標準偏差値50.0を目指す
（客観偏差値：初等・中等教育：41.2、教育機会の豊かさ：46.0）

主な施策・取組

（1）子どもの成長を切れ目なく支える学びの基盤づくり

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。豊かな自然に育まれた穏やかな地域の特性を活かし、主体的に伸び伸びと成長できる幼児教育を推進します。また、人々が気軽に立ち寄り、語り合い、新しいつながりが生まれる「市民のサードプレイス」を活用し、幼児期から多様な言語や文化、スポーツや運動に触れ合う機会を創出するとともに、豊かな経験が義務教育などの体系的な学びへと切れ目なく接続できる取組を推進します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値

（2）グローバルな視点に立ったキャリア形成

グローバル社会に対応できる人材育成を図るため、国際交流を継続し、異文化理解と幅広い視野を持った人材の育成を図ります。

また、市内に在住する外国人と市民との多文化共生を推進するとともに、国際交流協会（仮称）の設立も含めた交流推進体制の環境整備を進めます。こうした取組が、子どもたちにとって身近な

場所で国際感覚を育む機会となることを目指します。

小中学校では、名寄市に誇りと愛着を持ち、グローバルな視点を持ったキラキラ生きる子どもの育成を図るため、英語教育等を通じてこの社会でよりよく生きるために必要な力を育てる教育を推進します。

他国の文化を学び、英語で自分のことや地域を紹介できる力を育成し、まちへの誇りと愛着を育みます。

また、ALTを活用し生きた英語に触れる機会を拡充するなど、世界で通用するコミュニケーション力等を育成します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値

（3）高校・大学の魅力向上と若者の地元定着

市内唯一の高校である名寄高校が、こどもたちから「ここで学びたい」と選ばれる魅力ある学校となるよう、地域と連携した情報発信や支援を充実させます。

名寄市立大学については、「教育」「研究」「地域交流」の3つの柱による活動の充実・発展を図り、大学院設置に向けた検討も含め、より高度で専門的な教育研究機関としての魅力を高めます。あわせて、DX推進による業務効率化に取り組むとともに、老朽化した校舎の改修や空調設備の整備など、快適な教育研究環境の確保を進めます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値

（4）スポーツと健康を活かした成長・交流・地域の魅力づくり

子どもや若者が発達段階に応じてスポーツに継続的に親しめる環境を整え、学校や地域クラブ、スポーツ団体と連携しながら、挑戦する力、協働する力、自己肯定感を育みます。あわせて、健康づくりの推進とも結び付け、心身ともに健やかに成長できる環境を整えることで、子どもたちの豊かな学びと暮らしを支えます。

また、スポーツを活かした地域の魅力向上を進めることで、学びと交流の舞台を地域全体へ広げていきます。スポーツ合宿や大会、交流事業は、子どもや若者にとって外の世界とつながる機会になるとともに、名寄の魅力を発信する力にもなります。スポーツを「する」「見る」「支える」環境を地域ぐるみで育てることで、健康づくり、青少年健全育成、交流人口の拡大を一体的に進める名寄らしいプロジェクトを目指します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値

主な基本計画事業

主要施策	主な施策・取組
Ⅰ-4 交流活動の推進	（2）国際交流の推進
	（4）外国人支援と市民交流の推進
Ⅱ-1 健康の保持増進	（1）健康づくりの推進
Ⅱ-3 子育て支援の推進	（1）保育環境の整備と提供体制の確保
	（3）こども・子育て支援の充実
Ⅳ-4 雇用の安定	（1）雇用の安定と確保
Ⅴ-1 幼児教育の充実	（1）質の高い幼児教育の提供
Ⅴ-2 義務教育の充実	（1）地域とともにある学校づくりの推進
	（2）キラキラ生きる力を育てる教育の推進
	（3）社会の変化や多様な教育ニーズへの対応
	（4）安全安心で豊かな教育環境の整備
Ⅴ-3 高校支援の充実	（1）高校の魅力向上と生徒確保に向けた支援
Ⅴ-4 大学教育の充実	（1）教育研究等の質の向上
	（2）業務の効率化及び財政運営の改善
	（3）教育研究環境の整備
Ⅴ-5 生涯学習・社会教育の振興	（2）青少年健全育成活動の充実
Ⅴ-7 日常のスポーツ文化と健康づくりの推進	（2）こども・若者のスポーツ機会の確保と成長支援
	（4）スポーツを活かした地域の魅力向上・交流促進

【重要プロジェクト（挑戦施策）】

19線周辺整備プロジェクト

目指す姿

道北地域の交通の要衝としての利点を最大限に活用し、物流網の効率化、交通インフラの強化や企業立地促進を進め、地場産業の育成を図り、雇用創出と経済活性化を目指します。

成果指標

重要目標達成指標（KGI）	基準値	目標値
Well-Being指標の主観データにおける「雇用・所得」の偏差値	31.8 （R7）	50.0 （R12）
Well-Being指標の主観データにおける「事業創造」の偏差値	38.9 （R7）	43.9 （R12）
Well-Being指標の主観データにおける「自然災害」の偏差値	62.1 （R7）	67.1 （R12）

今後、成果指標について検討

※目標値について

「雇用・所得」：標準偏差値50.0を目指す（客観偏差値58.9）

「事業創造」：客観データの偏差値43.9を目指す

「自然災害」：+5.0ポイントを目指す（客観偏差値49.3）

主な施策・取組

（1）道北の拠点にふさわしい交通・物流基盤の強化

道北地域の交通の要衝としての地の利を最大限に活かすため、国道・道道の整備促進に向けた国や北海道への要望活動を進め、幹線道路網の充実による円滑な人の流れと物流の確保を図ります。

また、名寄インターチェンジ周辺の物流・防災拠点整備構想の具体化を見据え、定住自立圏を構成する周辺自治体や民間事業者との連携のもと、広域的な物流網の効率化に向けた検討を進めます。こうした取組を通じて、名寄市を道北圏域のハブとして位置付け、まちの存在感を高めていきます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値

（2）地場産業の育成と企業立地の促進

地域経済の持続的な成長に向けて、本市の立地優位性や地域の産業・資源を活かした企業の立地を促すため、市内中小企業については、経営基盤強化や生産性向上に向けた取り組みへの支援を進め、育成を図ります。

基幹産業である農業については、生産基盤の整備・保全やスマート農業などによる生産性の向上を図り、収益性の高い持続可能な農業経営の実現と、安定生産による信頼度を高め、名寄産農産物の付加価値向上に繋げます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値

（3）雇用の創出と多方面からの人材確保

地域の産業基盤を支える人材を安定的に確保するため、人材育成や定着の取組を推進するとともに、新たな人材としての外国人材の受入れ体制の整備を進め、雇用機会の創出と人材確保の循環の確立を目指します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値

主な基本計画事業

主要施策	主な施策・取組
Ⅰ-5 広域行政の推進	（1）定住自立圏の連携強化
	（3）広域防災力の向上や物流網の効率化
Ⅲ-9 道路の整備	（1）国道・道道の整備促進
Ⅳ-1 農業・農村の振興	（1）農業生産基盤の整備・保全
	（2）持続可能な農業経営の推進
Ⅳ-1 農業・農村の振興	（3）農業担い手の育成と確保
	（4）地場産品のPRと付加価値向上の推進
Ⅳ-3 商工業の振興	（1）中小企業の経営基盤強化
	（4）企業立地の推進
Ⅳ-4 雇用の安定	（1）雇用の安定と確保

各専門部会における協議結果
※赤字部分は部会議論での修正部分

基本目標Ⅰ
【市民参画・健全財政】

市民の力と健全な経営で歩む持続可能なまちづくり

Ⅰ－1 市民主体のまちづくりの推進

目指す姿

市民が主体的にまちづくりに参加し、地域の特性や強みを活かした協働による~~まち~~地域づくりを目指します。

現状と課題

本市では、「名寄市自治基本条例」の理念に基づき市民参画の基盤を整えてきました。

地域コミュニティ活動においては、町内会における担い手不足などの課題解決に向けて、「町内会活動の課題解決アドバイス事業」を通じて、町内会の課題を担当職員が一緒に考え、課題解決につながる取組提案を行ってきました。

また、行政情報の発信強化を目的に、令和2年10月に市公式LINEを開設して情報提供の充実を図るとともに、「より伝わる広報」を目指して令和7年8月に名寄市広報基本方針を策定し、同年12月号から広報なよろのリニューアルを実施しました。

しかし、市政参加の機会が十分ではないことや、地域活動を担う人材の不足及び高齢化が課題となっており、市民が主体となったまちづくりが積極的に進んでいるとは言えない状況にあります。

基本的な方向性

コミュニティ活動を促進するため、各種補助金制度の具体的な活用例などの周知に努め、各団体がより活用しやすい環境を整えていきます。また、町内会加入率の低下や役員の担い手不足等の課題に向けて、町内会連合会の事業内容を見直し、負担軽減を図り持続的な活動となるよう検討を進めます。

広報誌やホームページ、SNSなど各媒体の特性を活かし、観光や文化、産業など地域の魅力に関する情報を効果的に発信します。

主な施策・取組

(1)市民参画と協働の促進

自治基本条例の考え方に基づき、市民の主体的・自発的な参画を促し、地域課題を共に解決する協働によるまちづくりを推進します。

パブリックコメントや各種審議会への参画機会の提供を継続するとともに、多様な世代が自由に対話できる場を充実させ、市民の声を具体的に施策へ反映させます。

(2)地域コミュニティ活動の支援

誰もが安心して暮らし続けられる地域社会を維持するため、町内会等による活動を支援します。あわせて、担い手の育成や活動拠点の整備、運営面でのサポートに加え、町内会連合会が実施している事業の見直しを行い、時代に即した持続可能な地域コミュニティの構築を推進します。

(3)広報・広聴活動の充実

市政への理解と信頼を高めるため、様々な媒体を活用し、効率的・効果的に行政情報を分かりやすく発信し、行政と市民の情報共有を促進します。また、幅広い層の市民意見を的確に把握する機会の充実を図り、市政への反映に努めます。

Ⅰ－2 人権尊重と男女共同参画の推進

目指す姿

誰もが人権を尊重され、性別や年齢に関わらず誰もが活躍でき安心して暮らせる~~まち~~環境の実現を目指します。

現状と課題

男女が共にその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指して、本市では「名寄市男女共同参画推進条例」に基づいて様々な取組を推進してきました。

全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会の実現が、まちづくりにおいても不可欠です。男女共同参画を推進し、固定的な性別役割分担意識から解放され、全ての人が希望に応じて、個性と能力を十分に発揮できる地域づくり~~を進めます。~~が必要です。

一方でインターネット上の人権侵害、多様な性（性的マイノリティ）への理解不足といった課題への対応も必要とされております。

基本的な方向性

年齢や性別にとらわれず、誰もが個性や能力を発揮できる社会の実現に向けたまちづくりを進めます。

また、個人や、学校・家庭・職場において、それぞれの視点での人権意識・男女共同参画意識の醸成を図ります。

主な施策・取組

（1）人権教育・啓発の推進

誰もが尊重され安心して暮らせる地域をつくるため、人権に関する周知・啓発を推進します。あわせて困りごとが早期の相談につながるよう、人権相談など相談窓口の周知と連携体制を整えます。

（2）男女共同参画の推進

性別にかかわらず、個性や能力が発揮できる社会の実現を目指します。誰もが暮らしやすく、働きやすい環境を整えることで、多様な人々が活躍できる場が広がり、地域全体の活力が高まることで、持続可能なまちづくりが進むことにつながります。

また、審議会等への女性の参画を促進するとともに、職場や家庭、地域における性別に基づく役割分担の見直しを進めるため、学校や企業・個人に向けた啓発活動を継続して行います。

関係する個別計画

○ 第3次名寄市男女共同参画推進計画

Ⅰ－3 デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

目指す姿

デジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、市民サービスの利便性向上と行政運営の効率化~~が進むまち~~を目指します。

現状と課題

行政サービスの効率化と市民サービスの更なる向上を図るため、専門的知見を有する外部人材の登用や、令和5年3月には策定した「名寄市DX推進計画」のもと、文書管理システムやタブレット導入による庁内業務のペーパーレス化、電子地域通貨「Yoroca」の導入、オンラインで住民票の写しなどの交付申請ができる行政手続のオンライン化など、デジタル技術の活用を進めてきました。

また、「誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル化」を目指し、スマートフォン教室や相談窓口の実施などデジタルに不慣れな方々への支援にも取り組んできました。

一方で、デジタル社会の進展に伴い、行政が扱う情報量やシステムの重要性は増しており、情報システムの安定的な稼働確保、計画的な機器・システム更新、クラウド活用を前提とした運用管理の高度化、情報セキュリティ対策の継続的な強化が必要です。

さらに、オンライン手続等の利便性やサービス品質の向上、専門知識を持つデジタル人材の確保・育成が課題となっています。

基本的な方向性

今後は、市民が利用しやすい行政サービスの実現と行政運営の効率化の両立を目指し、オンライン手続の拡充やデジタル技術を活用した情報提供の充実を進めるとともに、デジタルディバイド対策などにより、デジタルに不慣れな方も安心して利用できる環境を整えます。

さらに、AIなどの新技術を活用し、問い合わせ対応や情報提供の高度化等を通じて市民サービスの向上を図るとともに、庁内業務の効率化を進めます。

あわせて、情報システムのクラウド活用を前提とした運用管理、計画的な更新、セキュリティ対策を強化し、安定的で信頼されるデジタル基盤を構築するとともに、職員のスキル向上や組織体制の強化を図ります。

主な施策・取組

(1)庁内のDX推進

持続可能な行政運営と市民サービスの向上を両立させるため、デジタル技術の活用による業務効率化を図り、事務負担の軽減を図ります。

また、計画的な機器・システムの更新、運用管理の高度化、情報セキュリティ対策の強化を図り、情報システムの安定的な稼働確保に努めます。

加えて、データ活用や職員のデジタル能力向上に取り組むことで業務の高度化・迅速化を図り、市民との対話や複雑な課題解決に注力できる体制を目指します。

(2)地域のDX推進

市民の来庁の負担を減らし手続を便利にするため、行政手続のオンライン化における対象手続を段階的に拡充するとともに、名寄市電子地域通貨「Yoroca」を含めたキャッシュレス決済なども組み合わせて、市民に寄り添う利便性の高い行政サービスを目指します。

また、誰一人取り残されないデジタル化を進めるため、デジタルディバイド対策などにより、デジタルに不慣れな方への支援を行います。

関係する個別計画

○ 名寄市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画

Ⅰ－4 交流活動の推進

目指す姿

市内外との多様な交流を~~通じて人と地域がつながり、活力が生まれるまち~~通じた人と地域のつながりにより、地域の活力向上を目指します。

現状と課題

令和2年からのコロナ禍により、国内外の交流活動は一時中断を余儀なくされましたが、近年は交流を再開し、姉妹都市提携及び友好都市提携を結んでいる国内外の都市と市民団体等による人的交流を中心とした活動の推進に努めてきました。

移住促進の面では、「名寄市移住促進協議会」が中心となって首都圏等での相談会への出展や移住体験ツアーに取り組んできたほか、移住コーディネーターを配置し、移住相談体制の充実強化や本市の魅力発信を推進してきました。

現在実施している国内交流、国際交流、外国人支援事業について、長きにわたり実施している事業や新しく始めた事業等ありますが、各会会員の高齢化、会員数の減少により一部において事業実施が難しい状況になってきています。

基本的な方向性

各会の事業等精査しながら国際交流協会（仮）の立ち上げや各会の会員がより中心となって事業展開できるような体制構築を推進していきます。また、市内外への地域の魅力の情報発信強化により、交流人口・関係人口の拡大と移住定住の促進を図ります。

また、外国人支援について現在の事業を持続発展させていくとともに、今後多文化共生、国際交流の推進を検討します。

主な施策・取組

（1）国内交流の推進

人材育成と地域の魅力発信を進めるため、姉妹都市や交流自治体との交流を図り、地域の活性化と相互発展を目指します。

また、団体間の交流事業を支援し、学校や地域活動とも連動させながら学び合いの機会を増やすとともに、文化・産品の発信を強め、継続的なつながりを育てます。

(2)国際交流の推進

グローバル社会に対応し、国際感覚豊かな市民の育成を図るため、リンゼイ市(現カワーサレイクス市)との長きにわたる姉妹都市提携を軸に、次世代を担う青少年の相互派遣や交流を継続し、異文化への理解と親善を深める機会を提供します。

また、名寄市立大学では学生の海外学習機会の創出による人材育成を行うとともに、台湾交流では中学生、高校生の台湾派遣事業を実施し、幅広い視野を持った人材の育成を図り、交流の裾野を広げつつ地域の活性化を目指します。

(3)関係人口の拡大と移住の促進

SNS等を活用した魅力発信やシティプロモーションの推進により、スポーツ合宿の誘致や教育機関等との交流の推進、地域と多様に関わる人を増やすことで、名寄市を応援する関係人口の拡大を図ります。

また、移住促進を図るため、移住体験ツアーの受入れや仕事・住まい・子育て等の情報を分かりやすく発信し、移住希望者のニーズに応じたきめ細かな支援を行います。

(4)外国人支援と市民交流の推進

市内に在住する外国人を対象に日本語教室を開催し、日本語学習の機会を提供します。また、地域になじめるように市民との相互理解の場をつくって市民交流を進めます。

Ⅰ－5 広域行政の推進

目指す姿

近隣自治体と連携し、効率的で質の高い行政サービスを提供できる地域づくりを目指します。

現状と課題

本市は、医療、消防、ごみ処理などの広域的な課題に対して2市9町2村で構成される北・北海道中央圏域定住自立圏における広域的な取組として、救急医療の維持・確保や医療体制の充実、観光の振興などの事業を進めてきました。

また、名寄インターチェンジ周辺拠点整備事業として、道北圏域の広域を範囲とする物流・防災拠点整備構想の検討を進めており、令和7年9月に民間事業者を含む検討協議会を設立しました。

人口減少に伴い、各自治体単独での行政サービスの維持が困難になってきており、圏域全体の持続可能性を確保するためには各自治体の役割分担と連携強化が求められます。

基本的な方向性

人口減少・少子高齢化や地方財政も厳しい状況であり、周辺自治体と協力しながら定住自立圏共生ビジョンを着実に推進していくことが必要です。

また、広域防災力の向上や物流網の効率化をはじめ、人材不足など、新たな課題解決に向けた検討を進めます。

主な施策・取組

(1)定住自立圏の連携強化

上川北部圏域の中心市として、近隣自治体との定住自立圏の連携を強化し、医療、福祉、交通、教育などの機能を圏域全体で共有・維持するとともに、共同事業の拡充や人材確保、役割分担の明確化を進めることで、効率的で質の高いサービスを提供します。

(2)広域的な行政サービスの推進

行政運営の効率化を図るため、廃棄物処理など広域で行うことでメリットが得られる分野において、共同処理や連携を推進します。

また、単独自治体では対応が困難な課題に対して、広域的な視点での課題解決に向けた検討を進めます。

(3)広域防災力の向上や物流網の効率化

広域防災力の向上や物流網の効率化を図り、道北圏域の安心・安全な生活を維持していくため、定住自立圏市町村と連携した取組を進めます。

関係する個別計画

○ 北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョン(R9-13)

Ⅰ－６ 健全な財政運営

目指す姿

将来世代に負担を残さず、持続可能~~な財政運営が行われるまち~~で健全な財政運営を目指します。

現状と課題

本市の財政運営は自主財源の割合が低く、事業を展開する際に必要な起債の適正管理と将来を見据えた基金の活用などにより財政運営に努めてきました。

しかし、近年の物価高騰や人件費上昇等の影響による経常的経費の増加、また、義務教育施設など大型の普通建設事業の実施による臨時的経費の増加により、基金残高は減少傾向にあるとともに公債費も増加し、これからの財政運営は非常に厳しい状況にあります。そのため、行財政改革の徹底により歳出改革や歳入の増加策を検討していく必要があります。

自主財源に関しては、導入が拡大しているスマートフォン決済アプリによるキャッシュレス決済とコンビニ納付を併用する納付方法を令和3年度より、地方税統一QRコードを活用した納付を令和5年度よりそれぞれ採用し、納税者への利便性向上を図るとともに、市税等のより一層の財源確保を図ってきました。

また、ふるさと納税の取組では、本市の特色を表す6つの寄附目的を設定し、市内事業者と協力しながら魅力ある返礼品の提供と寄附の募集を行っています。

今後は、老朽化した公共施設の維持更新費用など、避けることのできない財政需要が増大することが予想されます。

そのため、人口減少や人口構造の変化を見据え、今後の公共施設の在り方について検討を進めることが必要です。

基本的な方向性

限られた財源の中で、多様な行政需要に効果的に対応していくため、事業の選択と集中の徹底を図るとともに、公共施設の在り方について検討を進め、次世代に過度な負担を残さないよう、健全で持続可能な財政運営に努めます。

主な施策・取組

(1)安定的な財政運営の推進

将来にわたり必要な行政サービスを維持するため、中長期の収支見通しに基づく財政運営を行います。また、徹底した行財政改革の取組を通じ、事業の選択と集中の実質化を念頭に、市民ニーズを

捉えた歳出の適正化を図るとともに、限りある財源を効果的に有効に活用し、次世代に過度な負担を残すことのないよう健全で持続可能な財政運営に努めます。

(2)公共施設マネジメントの推進

公共建築物やインフラ施設等の総合的かつ計画的な管理を通じ、財政負担の軽減と平準化を図ります。

公共建築物に関しては、名寄市役所庁舎(名寄庁舎・風連庁舎、智恵文支所)、名寄消防署をはじめとして、各種スポーツ施設、学校教育施設の老朽化が進んでいることから、これら施設の在り方の検討を踏まえた上で集約化・複合化や長寿命化改修を推進します。

(3)多様な財源確保策の強化

~~国・道の補助金・交付金の積極的な獲得に取り組むとともに、ふるさと納税をはじめ市税や使用料・手数料、財産収入など自主財源の確保・充実に努めます。~~

国や道などからの補助金・交付金については、各関係機関の情報に注視し、着実な歳入確保と新たな歳入の創出に取り組みます。市税については収納率の向上を図り、未収の発生を防止するとともに受益者負担の適正化の観点から使用料・手数料の見直しや財産収入などの強化策について検討を行います。また、ふるさと納税については積極的に事業の展開を行うことで自主財源の確保・充実に努めます。

(4)庁舎の在り方の検討

立地適正化計画や公共施設等再配置計画、公共施設等総合管理計画と整合性を図り、様々な行政機能の拠点となる庁舎の在り方について検討を進めます。

関係する個別計画

○ 名寄市公共施設等総合管理計画(H28-R17)
○ 名寄市公共施設個別施設計画(R3-R17)
○ 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画(R8-R12)

Ⅰ－7 効率的な行政経営

目指す姿

限られた人材と資源を最大限に活用し、デジタル技術や民間の手法も取り入れた質が高い行政経営を目指します。

現状と課題

労働人口の減少に伴い、職員数の減少が見込まれる中、効果的・効率的で持続可能な行政経営を推進するため、「選択と集中」の実現に向け、前例にとらわれない事業の見直しを行ってきました。

また、行政評価やローリング、予算編成を通じて、事業や取組の改善・見直しを行い、適切な行政サービスの提供と市民への説明責任の遂行に努めています。

公共施設の運営面では指定管理者制度を導入し、民間に公共施設の管理を委ねることで、民間のノウハウを活用した住民サービスの向上と経費節減を図っています。

今後は限られた職員数で複雑化するニーズに対応するための能力向上、業務効率化や事務事業の見直し、経営感覚を持った事業の推進が求められます。

基本的な方向性

人口減少や業務量を鑑みた適正な職員数での業務遂行が求められる中、職員の研修等による知識・技能の習得、意識向上に取り組みます。

また、前例にとらわれないゼロベースでの業務の見直しを行うとともに、BPR（業務改善）やデジタル技術の導入、経営感覚を持った事業の推進により、持続可能な仕組みを構築します。

主な施策・取組

(1)適正な事務事業の推進

事務事業について行政評価などを行い、PDCAサイクルの実効性の向上により、事業の見直しを進めます。

あわせて、事業の「選択と集中」を徹底し、重複や効果の低い取組の整理を進めるとともに、将来を見据えた必要性の高い施策事業へ重点的に資源を配分します。

(2)人材育成・確保の推進

多様化・高度化する行政課題に的確に対応するため、職責に応じた必要な能力を習得するための研修の実施、自ら学ぶ機会の充実により限られた経営資源を最大限に活用し、自ら考え行動する人材を育成し、組織全体の力を高め、持続可能な行政経営基盤の強化を図ります。

また、公務の魅力発信、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備、外部人材の活用などにより安定した人材確保につなげます。

(3)民間活力の活用

民間のノウハウや技術を積極的に取り入れ、行政サービスの向上とコスト削減を両立させるため、指定管理者制度の適正な運用に加え、PFI手法の検討や、地元企業との連携など、地域の課題解決に向けた取組を推進します。

行政が担うべき役割を見極めつつ、民間ならではの柔軟で質の高いサービス提供を目指すことで、地域経済の活性化と効率的な行政運営を両立させます。

関係する個別計画

○ 名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略
○ 第2次名寄市行財政改革推進基本計画

基本目標Ⅱ
【保健・医療・福祉】

誰もが健やかに安心して暮らせる支え合いのまちづくり

Ⅱ－１ 健康の保持増進

目指す姿

市民一人一人が健康に関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健やかでいきいきと暮らせる~~まち~~ようの健康づくりを通じた健康寿命の延伸を目指します。

現状と課題

乳幼児から高齢者まで市民の生涯を通じた保健対策として、感染症予防やこどもの健やかな発達発育支援、疾病予防や早期発見を目的とした健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導などを実施し、市民の健康づくりに取り組んできました。

がん検診では、早期発見のため検診対象年齢を引き下げたほか、経済的負担軽減など受診しやすい環境づくりに努めてきました。

今後も、市民の健康づくり意識の更なる高揚と自主的な健康づくり活動の促進を基本に、ライフステージに応じたこころと身体の健康づくりを通じて、市民一人一人の健康寿命の延伸を目指す必要があります。

基本的な方向性

各世代を通じて健康に過ごせるよう、市民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上と併せて、社会全体として市民の健康を支え、健康的な生活を送ることができる仕組みを目指します。

また、健康診査等による疾病の早期発見・早期治療や介護予防活動の充実や感染症予防により健康寿命の延伸を図ります。

主な施策・取組

(1)健康づくりの推進

市民が生涯にわたって心豊かに健康で生活が送れるよう、こどもの健やかな発達・発育支援、疾病予防や早期発見を目的に、健康診査、健康相談、訪問指導、健康教育などを実施します。

市民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という主体的な意識を持てるような周知・啓発、市民の健康づくりを支え、健康寿命延伸につながる取組を推進します。

(2)生活習慣病の発症及び重症化の予防

糖尿病や高血圧など生活習慣病の発症と重症化を防ぐため、健診・検診の受診率向上に向けた取組を推進します。

また、健診結果に基づき食生活改善や運動習慣の改善などの保健指導や受診勧奨を丁寧に行い、医療・保健の連携で継続的にフォローを行います。

関係する個別計画

○ 名寄市健康増進計画「健康なよろ21」(R6-R18)
○ 名寄市生きるを支える自殺対策計画(R6-R11)
○ 名寄市新型インフルエンザ等対策行動計画(H27-)

Ⅱ－2 地域医療の充実

目指す姿

必要なときに安心して医療を受けられる、安定した地域医療体制の維持を目指します。

現状と課題

名寄市立総合病院においては、快適な療養環境、質の高い医療・看護体制を維持するため、病室等既存設備の改善整備を進めたほか、令和3年3月に自動精算機を導入、令和6年3月には手術室棟を増築し、急性期医療を担う病院として、患者サービスの向上及び機能強化を図ってきました。

名寄東病院は、建物の老朽化や医療ニーズの変化により、施設や機能の見直しが必要になっており、新病院の整備について調査・検討を行ってきました。

今後は、圏域の医療機関との機能分担、連携を進め、限られた医療資源を有効に活用し、適切な医療を効率的に提供できる体制を継続していくことが必要となっています。

また、名寄市立総合病院及び名寄東病院は設備の老朽化が進んでいることや、よりプライベートを確保できる少人数の病室が求められること、新型コロナウイルスをはじめとした各種感染症への対応など、多様化するニーズ、求められる施設・設備の変化に応じた更新を検討していく必要があります。

基本的な方向性

市民が生涯を通じて心身ともに健康に暮らしていくために、限られた医療資源を地域全体で効率的に活用していくことで持続可能な地域医療提供体制の構築に努めます。

また、地域の医療ニーズを踏まえた医療体制の維持、名寄市立総合病院の診療機能強化を図ることで地域医療の充実に努めます。

主な施策・取組

(1)地域医療体制の充実

誰もが安心して適切な医療を受けられるよう、老朽化した医療施設の老朽化対策、診療所の新規開業に対する支援を推進します。

また、名寄市立総合病院を中心とした地域の医療機関の適切な役割分担により、将来にわたり持続可能で質の高い地域医療提供体制の構築に努めます。

(2)医療従事者の確保と定着支援

各大学等への募集活動、学資金貸与や奨学金返済支援制度の活用などにより新採用職員の確保に努めるとともに、医療DXの活用等による業務の改善、研修・教育環境の充実を図り、職員が安心して働き続けられる環境を整備します。

(3)地域医療機関の連携と救急医療の充実

道北北部医療連携ネットワークを有効に活用しながら、医療機関の連携、医療資源活用の最適化を図り、道北三次医療圏における医療提供体制を維持します。

関係する個別計画

○ 北海道医療計画(地域医療構想)
○ 上川北部地域行動計画
○ 名寄市病院事業経営強化プラン(R5-R9)

Ⅱ－3 子育て支援の推進

目指す姿

安心してこどもを産み育てることができ、子育てを地域全体で支える~~まち~~子育て支援体制の充実を目指します。

現状と課題

保育サービスの面では慢性的な保育士不足に対応するための緊急対策により保育士等の確保を進め、令和7年4月1日時点における待機児童は0人となりました。

ハード面では公立保育所の老朽化に対応するため、西保育所と南保育所を統合し、市立認定こども園「あいあい」を令和6年4月に開園しました。

かねてから要望の多かったこどもの遊び場については、令和3年12月にこども用屋内遊戯施設「にこにこらんど」を整備し、市内外から多くの親子に利用いただいています。

また、子育て世帯の経済的負担の解消に向けて、医療費の全額助成を令和2年には小学校6年生まで、令和6年には高校生年代までに拡大して実施しています。

母子の健康支援については、妊娠期からの切れ目のない支援を実施しており、マタニティ教室や産後の心身のケアや育児サポートなどきめ細かい支援を行う産婦健康診査・産後ケア事業を実施してきたほか、妊婦やその家族が安心して妊娠・出産に臨めるよう、保健師による伴走型支援を実施しています。

今後は、保護者ニーズに応えられる保育提供体制の確立や全てのこどもが生涯にわたってウェルビーイングを維持、向上させることができるようこども・子育て支援の充実が求められます。

基本的な方向性

安心して産み、育てられる環境の充実と、こども一人一人が平等に育まれ、健やかに育つ環境づくりを地域ぐるみで進めるため、切れ目ない相談・支援体制の充実及び関係機関との連携強化を図り、ここで育って、ここで育ててよかったと言えるまちを目指し、子育て支援の推進に努めます。

主な施策・取組

(1)保育環境の整備と提供体制の確保

共働き世帯の増加に伴う保育ニーズに対応するため、市内の教育・保育施設におけるこどもの受入れ体制の維持を図るとともに、安心・安全な保育環境の整備と~~子育て支援サービスの充実~~保育の質向上に努めます。

また、慢性的な保育士不足に対応するため、就職支援金や名寄市の保育の魅力発信の取組、名寄市立大学との連携強化などの保育士確保対策を推進します。

(2)母子保健対策の推進

妊婦やその家族が安心して妊娠・出産に臨めるよう、保健師等による伴走型の相談支援を推進します。

また、関係機関との連携のもと、マタニティ教室をはじめ、乳幼児健康診査、育児に関する健康教育や相談など、各種母子保健事業の一層の充実を図ります。

(3)こども・子育て支援の充実

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置し、関係機関との連携のもと、支援が必要なこどもと家庭への情報提供の充実ときめ細かな支援に努めます。

また、子育て支援に関するニーズ等の把握に努め、子育て支援サービスの充実とこどもの最善の利益の実現を目指します。

関係する個別計画

○ 名寄市子ども・子育て支援事業計画(R7-R11)

Ⅱ－４ 地域福祉の推進

目指す姿

住み慣れた地域で、全ての市民が互いに支え合いながら、安心して暮らせる地域共生社会を目指します。

現状と課題

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、名寄市社会福祉協議会をはじめとする様々な福祉関係団体と連携しながら地域における支援のネットワークづくりや生活支援の体制づくりを進めてきました。

老朽化が進んでいた総合福祉センターは、平成28年度から大規模改修を行い、福祉推進の拠点としての機能の充実を図りました。

近年は、人口減少や世帯構成の変化、地域コミュニティのつながりの弱まり等を背景として、ひきこもりや生活困窮など、単一の制度では解決できない複雑な生活課題が増加しており、これらに対応するために、関係機関との協働による支援体制の充実が求められています。

基本的な方向性

住み慣れた地域で、~~こども、高齢者、障がい者など~~全ての市民が互いに支え合い、認め合いながら、自分らしく生きるための「自立と共生」の地域社会づくりを目指します。

また、市民誰もが安心して健やかに暮らしていくことができるように、保健医療福祉の連携をさらに進めるとともに、民生委員児童委員をはじめとする市民と協働して、地域社会全体で住民の福祉を支え合うまちづくりを進めます。

主な施策・取組

(1)地域福祉の普及・推進

地域共生社会の実現に向け、関係団体等と連携し、広報・啓発活動を推進するとともに、市民の福祉意識の高揚を図ります。また、ボランティア活動の促進など住民同士の支え合いである「互助」を基盤とした活動の推進を支援し~~図り~~ます。

(2)福祉関係団体との連携強化

地域福祉の中心的な団体である名寄市社会福祉協議会をはじめ、町内会~~・自治会~~や市民活動団体、民生委員~~・~~児童委員等の活動を支援します。

また、各福祉団体の活動拠点である名寄市総合福祉センターの機能強化を図るなど、地域福祉活動の推進を図ります。

(3)生活に困っている人への包括的支援の充実

生活困窮者が抱える多様で複合的な課題に対する相談窓口として、「生活相談支援センター」を設置し、社会福祉団体をはじめ~~名寄市社会福祉協議会を中心に~~名寄公共職業安定所、名寄保健所、民生委員児童委員などの連携により生活困窮者の相談を継続的かつ包括的に対応するとともに、経済的及び社会的自立に向けた生活支援の充実を図ります。

関係する個別計画

Ⅱ－5 高齢者福祉の推進

目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮ら~~せるまち~~し続けられる地域包括ケアシステムの実現を目指します。

現状と課題

本市の65歳以上の高齢者数は、令和8年〇月現在で〇〇〇〇人、高齢化率は〇〇.〇%となっています。また、高齢者数における75歳以上の後期高齢者の占める割合は〇〇.〇%ですが、令和〇年には〇〇.〇%まで上昇すると見込まれて~~います。~~おり、医療・介護の需要がさらに増大することが予想されます。

高齢者が安心して暮らし続けるためには、切れ目ない医療と介護の整備を継続するとともに、介護人材の確保や~~フレイル状態を予防するための~~介護予防事業の拡充など課題解決に向けた取組が必要です。

基本的な方向性

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図る取組を推進します。

主な施策・取組

(1)介護保険サービスの円滑な推進

介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護人材の確保及び介護サービスの充実を図るとともに、介護保険制度を適切に運営します。

また、サービスの質の維持・向上を図るとともに、制度に関する分かりやすい情報提供を行い、利用者が状態に応じた最適なサービスを適切に選択できるよう、きめ細かなサポート体制を維持します。

(2)介護予防と高齢者支援の推進

高齢者が自立した生活を送ることができるよう、介護予防事業の取組を推進します。

除雪サービスをはじめとする生活支援サービスについては、地域課題や住民ニーズの把握に努め、地域の多様な主体によって高齢者を支える体制づくりを進めます。

また、高齢者の尊厳を守り、その人らしい生活を支えることを目指します。

(3)認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、本人と家族を支援する体制の維持・確保を図ります。

また、認知症サポーターの養成やチームオレンジの活動を通じて、地域における見守り及び支援体制の充実に努めます。

(4)生きがいづくりと社会参加の促進

~~高齢者の~~健康づくり教室や生きがい講座、老人クラブ~~活動~~など~~に~~高齢者が地域の中で気軽に参加できる~~地域づくりを進めます~~活動を支援します。

高齢者がこれまで培った経験や知識を活かし、社会の中で役割を持って活躍できる取組を支援します。

(5)在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護の提供体制の充実に努めます。

また、ICTの活用などにより、医療機関と介護事業所等が効果的に連携できるよう取組を推進します。

関係する個別計画

Ⅱ－６ 障がい者福祉の推進

将来のまちの姿

障がい~~のある人が~~があっても地域で安心して自分らしく生活できる、地域共生社会の実現~~まち~~を目指します。

現状と課題

これまで~~地域生活支援拠点の面的整備等により~~、障がいのある~~こどもや夫~~人が、地域で切れ目なく~~様々な支援を切れ目なく提供できる~~支援を受けられる体制の基盤~~は~~整備を進めてきました。~~しかし、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた様々な支援については、~~今後~~も支援体制の強化について検討が必要となっています。~~

しかし、~~また、精神障がい者の地域移行や生活困窮、や権利擁護~~生活上の課題などの~~多様な~~支援ニーズは複雑化・多様化しており~~への対応~~、障がいのある人本人のみならず、~~児家庭~~その家族を含めた~~への~~包括的な支援体制のさらなる充実が求められ~~など、課題は複雑化・多様化し~~ています。

基本的な方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、~~障害福祉サービスの~~更なる支援の充実を図るとともに、基幹相談支援センターと市内相談支援事業所が連携し、持続可能な相談支援体制の構築や質の向上を図ります。

また、~~合理的配慮など~~障がいに対する理解が深まっていくよう関係団体と協力して差別や偏見をなくすための啓発活動を行い、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える~~障がいの有無によって分け隔てられることのない~~地域共生社会の実現を推進します。

主な施策・取組

(1)障がい者理解の促進と権利擁護の推進

市民一人一人が障がいの特性や社会的障壁を正しく理解し、障がいのある人に対する差別や偏見をなくすため、啓発広報活動を推進します。

また、虐待防止や本人を不利益から守る成年後見制度の利用促進など、障がいのある人の権利を守る制度の周知と利用促進を図ります。

(2)地域生活支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、~~本人が必要とする~~障害者総合支援法に基づく生活支援(介護給付)の充実や、基幹相談支援センターを中心に市内の障害福祉サービス事業所と連携し、「親亡き後」や重度化・高齢化を見据えた、地域生活支援拠点としての機能充実を図ります。

また、関係機関の連携により、障がい児の発達段階に応じた切れ目ない支援を推進します。

(3)就労支援の充実

ハローワークや就労支援事業所等と連携し、就労系の~~障害~~福祉サービスや一般就労への移行サポートなどを通じ、個々の特性に応じた多様な働く機会の確保に努め、障がいのある人の自立と社会参加を支援します。

また、雇用促進のための啓発活動など関係機関と連携し推進します。

(4)生活環境等整備の充実

障がいのある人が、文化やスポーツ、レクリエーション活動を通して、生きがいのある豊かな生活を送れるよう、~~コミュニケーション支援など、本人が必要な情報を得て意思疎通できる~~さまざまなニーズにあった情報発信と生活環境の整備~~を図り~~、個々の能力~~を~~が十分に発揮できる場の創出に努めます。

また、障がいのある人を災害から守るため、関係機関との連携を図ります。

関係する個別計画

○ 名寄市障がい者福祉計画(H30-R9)

基本目標Ⅲ
【生活環境・都市基盤】

快適な都市空間と自然が調和する安全なまちづくり

Ⅲ－1 環境との共生

目指す姿

豊かな自然環境を次世代へ引き継ぎ、良好な生活環境の保全と人と自然が調和した持続可能な脱炭素社会を目指します。

現状と課題

国において、2050年までに温室効果ガスを全体でゼロにする「ゼロカーボン」宣言がされ、本市でも令和3年11月に「名寄市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

また、令和5年3月には「名寄市ゼロカーボン推進再生可能エネルギー導入計画」を、令和7年3月には、市民・事業者・行政が一丸となり、気候変動と地域課題を解決し、ゼロカーボンシティ実現を目的とした「名寄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、市全体での取組を推進しています。

今後は、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの徹底など、2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取組を計画的に進めていくことが求められます。

基本的な方向性

脱炭素社会の実現に向け、一人一人が環境問題を自分事として捉え、日頃から意識して行動できるよう、啓発活動を継続します。

また、公害のない生活環境の保持に向けた取組や、自然環境の保持に努めます。火葬場、墓地・霊園の計画的な整備による良好な生活環境の保全のため、今後の在り方についての検討を進め、利用しやすい環境を整えます。

主な施策・取組

(1)地球温暖化対策の推進

「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、温室効果ガスの排出削減に向けた取組として、省エネ行動や設備導入の促進、公共施設への省エネ設備の導入、再エネ等の活用を進めます。

また、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促すことで、次世代に豊かな地球環境を引き継ぐための持続可能なまちづくりを推進します。

(2)自然環境の保全

身近な自然を守り次世代につなぐため、保全と適切な利用を両立します。公害の防止を図り、河川・森林などの環境の保全活動を進めるとともに、関係機関と連携して公害の防止と生物多様性の維持を図ります。

(3)火葬場、霊園・墓地の適正管理

火葬場の機能維持のため、保守・点検を定期的に実施し、施設の適正管理を行います。今後の火葬場施設の機能維持に向けた改修等についても検討を進めます。霊園・墓地利用者の利便性の向上に向け、適正管理に努めるとともに、整備が必要な箇所については、計画的な整備を進めます。

関係する個別計画

○ 第4次名寄市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)
○ 名寄市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(R7-R12)
○ 名寄市ゼロカーボン推進再生可能エネルギー導入計画(R5-R12)

Ⅲ－2 循環型社会の形成

目指す姿

ごみの減量と資源化を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の実現~~の暮らしが定着したまち~~を目指します。

現状と課題

循環型社会の形成に向け、3R運動を基本としたごみの分別・資源化の啓発や再生資源集団回収事業を通じた廃棄物の減量化・資源の有効利用に関する意識の向上に取り組んできました。

名寄市・美深町・下川町・音威子府村（以下「4市町村」）で構成する名寄地区衛生施設事務組合において、建設工事を進めてきた名寄地区一般廃棄物中間処理施設「エコスピカ」~~が令和9年4月から稼働します。新しい施設「エコスピカ」では~~、焼却と破砕選別によるごみの処理方式を採用しているため、ごみの分別区分などが大きく変わることから、市民に対して、丁寧な周知と説明が必要となります。

また、4市町村のし尿と浄化槽汚泥（以下「し尿等」）を処理している名寄地区衛生施設事務組合の衛生センターは、老朽化が進んでいるため、下水との共同処理~~への移行を進めていきます。~~を行う検討を進めて来ています。

基本的な方向性

リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の従来の3Rに、リフューズ（不要なものは断る等）を加えた「4R運動」を展開し、より質の高い循環型社会を目指すとともに、廃棄物の適正処理を進めます。

また、し尿等は、名寄下水終末処理場において、令和12年度から広域による下水との共同処理を目指します。

主な施策・取組

（1）ごみ減量・リサイクルの推進

広報誌やSNS、環境教育学習、再生資源集団回収事業等を通じて、市民一人一人がごみを減らす意識を高めるための意識啓発を図るとともに、「エコスピカ」の稼働に伴う分別区分の大きな変更に合わせて、正しいごみ分別方法の普及・啓発を推進します。

（2）一般廃棄物（ごみ・し尿等）の適正処理と安定的な処理体制の整備

広域連携のもと、一般廃棄物の適正処理に努めるとともに、「エコスピカ」やリサイクル施設をはじめとするごみ処理施設の安定的な管理・運営に努めます。

また、し尿等は、4市町村・名寄地区衛生施設事務組合・名寄市下水道事業が連携し、名寄下水終末処理場において、令和12年度から広域による下水との共同処理を目指します。

(3)環境美化の推進

不法投棄を防止するため、広報誌や看板・のぼり等の設置を通じて、市民・事業者に対する周知・啓発を行います。また、土地の所有者・管理者に対しては、不法投棄を招かないための適正な管理の重要性について、周知・指導・助言を行い、土地管理の適正化を促進します。

さらに、~~春や秋等の清掃週間において、~~市民や団体による地域清掃活動を推進することで、公共空間の美化を継続するとともに、地域全体で適正な廃棄物処理を支える意識の醸成を図ります。

関係する個別計画

○ 一般廃棄物処理広域化基本計画(ごみ処理基本計画)(生活排水処理基本計画)(H25-R9)
○ 名寄地区衛生施設事務組合(名寄地域)循環型社会形成推進地域計画(R3-R9)

Ⅲ－3 消防・救急体制の確保

目指す姿

あらゆる災害から市民の暮らしを守るため、強靭で持続可能な消防救急体制を目指します。

現状と課題

現在の消防庁舎は名寄署（S54年建設）、風連署（S47年建設）とも建築から約50年経過し、災害に強い、消防庁舎の設置が重要な課題となっています。

また、消防団員の減少と高齢化が進んでいて、地域防災力の維持が課題となっています。

消防指令システムについては平成22年度の設置から15年経過、デジタル無線については平成26年度の設置から11年経過しており、更新が急がれる状況にあります。

車両の整備では、更新計画に基づく消防車や救急車に係る更新により消防・救急・救助体制の充実強化が図られていますが、納車の遅れ、財源確保について課題となっています。

基本的な方向性

消防指令システムについては、これまで名寄消防単独で更新を行ってきましたが、今後は国が推奨する広域化の方針も考慮しながら従来方針にとらわれず幅広い枠組みの中で検討を進めます。

また、デジタル無線設備について最小の投資で最大の効果を得るための更新に向けた整備について検討を進めます。

これらの設備を納める庁舎についても老朽化が進んでいるため、災害に強い消防庁舎の在り方について引き続き検証します。

主な施策・取組

(1)消防組織体制の確保

消防署員の知識と技術の向上を図る訓練や研修の実施に加え、地域防災の要である消防団員の確保と現場対応能力の向上につながる訓練と人材育成に取り組みます。

また、消防団の活動環境を整えることで組織の活性化を図り、常備消防と消防団が密接に連携し大規模災害にも対応可能な体制を維持します。

(2)住宅火災防止対策の推進

住宅火災による死者の発生を防止するため、高齢化の進行や生活環境の特性を踏まえた防火意識の高揚を図る啓発活動を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理に向けた各種取組や防火訪問を実施します。

あわせて、積雪寒冷地における季節的な火災リスクを考慮し、季節に応じた火災予防運動の展開等を通じて、地域住民や事業者と連携した防火体制を構築し、火災のない安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(3)消防施設(消防庁舎・消防指令システム・デジタル無線)の整備

災害に強く、地域防災の拠点となる消防庁舎の在り方と、導入から15年以上経過している消防指令システム及び導入から11年経過しているデジタル無線設備について、最小の投資で最大の効果が得られる更新方法について、様々な視点から調査、検討します。

(4)消防車両及び消防装備の整備

多種多様、甚大化する災害に備え最新装備の研究を進め、必要かつ無駄のない消防車両、装備について計画的に整備・更新を行います。

関係する個別計画

○ 名寄消防署消防自動車等の整備計画
○ 上川北部消防事務組合住宅用火災警報器設置・維持管理対策実施計画

Ⅲ－４ 防災対策の充実

目指す姿

災害に強く、市民が安心して暮らせるよう、~~安全なまち~~地域防災力の向上を目指します。

現状と課題

本市では、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、まちごとまるごとハザードマップ（避難所マークの設置、公共施設等に浸水深表示）の取組を行ったほか、令和4年度に新たな名寄市防災ガイドマップとWEBを活用した洪水・土砂ハザードマップデータを作成しました。

また、自助・共助に基づく地域防災力向上に向けて、自主防災組織の設立支援や地域防災リーダーの育成に取り組んできました。

発災時に被害を最小化するために、行政による防災への取組に加え、今後も地域防災力の向上を図っていくことが必要とされています。

基本的な方向性

市民が日頃から災害に備え、避難行動がとれるよう、引き続き防災や減災に対する意識を高める取組を推進するとともに、災害時に円滑な応急対策をとれるよう避難所開設等の訓練を実施し、職員の災害対応力の向上を図ります。

また、災害時に有効な情報伝達手段となるLアラート（災害情報共有システム）の整備を行い、確実に運用できるようにします。

あわせて、ストレスの少ない避難生活を送ることができるよう防災資機材の整備を推進するとともに、内水氾濫に対応するハザードマップの作成について検討します。

主な施策・取組

（1）防災体制の強化

災害時に迅速な情報伝達を行うため、Lアラート（災害情報共有システム）の更新を行います。

また、計画やマニュアルの整備・更新を適切に行うとともに、関係機関との連携充実を図り、平時から訓練等を通じて災害発生時の実効性を高めます。

あわせて、全国的に多く発生している突発的な豪雨に対応するため、内水氾濫に対応するハザードマップの作成について検討を進めます。

(2)地域防災力の向上

防災に関連する講話や研修会等を実施し、地域における防災意識の向上を図るとともに、町内会等の防災力の向上及び自主防災組織の育成並びに地区の避難力の向上を支援します。

あわせて、災害発生時に支援を必要とする人の把握と支援体制づくりを進め、地域の見守りや連携により、災害時に助け合える体制を整えます。

(3)治山・治水対策の推進

降雨や融雪水による洪水災害等を未然防止するため、河岸の崩れた箇所への護岸整備や土砂、雑木により閉塞した河川の土砂さらいを実施します。

また、危険箇所の把握と対策の優先付けを行い、関係機関との連携による整備や維持管理を実施し、治山・治水対策を推進します。

関係する個別計画

○ 名寄市地域防災計画
○ 名寄市強靭化計画(R9-R12)

Ⅲ－5 生活安全対策の推進

目指す姿

全ての人が事故や犯罪の不安を感じることなく、安心して暮らせる~~まち~~生活環境の確保を目指します。

現状と課題

本市では、春・夏・秋・冬の交通安全運動を全国・全道の交通安全運動と連動し、各団体・機関・町内会などと連携した~~実施し~~交通事故の防止と交通安全意識の拡大に努めています。

近年は高齢者等を狙った犯罪、悪質~~な~~商法、あるいは親族をかたった特殊詐欺等だけでなく、SNSを通じて知らないうちに若者が犯罪の加害者・被害者になってしまうケースや警察官をかたる詐欺などその手口はますます多様化・巧妙化しており、様々な年齢層に被害が拡大しています。

市民の安全確保のため、「名寄市安全安心地域づくり協議会」を開催し、関係機関・団体と連携し情報共有と市民の防犯意識の高揚を図ってきました。

また、広域で設置した名寄地区広域消費生活センターの運営を通じて、地域住民からの消費に関するトラブルなどの相談に対応するとともに、「悪質商法」や「架空請求詐欺」などの消費者被害を未然に防ぐ~~ための~~取組を推進してきました。

基本的な方向性

交通事故のないまちづくりに向けて、交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、交通事故を誘発する危険箇所の減少に向け~~安全~~た注意看板などの設置や、地域の要望を勘案しながら必要に応じて公安委員会へ要望をあげるなど、整備を進めます。

また、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指し、市民の安全意識・防犯意識の向上のため関係機関・団体と連携した防犯に関する啓発活動に取り組みます。

あわせて、~~また~~適切な消費者情報の提供や消費生活セミナー・出前講座の開催など、消費者被害未然防止の啓発活動を強化します。

主な施策・取組

(1)交通安全対策の推進

交通事故のない安全な交通社会を実現するため、交通安全教室の開催や街頭啓発を通じて、歩行者の安全確保とドライバーの規範意識の向上を継続的に図ります。

また、学校・地域・関係機関と連携してこどもの通学路の安全対策を推進するとともに、近年増加している高齢者による交通事故を防止するための取組を推進します。

(2)防犯対策の推進

警察などの関係機関との連携により身近な犯罪に関する情報共有を積極的に図り、市民の防犯意識を高めます。また、地域の見守りや防犯意識の啓発を推進し、地域ぐるみの防犯体制と犯罪を未然に防ぐ力を高めます。

(3)消費者の支援と消費者教育の推進

消費者被害の未然防止と被害の最小化を図るため、消費生活センター等の相談窓口において専門職による適切な助言や救済を行います。

また、セミナーや出前講座等を通じて、多様な消費者トラブルに対応できる知識の普及に取り組みます。幅広い年代に対する消費者教育の充実に努め、消費者力の向上を進めます。

関係する個別計画

○ 第11次名寄市交通安全計画
○ 北・北海道中央圏域定住自立圏共生ビジョン(R9-R13)

Ⅲ－６ 都市空間・住環境の整備

目指す姿

暮らしやすく魅力ある住まいと都市空間が整備された~~まち~~良好な都市空間の形成を目指します。

現状と課題

安心・安全な都市空間・住環境の確保は、市民生活を支える基盤であり、快適な暮らしを実現するための根幹となるものです。

「都市計画マスタープラン」、「空家等対策計画」、「住宅マスタープラン」等に基づき、都市公園の遊具更新や街路照明の整備、市街地における~~特定~~空家の解体、戸建住宅等の耐震化支援、市営住宅の改善整備など、住環境の向上に取り組んできました。

今後、更なる人口減少と高齢化の進行が見込まれる中、都市機能の縮小や空き家の増加・管理不全の拡大などにより、市民の生活環境の維持が一層困難となることが懸念されます。

持続可能な都市構造への転換と、既存ストックの適正管理・有効活用が重要な課題となっています。

基本的な方向性

人口減少や都市機能の維持管理における人手不足が見込まれる中、持続可能な都市構造への転換が求められています。このため、都市空間や住環境のコンパクト化を推進し、都市施設や住まいの環境を将来にわたり維持できる施策を展開していく必要があります。

また、PCDAサイクルの考えに基づき、個別計画の分析・評価を行い、適切な策定・見直しを進めるとともに、公共施設や都市機能の集約化を図り、住宅・建築物等の既存ストックの有効活用を推進することで、良好な都市空間の維持・向上に取り組む必要があります。

主な施策・取組

(1)都市環境の整備・保全

暮らしやすく魅力ある都市環境を維持するため、街路灯や防犯灯の維持管理、街路樹の剪定、植樹桝の美化・清掃など適正な整備や保全を行うとともに、維持管理手法について検証を行います。

また、住宅や商工業などの土地利用を適正に誘導し、便利で暮らしやすい街区の形成を目指します。

(2)持続可能な生活基盤整備の推進

人口減少社会に対応するため、住環境や都市基盤の集約化を進める~~とともに~~ため、居住や都市機能の立地誘導を図り、生活利便性を確保~~しながら~~するとともに、官民が連携した誘導策の検討を進め、コンパクトで持続可能な市街地の形成を推進します。

(3)空き家・空き地対策の推進

空き家の放置による生活環境の悪化防止と危険防止のため、空家等の適正管理に向けた啓発を行うとともに、適正管理が行われていない空家等の所有者等に対し、管理状況の改善に向けた指導を行います。

また、管理不全な空き家等の発生抑制に向けた対策を推進します。

(4)公園・緑地の適正管理

身近な憩いの場を安全に利用できるよう、遊具や設備の点検・更新などの維持管理を行い、公園・緑地を適正に管理するとともに、人口減少に合わせた都市公園の在り方の検討や維持管理手法に関する検証を行います。

(5)公営住宅の適正管理

公営住宅等長寿命化計画において定める目標管理戸数を踏まえ、市営住宅の計画的な改善及び用途廃止を推進するとともに、適切な維持管理を実施することにより、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定と団地の住環境の向上を図ります。

関係する個別計画

○ 名寄市都市計画マスタープラン(R2-R21)
○ 名寄市公営住宅等長寿命化計画
○ 第2次名寄市空家等対策計画
○ 名寄市立地適正化計画(R2-R21)
○ 名寄市公共施設等再配置計画
○ 名寄市公園施設長寿命化計画

Ⅲ－7 上水道の整備

目指す姿

水道水の安定供給の確保と水質の向上を図り、安定的な事業運営に向けて経営の健全化~~に努めます。~~を目指します。

現状と課題

これまで第2期拡張事業により水道未整備地区への配水管新設をはじめ、水道水の安定供給を確保するために水道施設の整備・更新等を進めてきましたが、施設の急速な老朽化が想定され、浄水場の電気設備の改修や老朽管の更新が急務となってきたことから、郊外地区の拡張事業については一時的に凍結としたところです。

今後、人口減少や給水収益の減収が見込まれる一方で、施設の老朽化に伴う更新需要の増大や耐震化等の様々な課題に対応するため、名寄市水道事業経営戦略に基づき、経営の効率化と健全化を推進し、持続可能な事業運営に向けて経営基盤の強化を図ることが必要です。

基本的な方向性

水道水の安定供給を確保するため、水道施設の老朽化に対応する適切な維持管理と計画的な改修更新や耐震化を推進し、効率的で透明性の高い事業実施に努めます。

また、安定的で持続可能な事業経営の実現するため、名寄市水道事業経営戦略に基づき、経営基盤の強化等に取り組み、市民から信頼される健全な事業経営を目指します。

主な施策・取組

(1)安全で良質な水道水の安定供給

安全で良質な水道水を安定的に供給するため、施設の適切な維持管理と計画的な改修更新に取り組むとともに、大規模地震に備えた耐震化を推進します。

(2)水道事業の安定運営

将来にわたって安定的に事業を継続するため、中長期的な視点に立った経営戦略に基づき、経営基盤の強化を図り健全な事業経営に取り組みます。

関係する個別計画

○ 名寄市水道事業経営戦略

Ⅲ－８ 下水道・個別排水の整備

目指す姿

効率的な維持管理により清潔で快適な生活環境を実現し、安定的な事業運営に向けて経営の健全化~~に努めます。~~を目指します。

現状と課題

将来にわたり安定的に事業を継続するため、令和5年度に策定した「第2期ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化した下水道施設の修繕や更新を計画的に実施して長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を進めてきました。

また、郊外・農村地区における合併浄化槽の普及率向上のため、個別排水処理施設の整備事業も継続的に進めてきました。

今後は、人口減少等に伴う水需要の減少や施設の老朽化、人員不足等により厳しい経営環境が見込まれるため、経営の効率化と健全化を推進し、経営基盤の強化を図ることが必要です。

基本的な方向性

公共下水道事業と個別排水処理施設整備事業が安定して運営できるよう努めるとともに、名寄市下水道事業経営戦略に基づき、経営基盤の強化等に取り組み、市民から信頼される健全な事業経営を目指します。

また、これまで名寄地区衛生施設事務組合衛生センターで処理していたし尿と浄化槽汚泥は、名寄下水終末処理場において、令和12年度から広域による下水との共同処理を目指します。

主な施策・取組

(1)公共下水道の整備

下水道事業を取り巻く環境は、普及率が向上する一方で、施設の老朽化に伴う更新需要の増大や耐震化等の様々な課題が見込まれるため、「第2期ストックマネジメント計画」に基づき、施設の計画的な更新と効率的な維持管理を引き続き実施するとともに、大規模地震に備えた耐震化を推進します。

また、名寄下水終末処理場では、「し尿等共同処理事業」を通じて近隣町村との広域化・共同化の取組を進めます。

(2)合併浄化槽の設置

郊外・農村地区においては、生活排水処理基本計画に基づき、合併浄化槽の整備を進める「個別排水事業」により、清潔で快適な生活環境を維持するよう努めます。

(3)下水道事業の安定運営

将来にわたって安定的に事業を継続するため、中長期的な視点に立った経営戦略に基づき、経営基盤の強化を図り健全な事業経営に取り組みます。

関係する個別計画

○ 名寄市公共下水道事業基本計画
○ 名寄市下水道事業経営戦略
○ 名寄市生活排水処理基本計画(個別排水処理施設整備事業)(H24-R9)

Ⅲ－９ 道路の整備

目指す姿

安全に移動できる道路環境を整備し、冬期でも快適な交通~~を~~の確保~~できるまち~~を目指します。

現状と課題

市道については、市街地・郊外地の防塵処理道路や砂利道などの未改良道路の整備を進めるとともに、老朽化の著しい舗装道路の破損や穴の補修を実施し、利用者の安全を確保してきました。

市が管理する橋梁については、5年に1度近接目視点検を行い、その点検結果を基に橋梁の補修を計画的に推進してきました。

除排雪に関しては、除排雪機械を計画的に更新し、市道除排雪体制を維持してきたほか、除排雪助成事業を拡充して、安全で快適な冬期間の環境づくりに努めています。

今後は除雪オペレーターの不足や、コストの増大が懸念される中で、効率的な除雪体制の構築や歩行者・自転車が安全に通行できる道路環境の整備が求められています。

基本的な方向性

道路整備・除排雪への市民ニーズが高いことから、市道の適正な維持補修を行い、交付金や国庫補助事業を活用し、計画的・効率的な道路整備を進めるとともに、除排雪体制の維持・強化に努め、冬期間の安全安心な生活環境の確保を図ります。

主な施策・取組

(1)国道・道道の整備促進

円滑な人流・物流を支える幹線道路網の整備や主要道路の改良による安全性の向上を図るため、国や北海道への要望活動を行います。

(2)市道の適正管理

市街地区における公共施設間の連絡道路や通学路、郊外地における未整備道路など、生活に密着した道路等を中心に、市道の整備や維持補修を計画的・効率的に推進します。

(3)橋梁の長寿命化対策

市民の安全安心を確保し、快適な道路環境を提供できるよう、市が管理する橋梁の点検、補修を計画的に推進し、長寿命化を図ります。

(4)除排雪体制の維持

冬期間における安全安心な交通確保のため、除排雪機械の適正な維持管理、老朽度や損傷度などをもとに計画的な更新を行い、除排雪体制の維持に努めるとともに、関係機関と連携し、除排雪の充実・促進を図ります。

また、除排雪助成事業の検証を行い、冬期間の安全で快適な生活環境づくりを推進します。

関係する個別計画

○ 名寄市舗装個別施設計画
○ 名寄市橋梁長寿命化修繕計画(R3-R12)

Ⅲ－10 地域公共交通対策の推進

目指す姿

誰もが利用しやすく、持続可能な公共交通ネットワークの提供を目指します。

現状と課題

宗谷本線に関しては、高校生の利便性向上や高校の魅力向上~~、宗谷本線の維持存続~~を目的に、市からの~~JR北海道への要望に基づく~~請願駅として、東風連駅を移設する形で名寄高校駅を整備しました。現在も鉄路の維持に向け、広域の課題として宗谷本線活性化推進協議会を中心に議論を継続しています。

バス路線に関しては、路線バスの廃止等に伴い、デマンドバス運行による地域の交通手段を確保してきました。

令和5年11月には、運転手不足等によりコミュニティバスが廃止された名寄地区の市街地において、AI活用型オンデマンドバス「のるーと名寄」の運行を開始しています。

既存のバス路線は利用者の減少により維持が困難になっているほか、運転免許を返納した高齢者や自家用車を持たない学生など、移動に制約がある方々の交通確保が課題となっています。

基本的な方向性

公共交通機関の利用者数の減少や人件費の上昇、燃料代の高騰などにより負担経費が増加傾向にあることから、引き続き、効果的で効率的な公共交通体系の最適化に向けて検討を行います。

また、宗谷本線活性化推進協議会において、宗谷本線を維持存続するため、関係団体と連携して取組を進めます。

主な施策・取組

(1)宗谷本線維持活動の推進

宗谷本線を維持存続するため、JR北海道や関係機関等に対する陳情・要望活動のほか、宗谷本線利用者の利便性向上及び沿線地域の振興に係る各種方策の検討とその推進を図ります。

(2)バス路線の維持・確保

バス路線の維持・確保へ向けた広報や出前講座など利用促進の取組を実施するほか、人口減少やバス利用者の減少、社会状況等を踏まえ、運転手の確保や効率的な運行方法の検討を進めます。

（3）地域公共交通の利便性向上と利用促進

地域の生活交通の実情や公共交通の利用状況などの実態を踏まえ、地域公共交通の利便性向上と利用促進、AI活用型オンデマンドバス「のるーと名寄」も含めた市全体における公共交通体系の最適化について検討を行います。

関係する個別計画

○ 名寄市地域公共交通計画（R7-R11）

基本目標Ⅳ
【産業振興】

地域の資源を活かし活力とにぎわいを生むまちづくり

Ⅳ－１ 農業・農村の振興

目指す姿

地域の強みを活かし、魅力的で持続可能な農業~~が展開されるまち~~の実現を目指します。

現状と課題

農産物の安定生産と収益性の向上を図るため、農作物生産基盤の整備の取組として区画拡大や湿害対策、農業用水を安定供給するため老朽化した幹線用水路の改修を推進してきました。

また、「農業振興センター」を活用し、実証圃場における試験栽培により、栽培技術や新規品種・作物の地域適正などの検証を行うとともに、農業者に対する圃場試験結果や新技術を活用した栽培技術等の情報提供を行ってきましたが、共同運営しているJAと十分な協議を重ね、現在の農業情勢にあった役割や体制の在り方等検討を進める必要があります。

畜産においては、生産コスト削減や規模拡大、外部支援組織の構築、優良後継牛の確保等を図るため、農業者、関係機関・団体で構成する「名寄市畜産クラスター協議会」を設置し、省力化機械導入による規模拡大や哺育・育成作業の分業化による労働負担軽減など様々な取組を推進してきました。

今後も担い手の減少や高齢化がより深刻化していくと予想されるため、農業後継者、経営継承者への支援や新規就農者確保対策の充実が求められます。

基本的な方向性

生産者圃場を活用した試験や新技術を活用した栽培技術等の情報提供など、農産物の安定生産と収益性の向上を図るため、農業者ニーズを把握し、国の支援を十分に活用しながら低コスト化、省力化を図る取組を推進します。

また、持続可能な農業となるようJA等関係機関とともに担い手対策や有害鳥獣対策への取組を推進します。

主な施策・取組

(1)農業生産基盤の整備・保全

将来にわたって安定的な農業生産を維持するため、生産性の高い農地の整備と保全を推進します。

また、農業用施設の計画的な維持管理を支援し、災害に強い基盤を整えることで、本市の基幹産業である農業が持続的に発展できる環境を構築します。

(2)持続可能な農業経営の推進

スマート農業の情報発信や導入促進を通じて農作業の省力化と生産性向上を図ります。

また、経営の多角化や安定雇用、法人化に向けた相談体制を充実させ、次世代に引き継げる力強い農業経営の実現を目指します。

(3)農業担い手の育成と確保

農業後継者を含む新規就農者等の確保を図るため、~~関係機関・団体連携による農業研修や就農に向けた相談、農業~~技術の~~習得~~修得や経営~~に関する~~指導等に関する相談・支援を行います。

また、営農に必要な作業用機械や施設の導入等初期投資~~として~~にかかる経費の助成~~を行う~~等により新規就農者等の育成を図るとともに、農業体験事業及び地域おこし協力隊の募集活動、第三者経営継承等の受入れ体制の整備等により新規参入者の確保に努めます。

(4)地場産品のPRと付加価値向上の推進

もち米を中心とした地場産品のイベントやSNS等による市の特産品等に関する情報発信を行うとともに、ふるさと納税返礼品へ農産物の活用を推進します。

また、6次産業化などの商品化や付加価値向上に向けた取組への支援を行います。

(5)有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心に有害鳥獣の駆除活動と併せて自己防衛による被害予防対策情報を発信します。また、猟友会の後継従事者の確保・育成に取り組みます。

~~ヒグマ対策においては、国・道の支援やICT機器を有効に活用して、状況に合わせた対策(問題個体の捕獲・市街地に寄り付かせない防除対策・誘引物の除去など)を行います。~~

ヒグマ対策においては、国・道の支援を有効に活用して、状況に合わせた対策(適切な捕獲の実施、市街地に寄り付かせない防除対策、誘因物の除去など)を行います。また、ヒグマ駆除隊(猟友会)の高齢化が進んでいるため、5年後、10年度を見据えた担い手対策を検討し、取り組みを進めていきます。

(6)豊かさと活力ある農村の構築

都市と農村、市民と農業を結ぶ交流を推進し、農業に対する理解を深めるため、農業体験受入れなどに取り組む団体の活動の支援や、名寄市食育推進計画に基づく農畜産物の地産地消や学校給食との連携など食育の取組を推進します。

また、多面的機能等の共同取組を活用し、農地及び農村の維持を図る取組を推進します。

(7)人と自然にやさしい農業の推進

気候変動に対応するための暑熱や寒冷といった気候由来の生産性低下・家畜の事故率の増加に対する取組や、農作物分野における適量施肥や農薬使用量低減など環境負荷低減につながる取組を推進します。

また、伝染性疾病発生を予防する取組や、発生時の蔓延防止の取組を推進します。

関係する個別計画

○ 第3次名寄市農業・農村振興計画(R9-R16)
○ 第4次名寄市食育推進計画(R5-R9)
○ 名寄市農業振興地域整備計画(R5-)
○ 名寄市地域計画(R7-)

Ⅳ－２ 森林保全と林業の振興

目指す姿

森林の持つ多面的機能~~が維持され~~の維持と、持続可能な林業経営~~が営まれるまち~~の確立を目指します。

現状と課題

森林は、木材利用のほか、国土保全や水源涵養機能などを有しており、この機能が十分発揮されるよう、市有林及び私有林の計画的な~~間伐や伐採、造林~~造林、保育、間伐など適正管理を推進してきました。

私有林の整備に関しては、令和元年度より森林環境譲与税が譲与されたことを受け、間伐、野そ駆除に加え、~~下刈り、枝打ち、~~保育間伐、下刈り、枝打ち、根踏みなどについても支援を拡充し、さらには、担い手対策、木材利用、普及啓発などに活用しています。

将来にわたり森林の多面的な機能が発揮されるよう健全な姿で森林を維持するため、森林組合等との連携のもと、森林作業員の確保・育成と計画的な森林整備を進めていくことが求められています。

基本的な方向性

「管理が十分でない私有林」の解消を図るため、対象となる森林所有者に対して意向調査を行い、森林経営計画への加入を~~促進します。~~促進し、より効率的な森林経営計画の実施を目指します。

~~ヒグマ対策においては、鳥獣被害防止総合対策交付金とヒグマ対策事業補助金を有効に活用して、状況に合わせた対策（適切な捕獲の実施、市街地に寄り付かせない防除対策、誘因物の除去など）を行います。~~

~~また、ヒグマ駆除隊（猟友会）の高齢化が進んでいるため、５年後、１０年度を見据えた担い手対策を研究・検討します。~~

また、計画的な森林整備を進めるとともに、担い手対策、木材利用、普及啓発の取り組みを進めていきます。

主な施策・取組

（1）森林の適正管理

森林の機能が発揮できる適正な森林~~事業~~施業の実施や森林の保全に努めます。また、林業経営の効率化、森林空間の総合的利用に向け、関係機関との連携のもと、林道・作業路の維持管理、整備を推進します。

また、管理が十分でない私有林の解消を図るため、対象となる森林所有者に対して意向調査を行い、森林経営計画への加入を促進します。

(2)林業担い手の確保・育成

作業員へ就労日数に応じた奨励金を支給することにより、就労の長期化・安定化の促進と林業労働力の確保を図ります。

(3)地元産木材の利用促進

公共施設や民間建築における地元産木材の活用、製品化・販路づくりを支援し、地域資源である木材の有効活用と経済の好循環と脱炭素社会の実現を目指します。

関係する個別計画

○ 名寄市森林整備計画(R5-R14)
○ 森林経営計画(　)

Ⅳ－３ 商工業の振興

目指す姿

市内事業者の持続的発展により、地域経済の活性化と~~が元気な~~にぎわいの創出~~あるまち~~を目指します。

現状と課題

経済の活性化施策として市内中小企業の経営基盤の強化、創業支援や事業承継、企業立地促進条例による企業誘致など事業所数の維持・拡大を図ってきました。また、住宅の改修工事の一部を助成することで住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化及び従業員の人材育成につなげてきました。

しかしながら、人口減少や事業所の後継者不足・人材確保の難しさなど、地方経済を取り巻く経営環境は依然厳しい状況となっています。

基本的な方向性

地域経済を支えている中小企業に対して、今後も継続した支援を実施するとともに、中小企業振興審議会等において、事業効果の検証を行った中で、市内事業者や時代のニーズに沿った企業支援を目指していきます。

また、企業の立地・誘致については、地域経済の活性化や雇用確保に大きな役割を果たすことから今後も継続した取組を実施します。

名寄市電子地域通貨「Yoroca」を活用し、地域内での経済循環の促進による地域経済の活性化を図っていきます。

主な施策・取組

(1)中小企業の経営基盤強化

市内中小企業の経営基盤強化を目指す取組への各種支援や、事業運営の基礎となる資金需要の円滑化を図るための融資のあっせん等、地域経済の持続的発展を推進します。

(2)中心市街地の活性化

~~創業支援により新規創業者の中心市街地へ誘導を図るとともに、商店街や民間団体等と連携しにぎわいと交流の拠点である中心市街地の活性化を推進します。~~

中心市街地が、多世代の交流を促進し、商業、居住、公共施設が一体となった「市民のサードプレイス」の提供を目指すため、新規創業者を中心市街地へ誘導を図るとともに、商店街や民間団体等と連携したにぎわいづくりを推進します。

(3)創業・起業支援と円滑な事業承継の促進

市内での新規創業者へ支援を行うとともに、創業後も関係機関と連携し経営指導・相談等の伴走型支援を行うことにより、創業者の安定経営・定着化を目指します。

また、事業承継に係る費用への支援や専門機関の協力による取組を通じて、円滑な事業承継を推進します。

(4)企業立地の推進

企業の誘致による雇用確保や新産業の創出等による地域経済の活性化を図ることを目的に、北北海道の交通の要衝や基幹産業の農業といった地域資源や地域の有利性を活かした誘致を目指します。

(5)生産性の高い企業経営への推進

企業のDX化や業務の標準化、付加価値の向上等事業者の生産性・効率性の向上に資する取組を推進し、企業経営の発展を目指します。

関係する個別計画

○ 創業支援等事業計画(産業競争力強化法)
○ 地域経済牽引事業計画(地域未来投資促進法)(R6-R10)

Ⅳ－４ 雇用の安定

目指す姿

~~充実した雇用環境と、安心して働き続けられるまちを目指します。~~
多様な人材の確保と誰もが安心して働き続けられる雇用環境の充実を目指します。

現状と課題

官民一体となった名寄市雇用促進協議会を設立し、事業者・関係機関等との連携・協議を通じて人材確保に向けた取組を行うとともに、若年者の市内への就職を促進するため、奨学金返済を支援する新たな制度を創設しました。また、外国人材を確保するための取組を推進し、令和５年度から社会福祉法人名寄市社会福祉事業団で受入れを開始しています。

しかし、少子高齢化や人口減少に伴う慢性的な労働者不足や市内事業者の認知度不足による地元定着の減少が課題となっており、若年者の安定的な職場定着・人材育成による人材確保や魅力ある企業情報の発信、移住施策との連携、更なる外国人労働者の受入れ体制整備等の新たな取組を推進するとともに、事業者・労働者ともに安定し働き続けられる環境づくりが必要となっています。

基本的な方向性

事業者・労働者の両者とも安定した雇用環境を構築していくために、様々な分野において人材確保と人材育成の取組を進めていきます。

主な施策・取組

(1)雇用の安定と確保

求職者にとってのワンストップ情報発信、職業体験を通じたこどもたちの地元愛着の育成等の取組を進めていくとともに、事業者への情報発信やセミナー等の開催により人材獲得のスキルアップを図り、多方面からの人材確保を図っていきます。

また、奨学金返済への支援を通じて、若年者の定着や市内事業者の雇用確保を促進します。

加えて、名寄市独自の外国人材受入れ組織設置に向けた検討を進め、外国人材を確保しやすい環境づくりを推進します。

(2)多様な働き方の推進と職場環境の改善

誰もが自分に合ったスタイルで働ける環境を整えられるよう、柔軟な勤務形態や子育て・介護と仕事が両立できる職場づくりに関する周知・啓発を行います。

また、ハラスメント防止や安全衛生の確保に関する啓発・支援を行い、心身ともに健康で意欲を持って働ける職場環境の形成を後押しします。

(3)人材育成の推進

人材の安定的な定着や育成を図るため、上川北部地域人材開発センター等を活用し労働者の専門知識・技術・資格取得等のスキルアップに向けた取組を推進していきます。

Ⅳ－５ 観光の振興

目指す姿

地域資源を活かした魅力ある観光~~により人が集い、交流が生まれるまち~~の確立と、交流人口の拡大を目指します。

現状と課題

人口減少及び少子高齢化の進行する中、交流人口の拡大は地域外からの消費を取り込み、地域経済の循環を促進する有効な手段です。

しかしながら、本市は観光地としての認知度が低いこと、通過型観光客が主であることから幅広い産業に波及効果が及んでいない状況にあります。

観光振興計画（第2次）に基づき、なよろ観光まちづくり協会が主体となり名寄ならではのアウトドア観光の推進や、地域おこし協力隊の採用しアウトドアガイドの育成や観光振興支援員を配置し、体験型観光コンテンツの造成や観光情報発信、プロモーション等を行っているものの、更なる観光資源の磨き上げと高付加価値化、観光人材の育成が求められています。

基本的な方向性

交通、宿泊、飲食、体験型観光コンテンツ等をパッケージ化する等、幅広い事業者が関わりも持ち「稼ぐ観光」を目指した取組を推進していきます。

主な施策・取組

(1)体験型・滞在型観光「稼ぐ観光」の確立

多様化する観光ニーズや、近年増加している外国人観光客に対応しサービスを提供していくため、なよろ観光まちづくり協会など関係団体及び関連事業者との連携により、一体的な観光商品開発・販売による地域経済に寄与する「稼ぐ観光」を目指します。

また、地域おこし協力隊制度等を活用し、アウトドア観光など地域資源を活用した「稼ぐ観光」のプレイヤーとなる事業者の育成を図り、戦略的な情報発信やターゲットを明確にしたプロモーションの強化を推進します。

(2)スポーツツーリズムの充実

スポーツ大会・合宿等の誘致と受入れ体制の充実を図るとともに、周辺の観光や食と連携した取組を展開することで、スポーツを通じた地域のにぎわいと、交流人口の拡大を図ります。

また、冬季スポーツの核となる名寄ピヤシリスキー場をはじめ、老朽化したスポーツ施設の修繕や更新を計画的に推進し、利用者の利便性と安全性の向上を図ります。

(3)観光資源の創出

市民との交流や地域文化との触れ合いが、新たな観光ニーズとして求められています。

観光を一部の取組とせず、市民が自然、歴史、文化、産業、イベント、日常の暮らし等が素晴らしい地域資源であるということを再認識し、地域の活力・地域のにぎわいという観光資源を創出していきます。

関係する個別計画

○ 名寄市観光振興計画(第2次)

基本目標Ⅴ【教育・文化・スポーツ】

豊かな心と個性を育み文化を継承するまちづくり

Ⅴ－１ 幼児教育の充実

目指す姿

子どもが健やかに成長し、安心して学び育つ~~環境が整ったまちを~~質の高い幼児教育環境の充実を目指します。

現状と課題

市内の幼稚園は全て子ども・子育て支援新制度に移行し、新制度に基づく施設型給付費を通じて安定的な運営の保障に努めています。

5歳児から小学校1年生の2年間にあたる架け橋期において、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図るため、幼保小連携会議を開催したほか、授業・行事、研究会・研修等の小学校とのこども及び教職員の交流活動を行ってきました。

幼稚園教諭不足や人材の定着が課題となっており、質の高い幼児教育を安定して提供する体制の確保が必要です。

基本的な方向性

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園は生きる力の基礎を育むために重要な役割を果たしていることから、幼児教育施設の安定的な運営について引き続き取り組みます。

主な施策・取組

(1)質の高い幼児教育の提供

心身ともに健やかな成長の基礎を築き、遊びを通じた学びや豊かな体験活動などを通じて質の高い教育環境を提供するため、幼稚園教諭確保対策に努めるとともに複数の教諭によるチーム保育・教育を推進します。

また、幼稚園教諭等の専門職のスキル向上を推進し、全ての子どもが安心して個性を伸ばせる質の高い幼児教育の提供に努めます。

関係する個別計画

○ 名寄市子ども・子育て支援事業計画(R7-R11)

Ⅴ－２ 義務教育の充実

目指す姿

全ての子どもたちの可能性を引き出し、キラキラと輝く生きる力を育む名寄の特色を生かした学校教育の実現を目指します。

現状と課題

教育内容の面では、主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善とよりよい生活・運動習慣の定着を車の両輪と位置付け、名寄市教育改善プロジェクト委員会が中心となり、市内の小中学校が一体となった学力向上・体力向上・特別支援教育の充実を図る取組を推進してきました。

また、子どもたちを取り巻く環境が多様化するとともに、一人一人が抱える問題も複雑化していることから、児童生徒の不登校が増えていることが課題になっており、教育支援センターや校内教育支援センターを設置し、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を行ってきました。

教育環境の面では、安全安心で快適な教育環境を整備するため、老朽化が著しかった智恵文小学校を義務教育学校として整備を行ったほか、名寄中学校の改築工事及び旧名寄産業高校光凌キャンパスを名寄東中学校として活用するための改修工事を行い、市内の全小中学校の耐震化を図りました。

また、小中学校へのエアコン設置は令和7年度、小中学校のトイレの洋式化は令和8年度に完了しました。

基本的な方向性

全ての子どもたちの可能性を引き出し、輝かせるため、地域の特色を活かし、余白の創出を通じた多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程を先行的に編成・実施し、教育の質の向上を図ります。

児童生徒数の将来推計等を考慮しながら、小中学校の適正な配置の在り方等について検討します。

多様な子どもたちが誰一人取り残されない小中学校間の切れ目のない支援の充実に向けて、障がいのある子どもの学びの場と教育課程の充実を図るほか、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受皿の整備について検討するとともに、教育相談センターを拠点に関係機関等と連携を図りながら、教育相談体制の充実を図ります。

※小中学校：小中学校には、義務教育学校（前期課程及び後期課程）を含みます。

主な施策・取組

(1)地域とともにある学校づくりの推進

学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら、コミュニティ・スクールの枠組みを活かし、学校情報の積極的な公開や地域との双方向の対話を促進するとともに、地域の特色を活かした学校づくりを推進するなど、地域全体でこどもを育む体制の充実を図ります。

(2)キラキラ生きる力を育てる教育の推進

名寄市教育改善プロジェクト委員会を中心に多様な子どもたちを包摂する柔軟な教育課程を編成・実施し、教育の質の向上を図るとともに、デジタル学習基盤と特別支援教育を土台に主体的・対話的で深い学びの実装を目指した授業改善を推進することにより、全ての子どもたちがキラキラと輝ける生きる力を育みます。

(3)社会の変化や多様な教育ニーズへの対応

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置、教育相談センターや校内教育支援センターの改善充実により、不登校やいじめ、発達の特性など、多様な子ども一人一人に寄り添った支援を行います。

様々な今日的な教育課題に対し、市内の小中学校が一体となって課題解決に取り組み、国際社会で通用する資質・能力を育む質の高い教育の実現を目指します。

(4)安全安心で豊かな教育環境の整備

子どもたちが安全安心で、快適に学校生活を送ることができる環境を確保するため、学校施設の老朽化対策や安全性の向上等を図ります。

児童生徒数の減少による学校規模の小規模化や学校施設の老朽化を踏まえ、小中学校の再編も含めた適正規模・配置について検討します。

関係する個別計画

○ 名寄市学校教育推進計画
○ 名寄市立小中学校適正配置計画(第2期)
○ 名寄市立小中学校施設整備計画

Ⅴ－３ 高校支援の充実

目指す姿

魅力ある学校づくりと生徒の確保に対する支援の工夫を行い、名寄高校の安定的な存続と発展を目指します。

現状と課題

名寄高等学校と名寄産業高等学校の再編統合により、令和5年4月に新設の名寄高等学校が設置されたことから、パンフレットやポスターの作成、中学生向けの動画配信、学校説明会への協力など中学生や市民・地域の方々へ新設校の情報発信やPRを行ってきました。

また、名寄市内の高校に在籍する~~学生~~生徒の資格取得に係る~~受験料~~受検料を一定の基準で助成するなど、様々な支援を行ってきました。

今後も市内中学校の卒業者数の減少が見込まれる中、市内唯一の高校となった名寄高校が、生徒やその保護者から選ばれ、地域からも親しまれる魅力ある学校となるよう、支援策・支援体制の充実を図ることが必要です。

基本的な方向性

名寄高校が市内の生徒等から選ばれる魅力ある学校となるよう、入学者及びその保護者へのアンケートを実施するなど、多様なニーズを把握するとともに、高校等と協議しながら効果的な支援を検討・実施します。

また、名寄高校の魅力をはじめ、支援事業の内容等に係る情報発信を強化します。

主な施策・取組

(1)高校の魅力向上と生徒確保に向けた支援

名寄高校や学校運営協議会等と協議・連携しながら支援策を検討・実施し、地域に開かれ魅力ある学校づくりと高校の情報発信を支援します。

※中学校：中学校には、義務教育学校（後期課程）を含みます。

Ⅴ－４ 大学教育の充実

目指す姿

地域に根ざした大学として、高度な知識と技術をもつ人材の育成と地域貢献の充実を目指します。

現状と課題

名寄市立大学は、地域における保健・医療・福祉、保育・教育分野を中心とした専門職人材の養成及び地域課題の解決に資する教育研究活動を通じて地域社会の発展に寄与してきました。

名寄市を中心とした北北海道の地域においては、18歳人口の減少が全国平均を上回るなど、高等教育機関を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、また、人材確保は地域社会において喫緊の課題となってきております。

大学施設は、バリアフリー化を含めた改修工事を適宜実施してきましたが、老朽化した建物も多く、今後も補修等の工事が必要です。

また、学内における各種システム、ネットワーク、ICT機器等の定期的な更新やセキュリティの充実など、更に今後は生成AIを活用した教育研究環境整備も必要となってきております。

基本的な方向性

専門教育の充実や学修支援、さらには高大連携など、学生確保に向けた様々な手法に取り組むとともに、快適な教育研究環境の整備に努めます。

また、より高度で専門的な教育研究の充実・発展を図るため、大学院設置に向けた検討を進めるなど、魅力ある大学づくりを目指します。

令和9年4月より、公立大学法人へ移行します。本移行により、「経営の自律性」と「意思決定の迅速化」を確立し、地域課題への即応力を高めるとともに、大学のさらなる魅力向上を推進する体制を構築します。

主な施策・取組

(1)教育研究等の質の向上

「教育」「研究」「地域交流」の3つを柱とした活動を通して、地域貢献に資する教育・研究の充実・発展を図ります。

教育研究活動等について、自己点検・評価を基としたPDCAの実施等により充実を図っていきます。また、外部機関等からの評価・意見等を十分に認識し、改善及び向上に努めていきます。

各学科を基礎とした専攻など、大学院設置に向けた検討を進めていきます。

（2）業務の効率化及び財政運営の改善

DXの推進など業務の効率化・合理化を図ります。また、外部資金の獲得や寄附金など、自己収入の確保に向けた取組を推進し、安定した財政運営に努めます。

（3）教育研究環境の整備

快適な教育研究環境を提供するため、引き続き既存校舎等の改修のほか、近年の急激な温暖化に対応した空調設備整備を実施していきます。

併せて、オンラインでの講義・会議、AIの活用をはじめ、教職員・学生がICTリテラシーをより一層活

V－5 生涯学習の推進

目指す姿

誰もが生涯にわたって学び、支え合い、協働し、社会に貢献できる豊かな個性と人間性を育むことができる生涯学習の環境づくりを推進し、生涯学習社会の実現を目指します。

現状と課題

市民が生涯にわたって主体的に学び、心豊かな人生を送ることができるよう努めてきました。

人生100年時代において、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉えるウェルビーイングを目指し、誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会が求められています。

市内の幼稚園に家庭教育学級を設置し、家庭教育に関する学習や保護者間の交流等を行うほか、親子がふれあう学習の機会や講演会を開催し、保護者が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう努めてきました。

未来を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員としての人間性や社会性を身につけることができるよう、様々な体験・交流事業を推進してきました。

基本的な方向性

家庭教育に関する学習機会の提供を図るほか、家庭教育や子育てに関する相談機会を得られるよう、相談窓口を周知し、利用しやすい環境づくりに取り組みます。

青少年の健全な育成に向けて、より実効性のある体験・交流活動を推進するほか、放課後等の居場所づくりについて充実を図ります。

~~障害~~障がいの有無にかかわらず、個々のニーズに応じた多様な学びの場を提供することにより、誰一人取り残されない、~~学校段階や~~発達段階等に応じた学習機会の充実を図るほか、社会人の学び直しに対する支援等に取り組みます。

「V-5　生涯学習・社会教育の振興」を
「V-5　生涯学習の推進」
「V-6　社会教育の充実」
に分けて整理

主な施策・取組

(1)家庭教育の支援

子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点である家庭教育を支えるため、親同士が自主的に学び合う場、親子や親同士のコミュニケーションを深める機会等を提供します。

また、子育て等の悩みに関する相談窓口や北海道家庭教育サポート企業等制度の周知等に努めます。

(2)青少年健全育成活動の充実

子どもたちが自然体験をはじめとする様々な体験活動を通じ、自主性や社会性を身につけることができるよう、野外体験学習や交流活動等を推進します。

また、放課後等に子どもたちの安全安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブ等の充実や既存施設等を有効活用した居場所づくりを進めます。

(3)ライフスタイルに応じた学びへの支援

何歳になっても新たな学びや学び直しができ、スキルアップ等に役立てられるよう、多様な資源を生かした学びの機会の創出や各団体等が実施するリカレント教育に関する情報を収集し、その提供に努めます。

また、高齢者が生きがいを持って生活できるよう、豊かな知識、経験等を生かせる機会の充実を図ります。

(4)多様な学びやつながりの機会の提供

共生社会の実現に向けて、すべての市民が生涯にわたって主体的に学習し、自らの向上や地域社会への貢献など、充実した人生を送ることができるよう、デジタルとリアルの双方を踏まえ、多様な学びやつながりの機会を提供します。

関係する個別計画

○ 名寄市社会教育推進計画

Ⅴ－６ 社会教育の充実

目指す姿

社会教育の拠点である社会教育施設の機能強化や学校と地域の連携・協働による教育活動等を推進し、地域づくりを支えることができる社会教育の実現を目指します。

現状と課題

公民館、図書館、博物館、天文台等の社会教育施設を拠点とし、市民が主体的に学ぶことができる環境の充実や社会教育施設の計画的な整備に向けた取組を推進してきました。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進により、将来を担う子どもたちの成長を地域ぐるみで支えていく取組の充実を図る必要があります。

地域の問題が多様で複雑になっている中、地域をより良くし、持続可能にしていくためには、公民館等において、つながりづくりや地域づくりを意識した学びの機会をこれまで以上に提供していくことが必要である。

市立名寄図書館と名寄市児童センターは、老朽化が顕著な状況であるため、他の施設との複合化を含めた対応策を検討する必要があります。

基本的な方向性

社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成等を通じた社会教育の充実を図ります。

学校と地域が連携・協働する地域学校協働活動を通して、地域の教育力向上を図り、持続可能な地域づくりを推進します。

市民一人一人が地域課題を自分ごととして捉え、協働しながら解決していく力の育成を図るため、地域や社会の課題を解決する学習機会の提供に取り組みます。

老朽化が進む市立名寄図書館と名寄市児童センターの現状と課題等を踏まえ、今後の整備の方向性について検討を行います。

主な施策・取組

(1)社会教育施設の充実

社会教育の拠点である各施設の機能強化により、社会教育活動の充実を図るとともに、施設間が連携・協力した魅力ある施策の展開に努めます。

(2)地域と学校の連携・協働の推進

学校を核とした地域づくりを進めるため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、地域全体で子どもたちの成長を支える体制の整備に努めます。

(3)地域課題に対応した学びの推進

行政や企業など、多様な主体と連携しながら、地域が抱える様々な課題等を市民自身が学びを通して考え、解決していく機会の提供に努めます。

(4)社会教育人材の養成・活躍機会の拡充

多様な分野の施策と連携しながら、つながりづくりや地域づくりを担う人材の養成と社会教育人材のネットワークづくりに努めます。

関係する個別計画

○ 名寄市社会教育推進計画
○ 名寄市子どもの読書活動推進計画

Ⅴ－７ 文化ー芸術の振興と文化財の保護・継承

目指す姿

誰もが文化芸術活動に親しみ、触れることができる環境づくりと、郷土の歴史や文化に誇りと愛着を持ち、次世代に継承することを通して文化芸術活動の~~活発なまち~~振興を目指します。

現状と課題

市民との協働により、市民文化センターのEN―RAYホールを核とした舞台芸術の鑑賞機会の提供を行ってきたほか、地域の歴史や文化、自然等をテーマに特別展や企画展を開催するなど、市民が文化芸術に触れる機会づくりに努めてきました。

本市の有形・無形の指定文化財については、次世代へ引き継ぐための支援を行っており、風連獅子舞保存会への補助金の交付など、地域文化継承への支援を行ってきました。

人口減少と高齢化の進展を背景に、文化芸術団体の高齢化や後継者不足が課題となっているほか、地域の歴史や文化財を次世代につなぐための保存・活用策が求められています。

基本的な方向性

共生社会の実現に向けて、多様な主体が文化芸術活動に参画することにより、多様性を尊重した文化芸術の振興を図ります。

また、子どもたちの豊かな人間性を涵養するため、本物の文化芸術に触れることができる鑑賞・体験機会を確保し、文化芸術を通じた次代を担う子どもたちの育成を図ります。

市民が主体の文化芸術活動を支援し、~~文化芸術~~その活動を担う人材育成につなげるほか、文化資源の確実な~~伝承~~継承と一層の活用を図ります。

主な施策・取組

(1)文化芸術活動の推進

各種文化芸術団体・サークルの活動に対して支援を行うとともに、市民文化センターやふうれん地域交流センターを拠点に活動の発表や優れた文化芸術に触れる機会の充実に努めます。

また、地域に根ざした文化芸術活動に対して支援を行います。

(2)文化財の保護･継承と活用

本市の歴史を伝える文化財の保護活動や~~伝承~~継承活動に対する支援や担い手の育成を続けるとともに、文化財の魅力を市民に広く知っていただくための企画展や講座等を行います。

関係する個別計画

○ 名寄市社会教育推進計画

Ⅴ－８ 日常のスポーツ文化と健康づくりの推進

目指す姿

こどもから高齢者まで、誰もがスポーツを通じWell-being~~(生活の満足度・幸福感)~~を実感できるよう、スポーツに親しめる環境を整え、生活文化としてのスポーツの定着と健康づくりの推進~~まち~~を目指します。

~~誰もがスポーツを継続できる環境を整え、生活文化として定着させ、健康づくりと地域の活力を創出します。~~

現状と課題

本市ではこれまで、関係機関・団体と連携しながら、スポーツ教室の開催や各種大会の開催支援、学校開放事業などを通じてスポーツの振興に努めてきました。また、市内のスポーツ関係団体の統合により「一般財団法人Nスポーツコミッションなよろ」が発足し、スポーツ施策の推進体制の強化が図られています。

一方で、人口減少や少子高齢化、生活環境の変化により、運動習慣が十分に定着していない層も一定数存在しており、健康づくりや生活習慣病予防、社会参加の観点から、日常的に身体を動かせる機会の確保が求められています。

また、スポーツ施設についてはスポーツセンターの大規模改修を実施するなど計画的に修繕を進めてきた一方、プール、野球場、テニスコート等を含め老朽化が進む施設が多く、限られた財源の中で安全性を確保しつつ持続可能な管理・運営を進める必要があります。さらに、名寄市ピヤシリシャンツェなど大規模改修が必要となる施設については、財政負担の大きさが課題となっています。

市民が日常の中で運動・スポーツに親しみやすい環境を整備するとともに、健康づくりや生きがいづくり、地域のつながりづくりに資する取組を充実させ、誰もが安心して参加できるスポーツ環境の形成を図る必要があります。

基本的な方向性

スポーツを競技やイベントにとどめず、市民の健康づくりや社会参加、地域のつながりづくりを支える「生活文化」として位置付け、誰もが継続して取り組める運動習慣の形成を推進します。

また、生涯スポーツの推進により心身ともに健康な市民の増加を目指し、運動・栄養・交流などの視点を取り入れながら、多様な主体と連携して取組を展開します。

さらに、スポーツ施設については安全・快適な利用環境を確保しつつ、利用ニーズや老朽化の状況を踏まえた計画的な修繕と運営改善を進め、持続可能な施設マネジメントを推進します。

主な施策・取組

(1)日常的な運動習慣の定着とWell-Being向上の推進

市民が日常の中で無理なく身体を動かし、散歩や体操、筋力づくり等を継続できるよう、多様な運動機会を充実します。あわせて、公園等の公共空間を活用した取組を推進し、冬期も安全に外出できる歩行環境づくりを関係部署と連携して進め、運動習慣の定着とWell-Being向上につなげます。

また、日常生活の中で心身のコンディションを整えられるよう、短時間で取り組めるプログラムや身近な場所で参加できる取組を展開するとともに、企業等とも連携しながら運動機会の創出を支援し、生活習慣の改善やストレス軽減、健康保持を図ることで、生活文化としてのスポーツ推進と、更なるWell-Beingの向上につなげます。

(2)こども・若者のスポーツ機会の確保と成長支援

こどもや若者がスポーツに親しみ、挑戦する力や協働する力、自己肯定感を育むことができるよう、スポーツ団体や学校等と連携し、継続的に参加できる環境づくりを進めます。また、小学生から高校生まで一貫して育成できる環境づくりを推進し、発達段階に応じた指導や活動機会の充実を図ります。さらに、部活動の地域展開に対応し、地域クラブ等と連携しながら、中学生が安心してスポーツ活動を継続できる環境を整備し、競技志向から仲間づくりや生涯スポーツ志向まで多様なニーズに応じた活動機会を充実します。

(3)誰もが参加できるインクルーシブスポーツの推進と「つながり」を生む地域コミュニティの形成

年齢や体力、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツを通じて交流し、日常的に身体を動かすことができるインクルーシブスポーツを推進します。ボッチャ等の地域活動の広がりを踏まえ、パラスポーツ指導員の養成や関係団体との連携による定期的な教室・体験機会の充実を図り、障がいのある方も継続して参加できる環境づくりを進めます。

あわせて、スポーツを通じて地域の交流やつながりが生まれるよう、スポーツ団体・サークル活動等を支援し、参加のハードルが低い取組を充実します。世代間交流や孤立予防にもつながる活動を促進し、地域コミュニティの活性化を図るとともに、子育て世代や働く世代が参加しやすい環境づくりとして、親子参加型の取組や仕事帰り・週末に参加できるプログラムなど、生活スタイルに応じた運動機会の創出を支援します。

(4)スポーツを活かした地域の魅力向上・交流促進

スポーツ大会や合宿等の受入れを通じて交流人口の拡大を図るとともに、地域資源と連動した滞在価値の創出に取り組みます。市民が誇りを持てるスポーツ文化を発信し、地域の魅力向上と活力の創出につなげます。

また、関係団体と連携し、スポーツを通じた交流機会の創出と地域の魅力発信に取り組みます。

（5）スポーツ環境の最適化と持続可能なマネジメント及び推進体制の整備・連携強化

スポーツ施設について、安全性・快適性を確保しながら計画的な修繕を推進するとともに、利用状況やニーズを踏まえた運営改善を行います。限られた財源の中で、機能維持と効率的な管理運営を両立し、持続可能なスポーツ環境の整備を進めます。

あわせて、行政、スポーツ団体、関係機関、民間事業者等の役割分担を明確にし、連携体制を整備します。名寄市立大学等の知見や人材、医療・福祉関係機関等との連携を進めることで、スポーツを軸とした健康づくり施策の充実と、持続可能な取組の推進を図ります。さらに、企業の福利厚生や健康経営の取組とも連携し、職域における健康づくりの推進や、働く世代の運動機会の拡充につなげることで、地域全体でスポーツを支える基盤を強化します。

関係する個別計画

名寄市スポーツ推進計画（R8-R12）